倉吉市国土強靱化地域計画（第２期）

素案

～災害に強く安心して暮らせるまちづくり～

令和８年 12 月

倉　吉　市



＜　目　次　＞

Ⅰ　はじめに
１　計画策定の趣旨……Ⅰ-1
２　地域計画の位置付け……Ⅰ-2
（１）基本計画との調和……Ⅰ-2
（２）他計画との関係……Ⅰ-2
３　計画期間……Ⅰ-3
４　計画策定の流れ……Ⅰ-3

Ⅱ　本市の特性と課題
１　地形・地質的特性……Ⅱ-1
２　気候的特性……Ⅱ-4
３　社会的特性……Ⅱ-8
（１）人口……Ⅱ-8
（２）産業……Ⅱ-11

Ⅲ　基本的な考え方
１　国土強靱化の目標……Ⅲ-1
（１）国土強靱化の基本理念……Ⅲ-1
（２）基本目標……Ⅲ-2
（３）事前に備えるべき目標……Ⅲ-2
（４）国土強靱化を進める上での留意事項……Ⅲ-3

Ⅳ　リスクシナリオの設定
１　想定する大規模自然災害……Ⅳ-1
（１）対象とする大規模自然災害……Ⅳ-1
（２）被害の想定となる鳥取県及び倉吉市の過去の災害……Ⅳ-2
（３）参考とする他県の大規模自然災害の事象……Ⅳ-11
（４）想定する大規模自然災害の特定……Ⅳ-21
２　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定……Ⅳ-26
３　施策分野の設定……Ⅳ-28

Ⅴ　脆弱性評価
１　脆弱性評価の考え方……Ⅴ-1
（１）脆弱性評価の意義……Ⅴ-1
（２）脆弱性評価の流れ……Ⅴ-2
２　現行施策の評価……Ⅴ-3
３　脆弱性評価の総括……Ⅴ-8

Ⅵ　強靱化のための取組
１　国土強靱化に向けた方向性……Ⅵ-1
２　施策プログラムの設定……Ⅵ-4
３　個別施策分野の役割……Ⅵ-29
４　施策の重点化……Ⅵ-33

Ⅶ 計画の推進に向けて

１ 計画推進‥‥‥

Ⅰ　はじめに

1．計画策定の趣旨

わが国では、度重なる大規模自然災害により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきた。

平成 23 年（2011）東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード９の巨大地震と大津波により甚大な被害を受け、大規模自然災害に対する社会経済システムの脆さが明らかとなった。また、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧・復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

このような状況を踏まえ、平成 25 年（2013）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき国は「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

国土強靭化の理念として、『いかなる災害等が発生しようとも、「人命の最大限保護」「国家・社会の重要機能の維持」「財産・公共施設の被害最小化」「迅速な復旧復興」を基本目標とし、平時からの事前対策により、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する』としている。

近年においても、全国各地で台風・豪雨災害や令和６（2024）年能登半島地震、令和７（2025）年埼玉県八潮市の道路陥没事故、同年大船渡市林野火災などの大規模災害が頻発しており、本県では令和３（2021）年７、８月豪雨、令和５（2023）年１月豪雪、令和５（2023）年台風７号に見舞われるなど、自然災害によって甚大な被害を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り返している。

このような中、国は近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、令和５（2023）年７月に「基本計画」を見直し、令和７（2025）年６月に「第１次国土強靭化実施中期計画」を策定した。また、鳥取県においては、基本法第 13 条に基づき、令和８（2026）年３月に「鳥取県国土強靭化地域計画（第３期　計画期間：R8-R12）」（以下「県地域計画」という。）を策定された。

本市においても、令和２（2020）年３月に「倉吉市国土強靭化地域計画（第１期計画）」を策定し、大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、国や県など関係者相互の連携のもと、倉吉市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

このたび、本計画の推進期間を概ね５年間とする中、第１期計画策定から６年が経過していること、及び計画期間中に発生した大規模自然災害等に起因する課題等へ対応するため、基本計画および県地域計画（第３期）の内容を踏まえた見直しを行うことにより、国土強靭化に関する本市の施策を推進し、引き続き「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」に向けた取組みを計画的に進めていくこととする。

また、本市の総合計画の重点事業である「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（倉吉市未来いきいき総合戦略）」では、『人口減少を抑制し、地域社会の機能（都市機能、地域コミュニティ等）を維持しながら、市民一人ひとりが希望を持って住み続けることができるまちづ

くり』を将来像とし、総合計画での「地方創生」に関わる施策と連動した位置づけとしている。国土強靭化においても総合計画との整合を図り、持続可能な地域づくりを念頭に、災害等を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる市域の構築を目指していくため、「倉吉市国土強靭化地域計画（第２期計画）」を策定するもの。

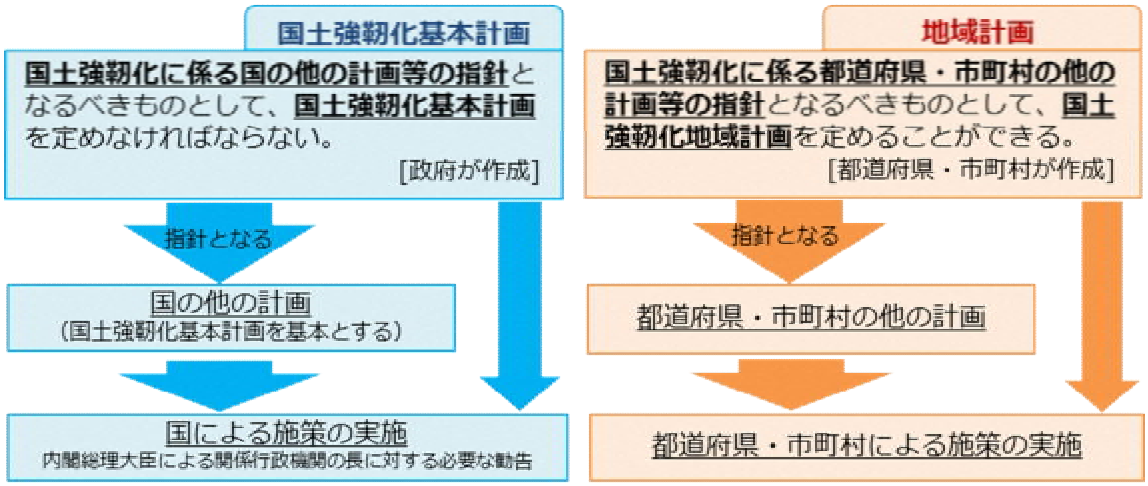
２．地域計画の位置づけ

（１）国土強靭化基本計画及び県地域計画との調和

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定し、第 14 条に基づき国の基本計画と調和が保たれたものとする。

また、県地域計画が本地域の被災形態を包含する計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つものとする。

【地域計画の位置付け】

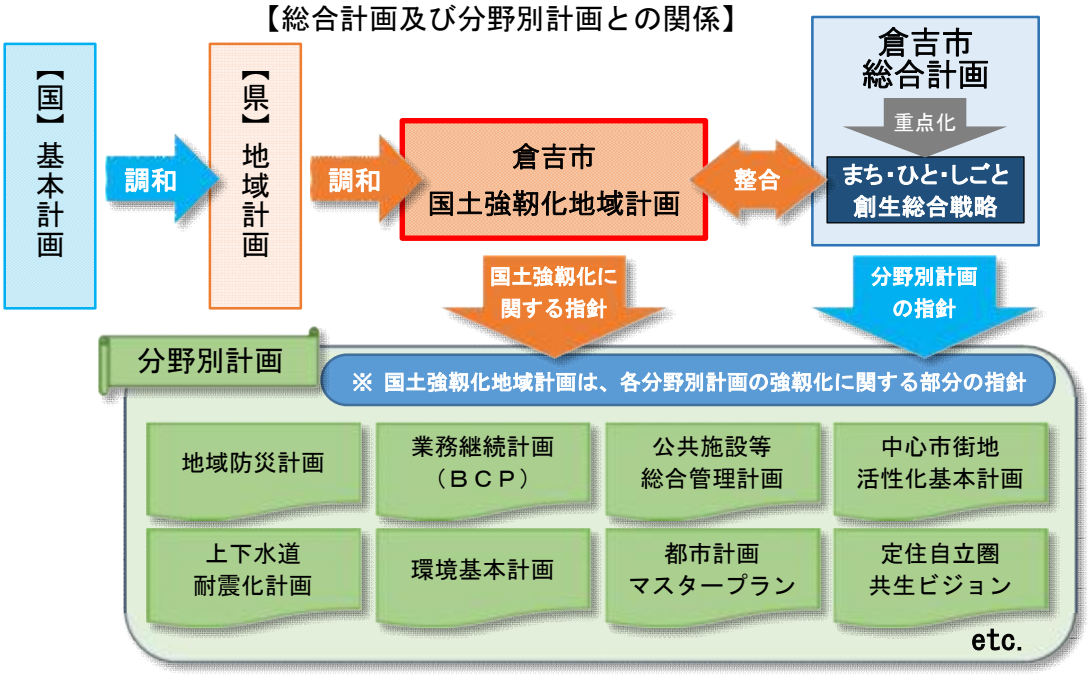


※「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第６版）基本編」（内閣官房国土強靭化推進室）より

（２）他計画との関係

本計画は、国土強靭化の観点から、本市における「倉吉市地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画の指針となるものである。

【総合計画及び分野別計画との関係】



3．計画の期間

本計画の推進期間は、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の概ね５年間とする。その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね５年毎に計画の見直しを行う。

4．計画策定の流れ

地域計画の策定は、以下の図に示す手順（STEP１～STEP5）で進める。

STEP1　目標の明確化

基本目標

1．**人命の保護**が最大限図られる
2．県及び社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持**
3．県民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
4．**迅速な復旧復興**

社会経済システム上で必要な要件

事前に備えるべき目標

1．直接死を最大限防ぐ（人命の保護）
2．救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止
3．行政機能の確保
4．情報通信機能の確保
5．地域経済活動の維持
6．ライフラインの確保及び早期復旧
7．二次災害の防止
8．迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興

STEP2「最悪の事態」・施策分野の設定

1．想定する大規模自然災害の抽出　〈地震・津波・豪雨暴風雨・土砂災害・豪雪暴風雪・渇水等〉
2．「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」を 30 ケース設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組の分野

●個別施策分野
①行政機能分野
②住環境分野
③保健医療・福祉分野
④産業分野
⑤国土保全・交通分野

●横断的分野
①リスクコミュニケーション分野
②老朽化対策分野
③人口減少対策分野
④人材育成分野
⑤官民連携分野
⑥デジタル活用分野

STEP3　脆弱性の評価、課題検討

1. 現状調査
「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理

2. 現状分析
県等の取組について、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出

3. 脆弱性評価結果まとめ
30 の「起きてはならない最悪の事態」「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を把握

STEP4　対応方策の検討

・各々の施策プログラム及び施策分野について、推進方針を整理
・指標及び数値目標の設定　＝　KPI（重要業績指標）

STEP5　対応方策の重点化

・「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化
・重点化したプログラムを充実させるため、横断的部分野からの施策を上乗せし、実行性と効率性を確保

Ⅱ　本市の特性と課題

１．地形・地質的特性

＜倉吉市地域防災計画　第Ｉ編　総則　第３章　市の地域の自然条件と災害履歴より抜粋＞

（Ｉ）地　形

市は、県のほぼ中央部に位置し、天神川が南北方向に流下している。また、市街地付近では、小鴨川及び国府川が天神川に合流している。

【倉吉市の位置図】



市の地域の地勢は、沖積低地（平野）、山地及び山地の縁辺に形成された台地に大別される。

沖積低地は、天神川流域部と左岸上流部の小鴨川及び国府川流域部に大別される。これらの地域は、地勢及び地質の相違によるもので、小鴨川流域地域は、大山東麓を源とする火山性地域が大部分で、その流域に広がる低地は扇状地性である。

一方、天神川流域は対照的に非火山性の地域であり、背後の準平原地域を急勾配で流下し、流域における低地の割合は低くなっている。

また、天神川下流域地域は、北条砂丘等によって閉塞された後の内側に残った潟湖（砂州によって出口をふさがれた湾）に由来している。

ア　天神川流域

天神川水系は、上小鴨地区と関金地区の境界部付近の狭窄部を経て、市街地を北流している。この狭窄部から上流側では、狭い谷部にわずかな低地を形成しているに過ぎない。

この狭窄部から下流側では、まっすぐに北流する河道を挟んで、東西に緩やかな小起伏丘陵が分布している。

天神川流域部の地形的特徴は、三角州の低地及び低湿地からなり、本流域内は、最も旧河道の形跡を大規模かつ明瞭に残し、自然堤防も連続的で天神川の変遷の歴史をよく物語っている。

また、台地及び扇状地の発達が見られないことも本地域の特徴である。

旧河道は、竹田橋から下流の右岸において、連続的に田後（湯梨浜町）付近まで追跡することができる。わずかＩkm幅の右岸において３流路認められ、福庭付近で交差し、一部は現本流に合流しているものがある。一方、左岸には右岸ほど多くの旧河道は認め

られないが、小田橋付近から蛇行して、穴窪地区で西に大きく流路を変えるものが見られる。その追跡は困難であるが、旧天神川は、現在の北条川を西流し、由良地区が河口であったと考えられている。現河口部は、河川改修による人工的な河口である。

また、現在の三角州性の低地は、小田橋付近を中心支点にして、天神川が西に東に流路を絶えず変えて形成したものである。

自然堤防は、現河道の右岸に沿って、竹田橋付近から細長く連続した分布を示している。天神橋付近に至る４㎞以上に及ぶこの自然堤防は、最も新しいものは比高（近接した二地点間の高度差）はさほどない。旧河道の右岸に沿って点在する自然堤防は比高も大きく、集落立地の拠点として利用され、現在の田後（湯梨浜町）、江北（北栄町）、井手畑、上井等の集落がこれにあたる。

なお、本地域を取り囲む丘陵地に入り込んだ低地部は、天神川の堆積作用が直接及ばなかったために、いまだに低湿地としての性格の強い場所が見られる。山陰本線以南の古川沢、米里（北栄町）はその好例である。

また、三角州形成の不十分であった場所には、わずかに凹地性の低湿地が残っている。左岸の北栄町との境界部の穴窪－江北－国坂（北栄町）地区の３点に囲まれた地域は低湿地性である。しかし、その多くは干拓されて、広く水田として利用されている。

イ　小鴨川及び国府川流域

本地域は、小鴨川と天神川の合流付近から西方の小鴨川及び国府川水系によって形成された低平な地域である。山陰の名峰大山の裾野が西に迫り、南側には高原状の小起伏の山地が展開している。

本地域の地形的特徴は、大山を源として山体の東部火山性裾野を放射状に開析し、また小鴨川及び国府川水系によって深く狭い欠床谷の形成されているところにある。
従って、天神川に匹敵する支流である小鴨川は、流出土砂量の多い荒廃河川であるため、多量に生産された土砂は、中流部にやや開けた扇状地性の低地を形成している。

旧河道は、小鴨川沿いの蔵内付近から下流の左岸において顕著であり、やや直線状の２流路が認められ、国府川との合流部まで続いている。土砂搬出量の多い小鴨川は、西倉吉町付近の国府川最下流部で激しく氾濫をしているため、国府川の福光付近から合流部に至る地域には、国府川が小さく蛇行した形跡を残している。小鴨川によって流出部を塞がれた国府川最下流部では、低湿な地域を福光付近から右岸側に形成している。

自然堤防は各所に点在しており、中河原、生田、西倉吉町等の集落がこれにあたるが、氾濫原との比高差は 0.2～0.5ｍ程度となっている。

本地域を特徴づける段丘面は、小鴨川を挟んで北方寄りのものが広大である。いずれも大山火山の火砕流、軽石流に起因する開析扇状地である。関金町今西付近から連続して、市街地西方の秋喜付近まで見られ、高位、中位、低位の各段丘面に区分される。

しかし、全てにわたり小規模な開析が進み、細い谷によって切断されているもの、段丘面の両端が侵食され、かまぼこ状の断面を呈するものが多く見られる。上流の関金町堀付近の右岸には、河床との比高差が 10～20ｍ以上のものもあるが、中流部に行くに従い比高は減少している。その他国府川沿いにも広大な段丘面が見られ、比高は上流部で 30ｍ、下流部の不入岡付近では数ｍとなっている。

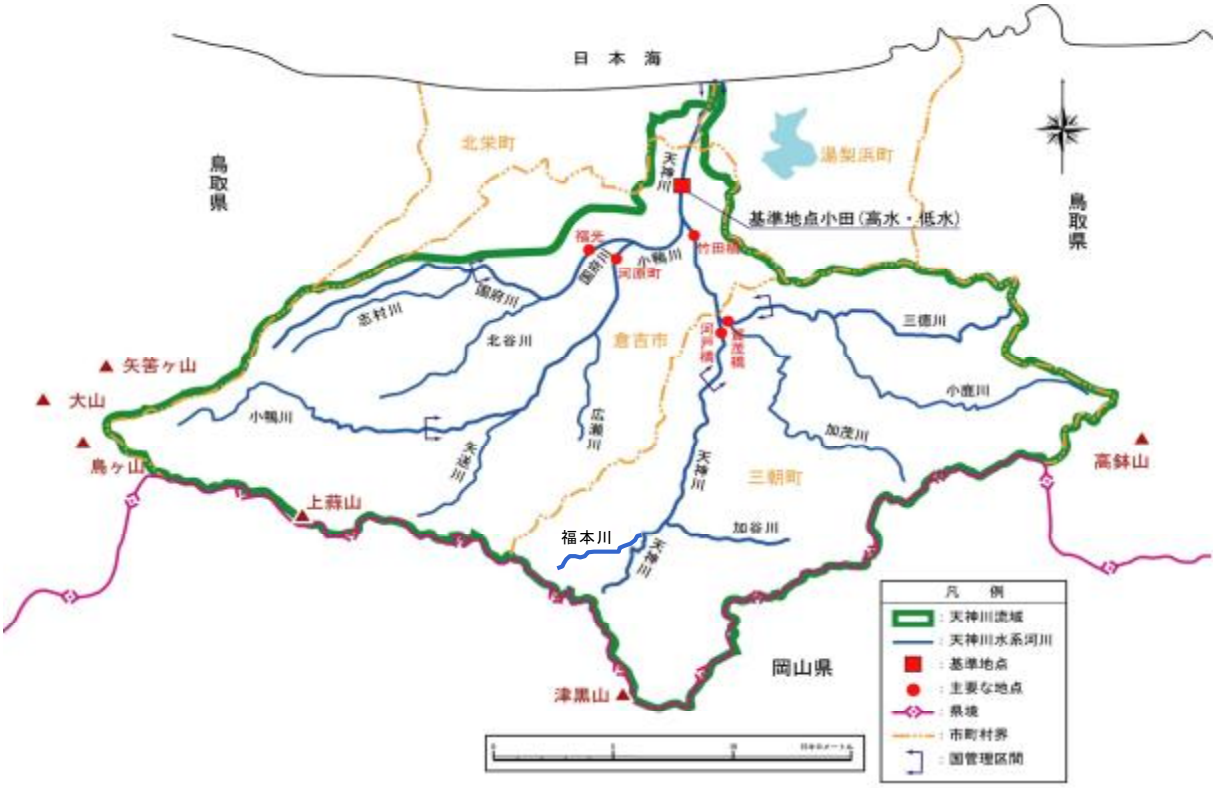
（２）河　川

市内の主要河川である天神川は、県のほぼ中央部に位置し、その水源を東伯郡三朝町の津黒山（標高 1,118m）に発し、福本川、加谷川、三徳川等の小支川を合わせて北流し、市内で国府川、小鴨川を合わせて、北栄町、湯梨浜町において日本海に注ぐ流域面積 490k ㎡の一級河川である。流域の形状は特異で、南北に流れる本流の流路延長 32 ㎞に対し、東西の幅が 42 ㎞もあり、全体として東西に伸びた菱形をしている。

流域に占める山地面積は 450ｋ㎡であり、平地は狭い谷底平地と低い河岸段丘として点在しているにすぎない山地河川である。

天神川水系の河川は勾配が急であり、洪水の流出が早く、流域の形状から東西の支川である三徳川、小鴨川の流出と本川が同時に合流する場合が多く、降雨量に比較して流出量が大きくなる傾向がある。

【天神川水系図】



※国土交通省　中国地方整備局「天神川水系河川整備計画」参照

（３）地　質

山地及び丘陵地を形成する基盤岩は小鴨川を境に２分され、東側では花崗岩類が、また西側では大山の火山噴出物である凝灰角礫岩、安山岩類等からなり、表層は未固結のローム層に覆われているところが多くある。

地層は、沖積低地（平野）、山地及び山地の縁辺に形成された台地に大別され、沖積低地は、天神川流域部と左岸上流部の小鴨川及び国府川流域部に大別される。

ア　天神川流域

本地域の低地部は、天神川流域の上流部からもたらされた堆積物の中でも、浮流物質

からなり、表層から深さ 30 ㎝ぐらいまでは、粘土又はシルト質粘土が主である。最上部は、厚さ５～20 ㎝の砂層であるが、その下部には、流木及び貝殻混じりのシルト、粘土層が堆積しており、内湾性又は河口部に形成されたことがうかがえる。このような環境の上にできた三角州性低地であるが、天神川の三角州形成が十分に及んでいない国坂地区の東部、古川沢及び米里地区は、より低湿な地盤となっている。なお、現河床は低地面より低く、天井川化した部分はない。泥層が中心であるためにＮ値の低い軟弱で含水率が大きい地盤が形成されている。

イ　小鴨川及び国府川流域

関金町付近から東北方向に延びる小鴨川の中流及び下流には、扇状地性の低地が広がり、国府川流域にも低地が見られる。

小鴨川は、その流域の特に左岸寄りに段丘面の発達がよく、上流の関金町堀付近まで続き、段丘面が国府川支流との分水界をなしている。これらの段丘面は、大山起源の軽石流及び火砕流堆積物で、安山岩質の固結していない凝灰角礫岩が主である。下流のものは軽石流によるものが多く、傾斜的な段丘面をもち、高位のものから低位のものまで分けられる。現河床との比高差は、下流に行くほど小さくなっている。

このような段丘の発達で代表される小鴨川は、上流部では急勾配であるが、下流部で緩勾配に移るために、鴨河内と関金町の境界部付近から大量の流出物を堆積し始めている。天神川との合流部付近まで大礫が存在しており、自然堤防にも砂礫質から構成されていることが多くある。

国府川に沿う低地は細長いが、小鴨川との合流部に近づくに従い幅広く、小鴨川との競合の結果、前面を自然堤防によって塞がれたようになったため、右岸の秋喜付近、左岸の和田付近には氾濫平野を形成している。上流部の枝谷は砂礫質であるが、急速に粒径を減じ、合流部ではシルト質である。小鴨川流域が新期の火砕流堆積物であるのに比べ、国府川流域は古期のもので、谷壁斜面は安定で植生が覆っている。

２．気候的特性

市の気候は日本海型に属している。小気候区の立場から分類すると市の平野部は山陰型気候区となり、山間部は中国山地気候区に属している。

（１）気候について

ア　気温

年平均気温（平年値（統計期間は 1991～2020 年。以下同じ。）は 14.8℃であり、月平均気温（平年値）の最高は８月の 26.3℃、最低は１月の 4.4℃で、その差は 21.9℃である。なお、毎年１月又は２月に最低気温が氷点下となる日が多いため、この時期には、低温による農作物への被害、水道管の凍結破損等に対する注意が必要である。

イ　降水量

年平均降水量（平年値）は 1760.4 ㎜であり、月平均降水量（平年値）は７月が 191.5 ㎜、９月が 226.9 ㎜と多くなっている。このため、７月の梅雨期及び９月の台風期には、水害に対する注意が必要である。

ウ　風

年平均風速（平年値）は 3.5m/s であり、12 月から２月までの時期は、月平均風速（平年値）が 4.1m/s を超えている。特に、春季には、フェーン現象により異常に乾燥するため、火災に対する注意が必要である。

エ　積雪

月ごとの最深積雪（平年値）は、１月の 20 ㎝が最も多くなっている。積雪は 12 月から３月までの時期であるため、この時期には、大雪による交通障害等に対する注意が必要である。

【参考】

鳥取県内の気象観測所、地震・津波観測点及び震度観測点は、次のとおりである。

（気象観測所）

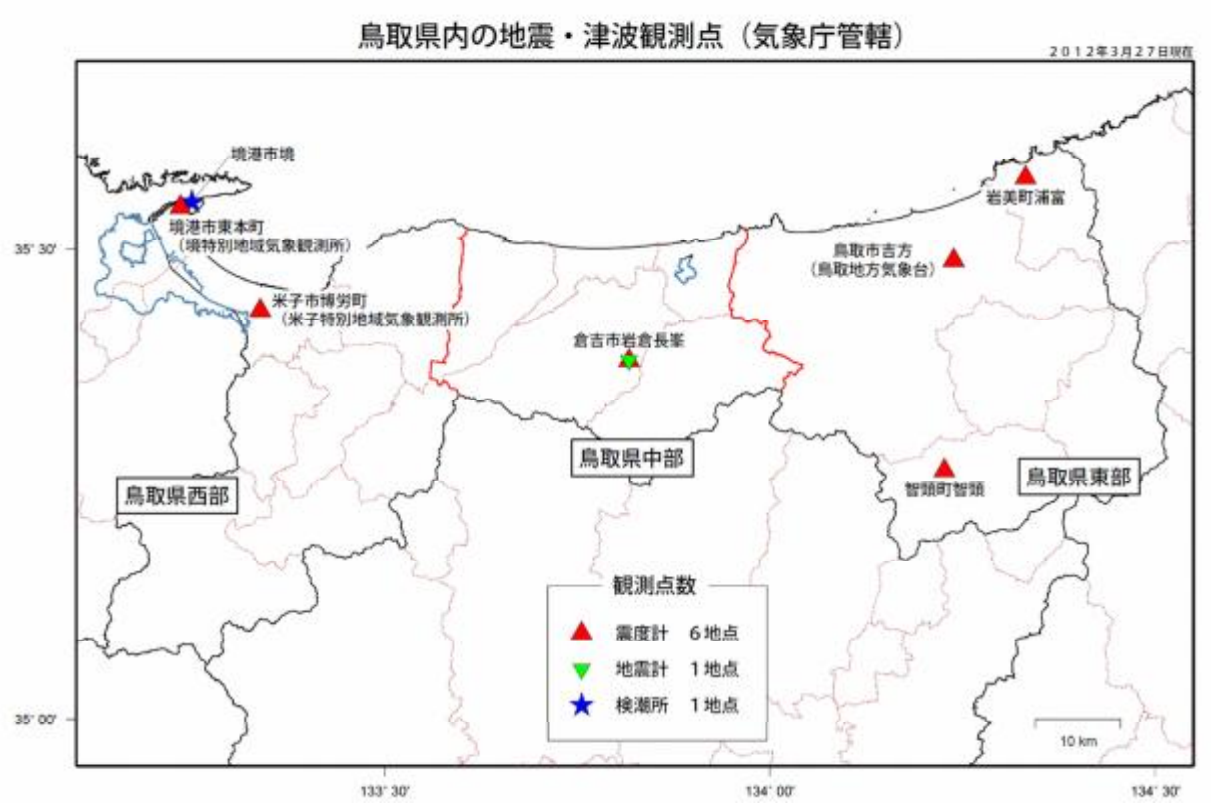


倉吉市内の気象観測所一覧

観測所名	所在地	観測項目					緯度	経度	海面上の高さ（m）
		降水量	気温	風向	湿度	積雪			
倉吉	倉吉市大塚字隈ヶ坪	○	○	○	○	○	35° 28.4′	133° 50.3′	8
関金	倉吉市関金町安歩	○					35° 22.7′	133° 45.4′	150

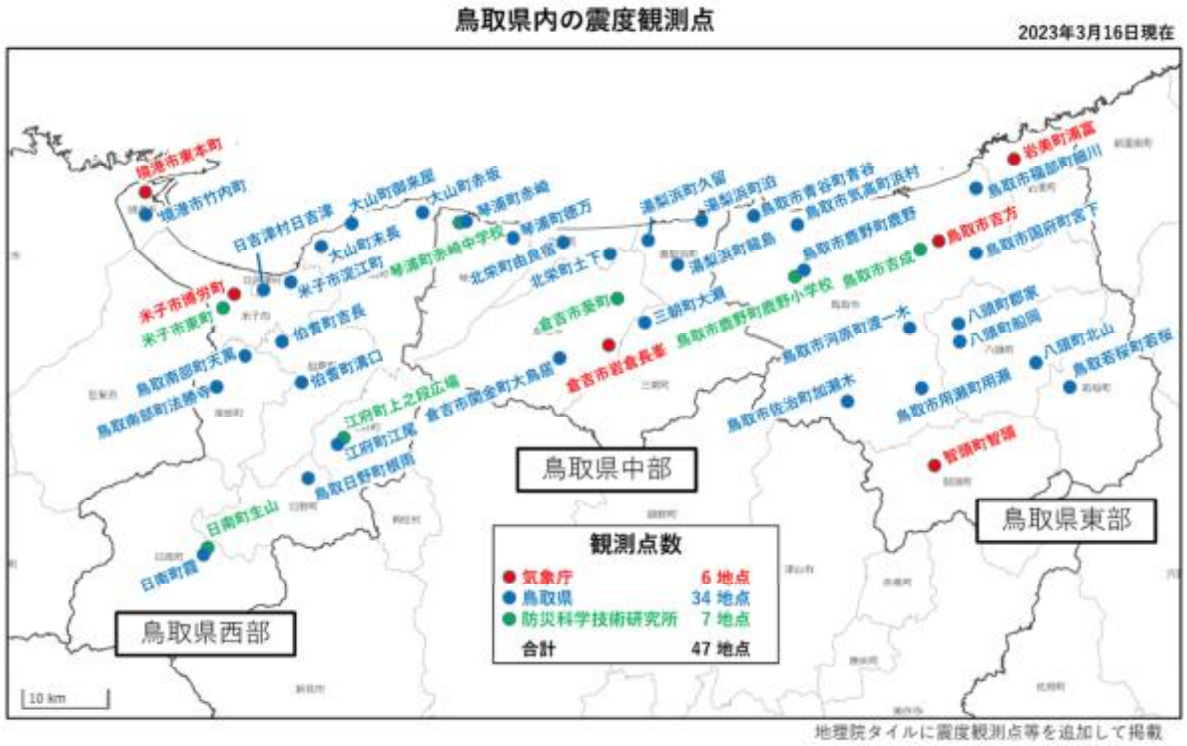
※鳥取地方気象台ホームページ参照

（地震・津波観測点）



※鳥取地方気象台ホームページ参照

（震度観測点）



※鳥取地方気象台ホームページ参照

（２）気象の季節変化と特性

ア　冬

西ないし北西の季節風が卓越し寒波が来襲する。１月初めから２月にかけて本格的な降雪期間となり、積雪量は山間部で多くなる。

イ　春

春の訪れは３月下旬頃で、４月は高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変化して晴れる日が多くなるが、低気圧が日本海で急速に発達した場合、南よりの強風が吹いてフェーン現象を起こすことがある。

ウ　梅雨期

梅雨入りの平年は６月７日頃、梅雨明けの平年は７月 21 日頃である。梅雨期のうち６月下旬から７月上旬は、梅雨前線の活動が活発になり、局地的な豪雨が発生し、水害をもたらすことが多くなる。また、７月中旬以降の梅雨末期における豪雨は強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生する。

エ　夏

本格的な夏の訪れは７月下旬以降で、８月上旬にかけて最も気温が高くなり、安定した真夏の晴天が持続する。年によっては、日照りが続くことによる干害の発生や、反対に梅雨が長引き、夏の低温と気候不順に見舞われることもある。

オ　台風期

1985 年から 2005 年の期間、県から半径 300km 以内を通過した台風のうち、県を通過した台風は 10 個、東側を通過した台風は 25 個、西側を通過した台風は 22 個である。その中で、東側を通るコースの台風が市を含む県内全域において大きな水害を起こす確率が最も大きくなる。また、停滞前線が影響する場合は、いずれのコースでも大雨となり、重大な災害が発生することがある。特に、東側を通るコースの場合は、危険性が増す。

カ　秋

10 月は秋晴れの好天が持続することが多くなるが、10 月末になると冬型の気圧配置が出現し始め、寒気の影響で時雨が始まる。その後、冬型の気圧配置が多くなり、雨や雪の日が増加する。

（３）気象災害

ア　概要

昨今の異常気象により、日本中で過去に例を見ないような集中豪雨が頻発し、過去の経験からは推し測れないような甚大な災害を引き起こしている。また、これらの現象は季節や地域に左右されることではなく発生しており、市内でもこれまで以上に気象災害に対する警戒が必要になっている。

イ　大雨による災害の特徴

以下に、大雨について、台風の場合と梅雨前線の活動に起因する場合の特徴を示す。

①大雨をもたらす台風の経路は、島根半島以東を通過する場合が多く、特に四国から岡山又は兵庫県南部を通って若狭湾に抜けるコースが大雨の危険性が最も大きく

なる。

②台風の大雨で降雨のピークが出現する時期は、台風が本州に上陸する頃に始まり、日本海に出る頃に終わることが多くなる。

③台風の大雨は、北東の強風を伴うことがほとんどである。降水量の最多域は、中国山地の北東斜面となることが多くなる。

④梅雨末期の大雨のほとんどは激しい雷雨性のものが多く、局地的な大雨を降らせる。沿岸部では強い雨雲が進入しやすく、特にその危険性が大きくなる。

ウ　大雪による災害の特徴

本県では、県内のほぼ全域でしばしば大雪に見舞われる。雪はスキー場のように観光資源になる一方、様々な雪害をもたらす。1981 年にアメダスによる積雪観測開始以来、市内での最深積雪は、1990 年 1 月に 70 ㎝を記録している。

以下に、主な雪害について示す。

① 積雪害

現代の生活の上で交通手段の確保は非常に重要なことである。１～３㎝程度のわずかな積雪によっても、スリップによる交通事故が起こり、20 ㎝以上になると交通機関の遅延、運休等が発生し始め、通勤、通学をはじめ、物資の輸送など経済的にも大きな被害が発生する。

② 雪圧害

家屋、その他施設や樹木が雪圧によって損壊する災害である。

湿った雪は積雪 20～30 ㎝程度でビニールハウスに被害をもたらす。積雪が概ね 100 ㎝を超えると、家屋へも被害が及ぶことがある。

③ なだれ害

大山付近での発生が多く、主に積雪の多い山間部で発生する。登山者がなだれに巻き込まれたり、家屋が流されたり、あるいは道路を塞ぐ等の被害がある。

④ 着雪害

強風下で気温が 0℃から 1℃ぐらいで降る湿性の雪のときに起こりやすく、着雪の重みで電線が切れる「電線着雪」や、着雪によりまとまった雪の塊が分岐器通過時に落下し分岐転換不能となる「列車着雪」などがある。

３．社会的特性

＜※倉吉市人口ビジョン（改訂版）「第２章　人口の現状分析」より抜粋＞

（１）人口

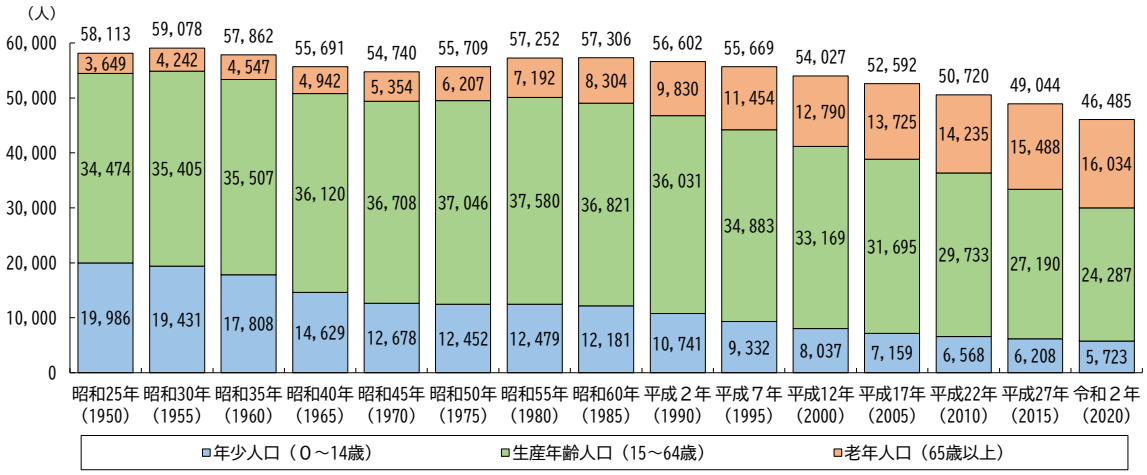
ア　総人口の推移

本市の総人口は、昭和 30（1955）年の 59,078 人をピークに、その後減少に転じた。昭和 60（1985）年の 57,306 人以降は一貫して減少傾向にあり、令和２（2020）年の国勢調査では 46,485 人と、この 35 年間で約１万１千人（18.9%）もの人口が失われている。

しかし、この推移においてより注視すべきは、総人口の減少を上回るスピードで進行している「年齢構成の著しい変化」にある。

図表資料：令和２（2020）年　国勢調査（総務省）
※総人口には、年齢不詳を含む場合があるため、年齢区分別の合計と一致しない年があります。
※平成 12（2000）年以前の数値は、全ての年に旧関金町分を含みます。
※昭和 30（1955）年以前の数値は、旧町村分を含みます。

【 年齢３区分別人口の推移 】



分析のポイント

統計上の一般的な基準である「15 歳」で区切った年齢３区分（年少・生産年齢・老年）から、昭和 60（1985）年と令和２（2020）年の数値を比較し、本市が直面している構造的課題を把握する。

●**年少人口（子ども）の半減：**　昭和 60 年に 12,181 人いた年少人口は、令和２年には 5,723 人へと、わずか 35 年間で「53%（6,458 人）」も減少した。これは総人口の減少率（18.9%）の約 2.8 倍という遥かに上回るペースであり、わずか 35 年で子どもの数は半数以下となっている。

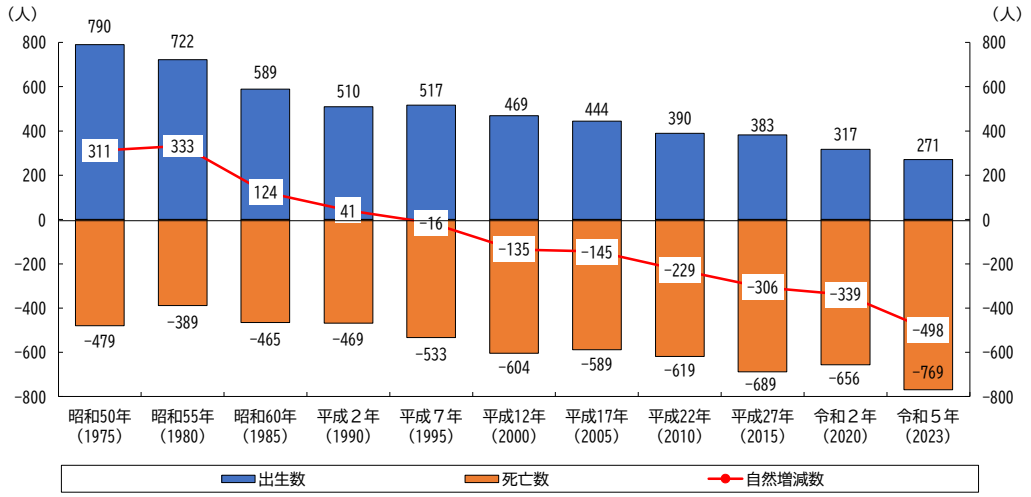
●**生産年齢人口（現役世代）の急減：**　地域の経済や活力を支える生産年齢人口も、36,821 人から 24,287 人へと 34%（12,534 人）減少した。特筆すべきは、現役世代の減少数（12,534 人）が、同期間の総人口の減少数（10,821 人）を上回っている点である。これは、社会の支え手となる層が、総人口の減り方を超える規模で急速に失われていることを意味している。

●**高齢化の質的変化：**　一方で高齢者人口は 8,304 人から 16,034 人と、２倍近く増加した。総人口の 14.5%であった高齢化率は、34.5%に達している。

イ　自然増減の推移

自然動態（出生数と死亡数の差）においては、死亡数が出生数を上回る「自然減」の幅が年々拡大している。

【 自然増減数の推移 】



資料：鳥取県人口移動調査

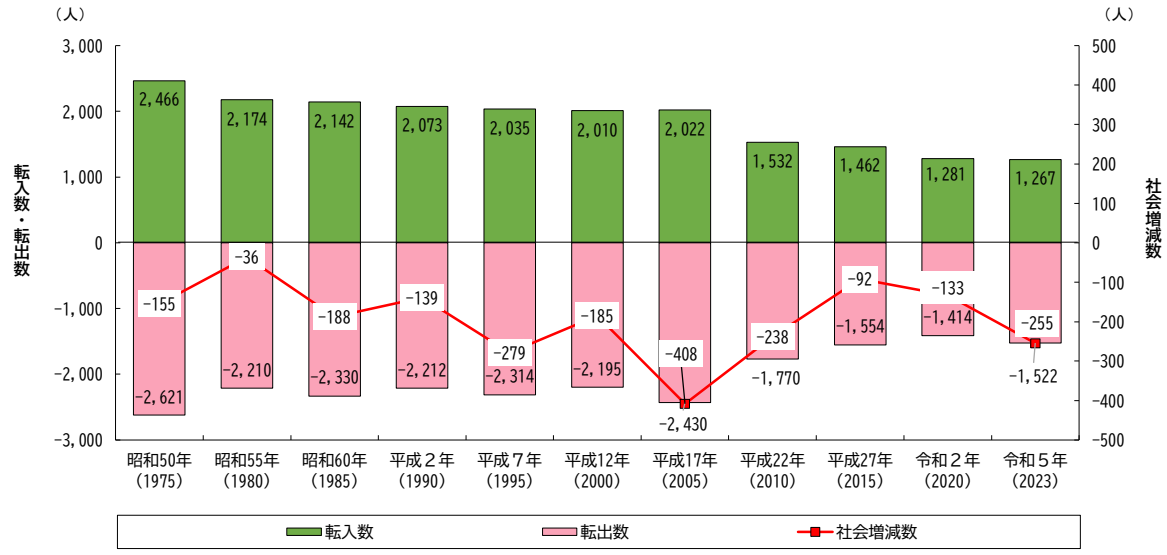
本市の出生数は、昭和 50（1975）年には 790 人を数えていたが、昭和 60（1985）年に 589 人、1995（平成７）年には 517 人と、時代の推移とともに減少し、平成以降もその傾向が続いている。令和２（2020）年には 317 人、直近の令和５（2023）年には 271 人となっており、この約 50 年間で出生数は３分の１近くにまで減少している。

一方、死亡数は平成２（1990）年頃までは年間 500 人弱で推移していたが、近年の高齢化に伴い増加傾向に転じ、令和５（2023）年には 769 人に達している。この結果、本市では平成２（1990）年までは出生数が上回る「自然増」であったが、平成７（1995）年以降は死亡数が上回る「自然減」へと転じ、近年はその減少幅が急速に拡大している。

ウ　社会増減の推移

本市の社会動態（転入数と転出数の差）を分析すると、昭和 50（1975）年以降、半世紀近くにわたり一貫して転出数が転入数を上回る「社会減（転出超過）」が継続しているという、人口減少の構造的な課題が明確になっている。

【 社会増減の推移 】



資料：鳥取県人口移動調査

分析のポイント

●恒常的な転出超過：　社会増減の推移をみると、昭和 50（1975）年以降、社会増（転入超過）に転じた年は一度もなく、長年にわたって人口が市外へ流出し続ける「慢性的」な状態にある。

●転入者数の低位での推移：　転入者数は、近年は 1,200 人台で推移しているが、年間 1,500 人を超えていたかつての水準と比較すると、低い水準で留まったまま転出者数をカバーしきれない状態が続いている。一方の転出者数はこれを上回る規模で発生し続けているため、社会減の幅が埋まらない要因となっている。

（２）産業

ア　農業

本市では、水と緑に囲まれた豊かな自然環境のもと、古くから農業が盛んに行われてきた。2020 年農林業センサスによると、水稲作付面積は 1,290ha で県内市町村では、鳥取市に次ぎ第２位、大豆作付面積が 129ha で第１位となっており、また、肉用牛が第１位、乳用牛が第３位の飼養頭数を誇るとともに、全国有数の二十世紀梨、スイカ、メロンの産地としても知られるなど、農業は現在も地域経済を支える重要な基幹産業となっている。

近年、諸外国を含めた産地間競争の激化や農産物価格の低迷など、日本の農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、倉吉市においても、農業所得・農家人口の減少や遊休農地・耕作放棄地の増加が進んでおり、今後、どのように農業を振興していくのかは、既存集落の維持・活性化や良好な風致景観の保全を図る上でも、極めて重要なまちづくり課題の１つといえる。

イ　製造業（ものづくり産業）

経済産業省の令和３年（2021 年）経済センサスによると、市内製造業（従業者４人以上）の事業所数 78 事業所、従業者数は 3,296 人、製造品出荷額等は 818 億 8,725 万円であり、いずれも鳥取市、米子市に次いで県内第３位の規模となっている。

業種別にみると、事業所数では電子部品製造業が９事業所で最も多く、食品製造業が８事業所でこれに次いでいる。また、従業者数及び製造品出荷額等は、ともに電子部品製造業が最も多く、それぞれ倉吉市全体の 31.4%（1,034 人）、47.3%（387 億 317 万円）を占めている。

市街地には、倉吉市における製造業の拠点として西倉吉工業団地が整備されており、現在、工業用地約 21.6ha は分譲済みで、全国的にも屈指の優良企業が立地している。まちの活力を維持・増進していくためには、今後も引き続き、既存企業の流出防止に取り組むとともに、市外から企業を誘致するための新たな受け皿を適切に確保することが必要となっている。

ウ　商業・観光

経済産業省の令和３年（2021 年）経済センサスによると、地域経済の活力を表す指

標の１つである小売業の事業所数は 525 事業所、従業者数は 3,155 人、年間商品販売額は 585 億 9,584 万円であり、平成 28 年（2016 年）と比べ、事業所数が 4.5%減（△25 事業所）、従業者数が 1.6%増（50 人）、年間商品販売額が 5.3%減（△31 億 2,416 万円）となっている。

市内には往時の面影を残し、美しい日本の歴史的風土 100 選にも選ばれた伯耆国の国庁跡、国分寺跡、陣屋町、白壁土蔵群・赤瓦など、長い歴史に培われた名所・旧跡・街道などの優れた歴史文化遺産が数多く分布している。

これらのうち、白壁土蔵群・赤瓦周辺は、国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定されており、令和５年（2023 年）には 439,059 人の観光客が訪れ、倉吉観光のメインスポットになっている。

さらに、その他にも山陰随一の桜の名所として、日本さくら名所 100 選や日本の都市公園 100 選にも選ばれた打吹公園や、古くから「白金の湯」として親しまれている関金温泉など、豊かな自然環境に育まれた観光資源にも恵まれている。

市外からより多くの人と消費を呼び込み、商業・観光はもとより、まち全体の活性化を図るためには、さまざまな地域資源を磨き上げ、その付加価値を高め、来訪者の観光消費額の増大や地域内での所得の循環に結び付けるほか、倉吉ならではの魅力を内外に広くアピールする必要がある。

Ⅲ　基本的な考え方

１．国土強靭化の目標

（１）国土強靭化の基本理念

目指すまちの将来像を**「元気なまち、くらしよし、未来へ！」**として安全・安心な都市を構築し、平時から大規模自然災害に対する備えを行い、本市を強靭化することで、発災時においても、暮らしている市民はもちろんのこと、本市で働いている人や観光に訪れた人を守り、社会経済機能を保護することが必要である。

さらに、まちづくりの視点を持った強靭化の取組を通じて、住みよい環境・安心して働ける環境づくりを行うとともに、人や企業、投資を呼び込むことによる本市の経済活動のさらなる活性化、地方創生にも繋げていくことができる。

「鳥取県における倉吉市」としては、ミッシングリンク解消といった交通基盤の整備など、その効果が県内全体に波及する取組を推進することにより、県の強靭化へ寄与するほか、県及び県内他市町村との連携を促進し、相互協力を図ることで、県内全体で災害対応力を強化していくことが必要である。

そして、本計画においては、**「自助」、「共助」、「公助」**の適切な組み合わせを勘案し、地域における民間事業者、住民一人一人が、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動することが取組の基礎となることが必要である。民間事業者や住民に本計画が正しく理解され、広く浸透するように努めるとともに、行政・民間事業者・住民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靭化の輪を広げ、重ねていくことが重要になる。

このような考え方を踏まえ、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にもつながる取組により**「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」**を推進することを基本理念とし、本市の強靭化に向けた目標を掲げる。

（２）基本目標

上記の基本理念の基に、４つの目標による国土強靭化を実現しようとするものである。

本市が抱える課題と国土強靭化の基本目標



倉吉市 国土強靭化 基本目標	1．人命の保護が最大限図られること 2．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること 3．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4．迅速な復旧・復興

（３）事前に備えるべき目標

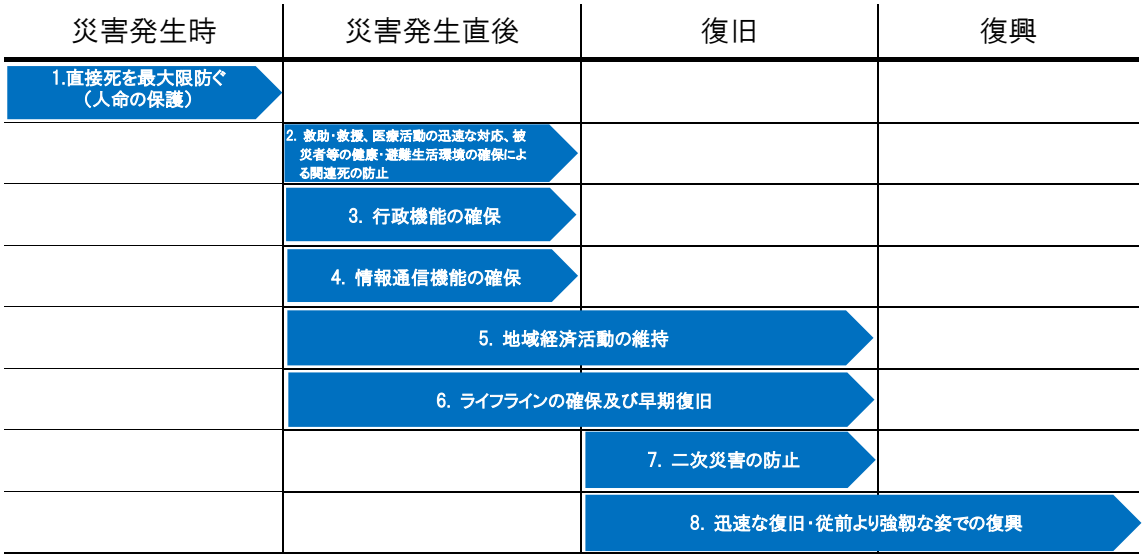
前記の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件として、大規模自然災害の発生直後からの復旧・復興プロセスでの時間軸を考慮しながら、次の８つの事前に備えるべき目標を設定した。

これらの目標は、国の基本計画、及び県地域計画と整合したものとした。

[事前に備えるべき目標]

① 直接死を最大限防ぐ（人命の保護）	大規模自然災害が発生したときでも、直接死を最大限防ぐ
② 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することで関連死の発生を防ぐ
③ 行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
④ 情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 地域経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフラインの確保及び早期復旧	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備する

[8 つの目標の時間軸上の整理]



（４）国土強靭化を進める上での留意事項

本市における人口減少、交通・物流のミッシングリンク等の特性・課題を踏まえ、国土強靭化に向けた取組を進めるうえで、留意する事項を以下に示す。

①地方創生と連携した相乗効果による強靭化の推進

人口減少は、様々な観点から脆弱性評価に影響を与えるものであり、国土強靭化と地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれかを主な対象としているかといった点で相違はあるものの、双方とも、持続的で活力ある地域づくりを進めるという共通の目的を有するものである。このため、倉吉市総合計画と本計画が整合した計画となり、相乗効果を発揮しながら取組を推進する必要がある。

②ハード対策とソフト対策の適切な組み合せ

気候変動に伴い激甚化・頻発化する大規模自然災害に対して、防災インフラ整備等のハード対策と、防災情報の伝達手段の多様化や要配慮者利用施設への避難支援等のソフト対策の両面から国土強靭化施策を推進し、一人でも多くの住民の生命・財産・暮らしを守るための施策を講じる必要がある。

また、発災後の迅速な初動対応や避難生活の環境改善、災害現場を担う建設・医療支援者の負担軽減を図る必要がある。

③既存社会資本の有効活用による施策推進

これからのインフラ整備は、加速するインフラ老朽化、大規模自然災害の発生、社会的変

化に伴う地域の実情などに対応しつつ、これまでに蓄えた既存ストックを最大限に活用しながら推進する必要がある。しかし、インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等の莫大な予算が必要となることが懸念される。したがって、今後、各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的なストックの維持管理・更新を進めるとともに、メンテナンスを行う技術者の育成・確保も合わせて促進する必要がある。

④人材育成と官民連携等による効率的・効果的な施策推進

地域づくりは、地方公共団体のみならず、民間事業者、大学・研究機関、ＮＰＯ、住民等多様な主体の参画の下に行われるべきものである。特に、民間の資金、技術、ノウハウを活用して行われるＰＰＰ/ＰＦＩ等は、施策を効率的・効果的に実施できるとともに、民間のビジネス機会の拡大にも繋がることから、あらゆる施策において民間事業者等との連携協力を模索し、その取組を推進する必要がある。

また、各地域における防災や産業の担い手の育成・確保を進め、官と民が適切に連携及び役割分担して施策推進に取り組む必要がある。

⑤デジタル社会における新技術の活用と国土強靭化のイノベーション

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景とする様々な地域課題があるなか、国土強靭化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野においても、地域 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指す。併せて先端技術（AI、IoT など）を扱う人材を育成していく必要がある。

⑥ＫＰＩによる定量的な施策評価とＰＤＣＡサイクルによるマネジメント

本計画は、本市の自然災害に対する政策評価を備えた強靭化システムとして構築しなければならない。したがって、本市の関係部局のみならず、県、他市町村や民間企業、市民との連携を図りながら作り上げるシステムを構築する必要がある。

また、持続可能な社会経済の成長に向け、ＫＰＩ（重要業績指標）による定量的な評価に基づいて、ＰＤＣＡサイクルとして概ね5年毎に本計画を見直し、強靭化システムの最適化を図っていくものとする。



Ⅳ　リスクシナリオの設定

１．想定する大規模自然災害

（１）対象とする大規模自然災害

本計画の策定に当たり、想定する大規模自然災害は以下の方針とする。

◆国土強靭化基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。
　⇒ 原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外
◆市内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定する。
◆国全体の強靭化への貢献という観点から、周辺地域の支援が必要となる南海トラフ地震など、県内・県外における大規模自然災害も対象とする。

【「災害」の定義】
暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
［災害対策基本法第２条第１号］

〇第２期計画で新たに対象とする自然災害
（第１期計画策定以降に発生した大規模自然災害）

【新たに対象とした大規模自然災害】

災　害	県内被害	県外被害	備考
令和２年７月豪雨		○	
令和２年９月豪雨（鳥取市佐治ほか）	○		
令和２年12月豪雪	○		
令和３年7，8月豪雨（県東中部）	○	○	
令和５年1月豪雪（県西部）	○	○	
令和５年台風7号（県東中部）	○	○	
令和６年能登半島地震		○	
令和６年奥能登豪雨		○	

※その他、令和７年に発生した渇水（日野川流域、殿ダム）、令和７年に発生した埼玉県八潮市の下水道等に起因する大規模な道路陥没事故、岩手県大船渡市林野火災についても対象とする。

（２）被害の想定となる鳥取県及び倉吉市の過去の災害

ア　地震による災害

鳥取県及び本市における過去の主な地震災害を以下に示す。

地震による災害の概要	
鳥取地震 昭和18年(1943年) 9月10日17時36分	（震源）鳥取市付近 （地震規模）マグニチュード7.2 （死傷者）死者1,083名、重傷者669名、軽傷者2,590名 （建物被害）家屋全壊7485棟、家屋半壊6,158棟 （その他）火災による全焼家屋251棟（半焼16棟） 道路損壊55箇所、橋梁損壊19箇所、堤防損壊42箇所 工場の全壊70棟 ※被害は日本被害地震総覧599-2012による
鳥取県中部の地震 昭和58年(1983年) 10月31日01時51分	（震源）鳥取県中部（沿岸） （地震規模）マグニチュード6.2 （死傷者）死者0名、負傷者10名 （建物被害）倉吉市東庁舎（鉄筋コンクリート3階建）の柱に剪断破壊が生じる （その他）青谷町（現在：鳥取市青谷町）で約200戸断水 ※被害は日本地震被害総覧599-2012による
平成12年鳥取県西部地震 平成12年(2000年) 10月6日13時30分	（震源）西伯郡西伯町～日野郡溝口町付近 （地震規模）マグニチュード7.3 【鳥取県内被害】 （死傷者）死者0名、重傷者31名、軽傷者110名 （建物被害）住家全壊394棟、住家半壊2,494棟、一部破損14,134棟 非住家3,068棟 （その他）日吉津村、境港市及び米子市で液状化被害が発生 ※総務省消防庁「平成12年(2000年)鳥取県西部地震（確定報）」参照
平成28年鳥取県中部地震 平成28年（2016年） 10月21日14時07分	（震源）鳥取県中部、深さ11km （地震規模）マグニチュード6.6　　倉吉市　震度6弱 【鳥取県内被害】 （死傷者）死者0名、重傷者8名、軽傷者17名 （建物被害）住家全壊18棟、住家半壊312棟、一部破損15,078棟 非住家被害316棟 （その他）特定天井施設等の非構造部材の耐震化がされていない施設での被害 防災リーダー不足による自主防災組織の機能不全 【倉吉市内被害】 （死傷者）死者0名、重傷者5名 （建物被害）全壊4棟、半壊246棟、一部損壊9,190棟 ※総務省消防庁「鳥取県中部を震源とする地震（第38報）」参照

イ　豪雨による災害（水害、土砂災害）

鳥取県及び本市で近年にもたらした主な豪雨による災害（浸水被害や土砂災害）を以下に列記する。

豪雨・暴風雨による災害の概要	
昭和34年台風15号 （伊勢湾台風） （1959年9月25日～27日） 【降水量】 平均2日雨量351.3mm （天神川小田上流域）	（概要）台風15号は超大型台風で強風と豪雨による被害は九州を除く全国各地に及んだ。特に伊勢湾岸地域では満潮と重なり高潮による被害が発生した。県内でも豪雨による河川氾濫や浸水などによる家屋流出等の被害を生じた。 （県内被害） ・人的被害：死者3名、重傷者4名、軽傷者14名 ・建物被害：家屋流出22棟、全壊13棟、半壊100棟 床上浸水2,669棟、床下浸水7,247棟、非住家2,188棟 （千代川、天神川、日野川、天神川水系加茂川、勝部川）
昭和36年台風18号 （第２室戸台風） （1961年9月15日）	（概要）台風18号は室戸岬に上陸し、その後兵庫県に再上陸、能登半島東部に達し、日本海に抜けた。県内でも豪雨による河川氾濫や浸水などによる家屋流出等の被害を生じた。 （県内被害） ・人的被害：死者3名、軽傷者5名 ・建物被害：全壊流出100棟、半壊957棟 床上浸水465棟、床下浸水1,192棟、非住家全壊流出826棟
昭和39年山陰北陸豪雨 （1964年7月17日～20日） 【降水量】 総雨量477mm（米子） 日雨量207mm（米子） 時間雨量53mm（米子）	（概要）山陰地方と北陸地方では、梅雨前線により日降雨量が100mm～200mmの大雨に見舞われ、18日から19日には米子地方で集中豪雨が生じ、各河川が氾濫し、浸水・山崩れに被害が多く発生した。 （県内被害） ・人的被害：死者2名、軽傷者5名 ・建物被害：全壊4棟、半壊1棟、一部破損6棟 床上浸水671棟、床下浸水13,663棟、非住家8棟 （日野川、斐伊川水系加茂川、佐陀川）
昭和47年梅雨前線及び台風6号、7号、9号 （1972年7月3日～15日） 【降水量】 総雨量406mm（米子） 日雨量181.0mm（米子）	（概要）7月9日から13日にかけて梅雨前線が南下し、本州南岸から四国、九州北部に停滞した。また、台風6号、7号、8号の影響により前線が活発となり、各地で大雨による河川の氾濫等の被害が発生した。 （県内被害） ・人的被害：負傷者1名 ・建物被害：全壊1棟、半壊3棟、一部破損23棟 床上浸水400棟、床下浸水3,897棟 （日野川、斐伊川水系加茂川、塩見川、橋津川、勝部川、由良川）
昭和51年台風17号 （1976年9月8日～13日） 【降水量】 総雨量432.5mm（鳥取） 時間雨量40.0mm（鳥取）	（概要）台風17号が長期間日本付近にあり、前線が関東から四国付近に停滞したため、全国的に大雨となり、九州から中部地方にかけて期間降水量500～1000mmに達した。県内東部地域を中心に豪雨となった。 （県内被害） ・人的被害：死者2名、負傷者6名 ・建物被害：全壊2棟、半壊6棟、一部破損7棟 床上浸水569棟、床下浸水2,295棟 （千代川、八東川、大路川、斐伊川水系加茂川、塩見川、橋津川、勝部川、由良川）
昭和54年台風20号 （1979年10月18日～19日） 【降水量】 総雨量206.5mm（鳥取）	（概要）台風20号により千代川流域で大雨になり、千代川の水位上昇に伴う内水被害が発生した。基準地点行徳において戦後最大の流量4,270m^3/sが観測され、流域平均2日雨量は278ミリを記録した。 （県内被害）

〃　342.0mm（智頭） 〃　243.5mm（若桜）	・人的被害：死者2名、重傷者1名、軽傷者2名 ・建物被害：全壊4棟、半壊3棟、一部破損8棟 床上浸水538棟、床下浸水2,387棟 （千代川、日野川、蒲生川、橋津川、勝部川、由良川、佐陀川、湖山川） ・その他：田畑　流出埋没151ha、冠水3,915ha 道路破損522ヶ所、橋梁流出17ヶ所、堤防決壊540ヶ所
昭和62年台風19号 （1987年10月16日～17日） 【降水量】 24時間雨量580mm（鹿野） 時間雨量78mm（倉吉）	（概要）台風19号は大型の勢力で高知県室戸岬付近に上陸し、四国の東部を北北東に進んで、兵庫県明石市付近に再上陸し、若狭湾へ抜けた。その影響で県中部を中心に記録的な大雨をもたらした。 （県内被害） ・人的被害：死者4名、重傷者3名、軽傷者2名 ・建物被害：山がけ崩れによる住家の倒壊 全壊4棟、半壊12棟、一部破損33棟 床上浸水677棟、床下浸水1,516棟 （八東川、天神川水系加茂川、日野川、塩見川、橋津川、勝部川、由良川） ・その他　：断水1,612戸
平成2年台風19号 （1990年9月18日～19日） 【降水量】 総雨量521mm（岩井） 24時間雨量352mm（岩井） 時間雨量48mm（岩井）	（概要）台風第19号は、16日には沖縄の南東で猛烈な強さになる。その後北東に進み、19日20時過ぎに強い勢力で和歌山県白浜町付近に上陸した。一方、11～15日に前線が本州上をゆっくり南下したため、県内でも雷や竜巻を伴った大雨となり浸水等の被害があった。 （県内被害） ・人的被害：死者1名 ・建物被害：全壊5棟、一部破損1棟 床上浸水206棟、床下浸水590棟、非住家7棟 （千代川、大路川、斐伊川水系加茂川、塩見川、蒲生川、橋津川、勝部川、由良川）
平成10年台風10号 （1998年10月17日） 【降水量】 総雨量143.0mm（鳥取） 〃　169.0mm（米子） 時間雨量40.5mm（鳥取） 〃　32.5mm（米子）	（概要）台風第10号の影響により、日本付近に停滞した前線の活動が活発となり、広い範囲で大雨になった。そのため、県内各地で多量の降雨をもたらし、多くの河川で大洪水となった。 （県内被害） ・建物被害：全壊2棟、一部破損1棟、床上浸水40棟、床下浸水427棟 （千代川、湖山川、大路川、天神川、日野川、塩見川、勝部川、由良川） ・その他　：三朝町で護岸崩壊、斜面崩壊、土石流が発生
平成16年台風21号 （2004年9月29日） 【降水量】 24時間雨量135mm （智頭町市瀬）	（概要）台風21号接近による豪雨の中、智頭町市瀬地区で地すべりによる大規模な土砂崩落が発生した。土砂が千代川に流入し、川の流れがせき止められたことにより家屋が浸水被害に見舞われた。 （県内被害） ・人的被害：死者1名（鳥取市：川に水を見に出かけ行方不明、後日遺体発見）、重傷者1名、軽傷者6名 ・建物被害：一部破損2棟、床上浸水34棟、床下浸水118棟、非住家2棟 （千代川、八東川、大路川、塩見川、蒲生川） ・その他　：智頭町市瀬地区で、天然ダムによる浸水被害：床上浸水10戸、床下浸水1戸 JR因美線：浸水により不通
平成16年台風23号 （2004年10月20日～21日） 【降水量】 3時間雨量135mm（鹿野）	（概要）四国地方や大分県で500ミリを超えたほか、近畿北部や東海、甲信越地方で300ミリを超える大雨となった。19日未明から鳥取県西部地方で大雨をもたらした。 （県内被害） ・人的被害：死者1名、負傷者1名

	・建物被害：一部破損32棟、床上浸水43棟、床下浸水66棟、非住家16棟 （千代川、日野川、塩見川、蒲生川、勝部川） ・その他　：道路損壊108ヶ所、停電5万9365戸
平成18年7月豪雨 (2006年7月15日～19日) 【降水量】 総雨量484mm(境港市境) 〃　437mm(大山町塩津)	（概要）梅雨前線が山陰沖から中国地方に停滞し活動が活発となり、本県で大雨となった。 （県内被害） ・建物被害：床上浸水9棟、床下浸水87棟　（日野川、塩見川） ・その他　：道路破損179ヶ所、山崩れ48ヶ所
平成19年8月局地豪雨 (2007年8月22日) 【降水量】 総雨量160mm（若桜） 時間雨量64mm（若桜） 〃　90mm（八頭町）	（概要）日本海に伸びる寒冷前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、若桜町や八頭町で局地的な大雨となった。 （県内被害） ・建物被害：半壊2棟、床上浸水4棟、床下浸水84棟、非住家3棟 ・その他　：河川被害4箇所、道路被害1箇所
平成19年9月局地豪雨 (2007年9月4日) 【降水量】 時間雨量57mm（西塩津） 〃　100mm以上 （琴浦町付近）	（概要）西日本に暖かく湿った空気が流れ込み、また、上空の寒気の影響が重なって、大気の状態が非常に不安定となり、琴浦町や大山町で局地的な大雨となった。 （県内被害） ・人的被害：重傷者1名 ・建物被害：全壊1棟、床上浸水8棟、床下浸水72棟、非住家1棟 ・その他　：河川被害3箇所、道路損壊8箇所、土砂崩れ5箇所
平成23年台風12号 (2011年9月1日～4日) 【降水量】 総雨量938.5mm （大山町大山） 〃　555.5mm （鳥取市鹿野） 時間雨量63.0mm （大山町大山）	（概要）台風12号は日本の南海上をゆっくりと北上し、強い勢力を保ったまま高知県東部に上陸、その後もゆっくりと北上し岡山県南部に再上陸、中国地方を北上して鳥取県を通過し山陰沖に抜けた。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が流れ込んだため、県内で大雨となった。 （県内被害） ・建物被害：全壊1棟、一部破損18棟 床上浸水17棟、床下浸水138棟、非住家20棟 （日野川、橋津川、佐陀川） ・孤立集落：米子市本宮20世帯、日野町三土11世帯 ・その他　：断水10地区、飲用制限2地区
平成30年７月豪雨 (2018年6月28日 ～7月8日) 総雨量508.5mm （八頭郡智頭町） 〃　483.0mm （鳥取市智頭町） 時間雨量38.5mm （大山町大山）	（概要）6月29日9時に日本の南で発生した台風第7号は、7月3日夜対馬市付近を北北東へ進み、4日3時には萩市の北北西約140キロに達した。台風は、同日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わったが、梅雨前線が西日本に停滞し、温かく湿った空気が流れこんだため、鳥取県では4日未明から７日にかけて大雨となり、鳥取県に大雨特別警報が発表された。 （県内被害） 建物被害：一部損壊3棟、床上浸水12棟、床下浸水57棟 ※総務省消防庁「平成30年７月豪雨及び台風第12号による被害及び消防機関等の対応状況（第60報）」参照 （倉吉市の被害） 建物被害：床下浸水3棟 公共土木施設被害14件（市道の法面崩壊等） 農林水産業施設等被害45件（農地の法面崩壊等） ※倉吉市地域防災計画　資料編（災害履歴）参照
平成30年台風第24号 (2018年9月28日 ～10月1日) 総雨量281.5mm （倉吉市大塚）	（概要）台風24号は、沖縄県の南を北西に進み、9月28日から30日明け方にかけて沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら30日20時頃、大型で強い勢力を維持したまま和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、10月1日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。 （県内被害） 人的被害：死者１名、負傷者３名

	建物被害：一部損壊3棟、床上浸水16棟、床下浸水131棟 ※総務省消防庁「平成30年台風24号による被害及び消防機関等の対応状況（第11報）」参照 （倉吉市の被害） 建物被害：一部損壊2棟、床上浸水5棟、床下浸水50棟 公共土木施設被害149件 農林水産業施設等被害378件 ※倉吉市地域防災計画　資料編（災害履歴）参照
令和元年台風19号（令和元年東日本台風） (2019年10月10日～13日） 【降雨量】 総雨量:181.5mm （鳥取市鹿野）	（概要）台風第19号は、10月６日3時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら小笠原諸島へ進み、その後、日本の南海上を北上し本州へ接近し、強い勢力を保ったまま12日19時前に静岡県伊豆半島に上陸した。 鳥取県では、強風により転倒するなどして負傷者が出たほか、住家の一部破損、鉄道の運休や航空便の欠航、停電、農作物への被害などが発生した。 （県内被害） ・人的被害：軽傷者1名 ・建物被害：全壊：なし、半壊：なし、一部損壊：3棟、 床上浸水：0棟、床下浸水：0棟 ・その他　：道路被害１個所、停電の発生23,130戸（高圧線の断線、樹木等の接触、雨風による故障等）
令和2年9月豪雨 （2020年9月25日～27日） 【降雨量】 総雨量: 301.0m （鳥取市佐治） 時間雨量: 69.0mm （鳥取市佐治）	（概要）鳥取県では、25日から27日にかけて気圧の谷や湿った空気の影響で断続的に雨の降る天気となった。26日は、気圧の谷が通過した昼過ぎから夕方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、解析雨量によれば、26日15時20分までの1時間で、三朝町付近で約100ミリの雨が降った。また、鳥取市河原町・佐治町などで記録的短期間大雨情報が出された。 鳥取市や三朝町などで土砂流出や崩落などによる道路の通行止め、鳥取市佐治町で土砂流入などによる工場の一部損壊が発生した。 （県内被害） ・人的被害：なし ・住家被害：なし、非住家被害：1棟 ・その他　：道路被害6個所、河川被害7個所、農業用水路被害1箇所、林道被害3路線3箇所、菌床きのこ施設（鳥取市佐治町）の浸水・土砂流入等被害（土石・流木による河道埋塞に伴う流水の越水）
令和3年7月豪雨 （2021年7月1日～13日） 【降水量】 総雨量: 470.5mm （鳥取市鹿野）	（概要）梅雨前線が、6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞した。梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が々と流れ込み、大気の状態が不安定となったため、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となった。 7月3日にかけて、梅雨前線は本州南岸に停滞した。7月1日には伊豆諸島で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。 7月2日から3日にかけては、東海地方から関東地方南部を中心に断続的に雨が降り、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上１位の値を更新するなど記録的な大雨となった。 7月4日以降、梅雨前線は次第に北上し西日本から東日本の日本海側でも雨となった。特に7月7日は、中国地方の日本海側で線状降水帯が発生し、日降水量が300ミリを超える大雨となった。7月8日は、広島県を中心に日降水量が200ミリを超える大雨となった。 7月9日夜から10日にかけては、九州南部を中心に雷を伴い猛烈な雨や非常に激しい雨が断続的に降り、9日からの総雨量が鹿児島県さつま町で500ミリを超える記録的な大雨となった。このため、10日5時30分に鹿児島県、５時55分に宮崎県、6時10分に熊本県に大雨特別警報が発表された。7月12日は全国的に広く大雨となり、青森県、三重県、島根県や鳥取県で１時間降水量の観測史上１位の値を更新するなど記録的な大雨となった。 （県内被害） ・人的被害：重傷者：1名、軽傷者：3名 ・住家被害：一部損壊：2棟、床上浸水：22棟、床下浸水：219棟 ・その他：　ため池決壊、断水、放送機器障害、土砂災害、河川被害、

	道路被害、文教施設被害、農林水産物及び畜産被害
令和3年8月豪雨 （2021年8月11日～19日） 【降水量】 連続雨量: 328mm （鳥取市樟原（用瀬町））	（概要）8月11日から19日にかけて、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、総降水量が多いところで1,200ミリを超える記録的な大雨となった。 8月12日は、九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400ミリを超える大雨となった。 8月13日は、中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で24時間降水量が8月の値の１位を更新するなど、記録的な大雨となった。 この大雨に対して、広島県広島市を対象とした大雨特別警報が発表された。 8月14日は、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、佐賀県嬉野市で24時間降水量555.5ミリを観測し、観測史上１位の値を更新するなど記録的な大雨となった。 この大雨に対して、佐賀県、長崎県、福岡県、広島県を対象とした大雨特別警報が発表された。 その後、西日本から東日本の太平洋側を中心に広い範囲で雨となり、日降水量が多いところで200ミリを超える大雨となった。 これらの大雨により、全国各地で土砂災害や河川の増水や氾濫、低地の浸水による被害が発生した。また、大気の状態が非常に不安定となり、岐阜県加茂郡八百津町では竜巻による被害も発生した。 （県内被害） 大きな被害はなし
令和5年台風7号 （2023年8月14日～17日） 【降雨量(14日12時～17日16時)】 総雨量: 627mm （鳥取市佐治）	（概要）台風7号は、8月8日9時に南鳥島近海で発生し、8月15日5時前に和歌山県潮岬付近に上陸、その後近畿地方を北西に進み、13時頃には兵庫県明石市付近に再上陸した。再上陸後は兵庫県を北上し20時頃には豊岡市付近から日本海に抜けて北東に進んだ。台風の通過や台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため、近畿地方や中国地方を中心に記録的な大雨となった。15日は鳥取県と岡山県に線状降水帯が発生し、鳥取県では大雨特別警報が発表された。 この期間、鳥取県鳥取市佐治では日降水量が年間の極値を更新した。これにより、特に佐治川流域を中心に災害や孤立集落が集中的に発生し、佐治川ダムでは昭和47年の竣工以来初めてとなる緊急放流を行った。 （県内被害） ・人的被害：なし ・住家被害：全壊1棟、半壊2棟、床上浸水11棟、床下浸水72棟 ・その他　：河川被害288件、砂防被害47件、道路被害103件、港湾被害4件

ウ　豪雪・暴風雪による災害

鳥取県及び本市で近年にもたらした主な豪雪による被害を以下に列記する。

豪雪・暴風雪による災害の概要	
昭和59年豪雪 （1983年12月 ～1984年3月）	（概要）昭和58年11月19日より降り出した雪は、翌年3月上旬まで続き、3月20日時点の累計積雪深は、若桜町春米で16.7m、用瀬町江波で9.2m、三朝町三徳で8.5m、鳥取市で5.5m、倉吉市で3.3mとなった （県内被害） ・人的被害：死者1名、重傷15人、軽傷11人 ・住家被害：全半壊12棟、一部破損655棟、浸水48棟 ・非住家被害：公共建物48棟、その他592棟
平成18年豪雪 (2005年12月 ～2006年1月）	（概要）平成17年12月から平成18年1月の上旬にかけて、強い冬型の気圧配置が続き、積雪量も多くなった。 （積雪量）大山最深積雪244センチ （県内被害） ・人的被害：死者3名、負傷者6名 ※1月の中旬には低気圧が日本の南岸を通過したため、気温が上昇し、まとまった雨が降って雪解けが進み、屋根からの落雪や除雪作業中の事故が発生 ・建物被害：住家一部破損76棟、非住家被害53棟
平成23年(2011年）大雪 (2010年12月31日 ～2011年1月1日）	（概要）1月1日に米子で観測開始以来の最深積雪、89センチを観測したほか、鳥取県中・西部の平野部を中心に記録的な大雪となった。 （県内被害） ・人的被害：死者6名 ※江府町奥大山のスキー場でなだれによる4名 ※大山町内で自宅の雪ずりによる1名 ※郡家町内で除雪中に川への転落による1名 ・交通：鳥取県の国道9号でおよそ1000台の車が立往生 ・電気：送電線鉄塔の損傷４基、送電線の電線断線16箇所の被害により、13万戸が停電
平成28年(2016年）大雪 (2016年1月23日 ～2016年1月25日）	（概要）強い冬型の気圧配置に伴う寒波によって、1月24日に鳥取市では約25年ぶりに1月の真冬日になったほか、県各地で記録的な低温となった。 （県内被害） ・人的被害：死者2名 ※日南町内で牛舎雪下ろし中の転落による１名 ※日南町内で自宅裏水路決壊による土砂流入による1名 ・水道：管破損多発による配水池の水位低下等により、2市4町の約7万5千戸で断水、出水不良が発生。
平成29年(2017年）大雪 (2017年1月22日 ～2017年1月24日）	（概要）強い冬型の気圧配置に伴い寒気が流れ込み、県内では1月22日から次第に雪が降り、1月24日にかけて大雪となった。 （積雪量）最深積雪　大山241センチ　智頭111センチ （県内被害）

	・人的被害：死者1名 ※歩道除雪作業中に先導者が転倒して除雪機に巻き込まれる1名 ・交通：国道373号（智頭町）等で約600台の車が立往生
平成29年(2017年）大雪 (2017年2月9日 ～2017年2月12日）	（概要）冬型の気圧配置が強まり、寒気が流れ込み、県内では9日から次第に雪が降り始め、10日からは県内の広い範囲で強い雪が降った。この期間の最深積雪は、鳥取市吉方で91センチ、倉吉市大塚で61センチを観測するなど、県内で記録的な大雪となった。 （積雪量）最深積雪　鳥取市91センチ、倉吉市61センチ （県内被害） ・人的被害：死者2名 ※トラック運転者が脱出のため毛布を敷こうとした際、毛布ごと後輪に巻き込まれる1名 ※八頭町内で屋根の上の雪の除雪中に転落1名 ・交通：国道180号,181号付近、国道9号、山陰道等で立往生が発生 ：JR山陰線の列車が立往生し、乗客23人が約22時間車内で足止め
令和2年(2020年）豪雪 (2020年12月14日 ～2020年12月17日）	（概要）冬型の気圧配置が持続し、平年よりも強い下層寒気が停する一方で、日本海は平年よりも約2℃暖かく、水蒸気量が豊富な状況であったことから、日本海側を中心に断続的な降雪が続いた。 山陰では、海上から雨雲が次々と流れ込み、断続的に雨や雪が降り続いた。降水量は沿岸部を中心に多くなり、15日21時までの48時間解析雨量は県内の多いところで150ミリを超えた。 倒木・電柱倒壊による道路の通行止めが多数発生している理由は、水分を多く含んだ雪質だったことが原因と考えられる。 （積雪量）最深積雪 若桜49センチ（倒木等発生地付近） （県内被害） ・人的被害：なし ・非住家被害：倉庫1棟倒壊 ・交通：県道若桜湯村温泉線、県道岩美八東線、町道明辺線等で倒木 ・電柱倒壊等による全面通行止めが発生 ：JR山陰線居組駅～東浜駅間で列車が4時間立往生した ・孤立集落：最大26世帯37人が孤立 （倒木・電柱倒壊等による） ・電気：設備への樹木等の接触や降雪による設備の故障により1万6千戸が停電
令和5年1月豪雪 （2023年1月20日～1月31日）	（概要）1月24日から25日にかけて、日本の上空にこの冬一番の強い寒気が流入し、日本付近は強い冬型の気圧配置となった。 25日にかけて、西日本から北陸地方を中心に大雪となり、京都市など普段雪の少ない地域でも積雪となった。中国地方では24日夜に短い時間に積雪が急激に増え、厳重な警戒を呼び掛けた。25日の最低気温は南西諸島を除き全国的に氷点下となり、広い範囲で過去10年の最低気温に近い冷え込みとなった。南西諸島から東日本を中心に広い範囲でこれまでの1月の記録を超える風が吹いた。26日朝も、最低気温は南西諸島を除き全国的に氷点下となり、東日本・西日本の複数地点でこれまでの1月の記録を更新した。 （県内被害）最深積雪 167センチ（大山町大山） ・人的被害：軽傷者：1名 ・住家被害：一部損壊：1棟、床下浸水：3棟 ・停電、断水、大雪による通行止め、文教施設被害

エ　渇水による災害

鳥取県及び本市における過去の主な渇水状況を以下に列記する。

渇水及び取水制限の概要	
平成17年6月 日野川渇水	（取水制限）6月8日～7月15日（38日間） ・上水道・工業用水・農業用水において35%節水運用
平成19年5月 日野川渇水	（取水制限）5月19日～7月2日（45日間） ・上水道・工業用水・農業用水において20%節水運用
平成21年5月 日野川渇水	（取水制限）5月～6月（33日間） ・上水道・工業用水・農業用水において20%節水運用
平成25年5月 日野川渇水	（取水制限）5月～6月（34日間） ・上水道・工業用水において5%節水運用、農業用水において20%節水運用
令和元年5月・6月 日野川流域渇水	（概要）日野川流域では、少雪や5月までの少雨（平年の約80%の降雨）により渇水傾向となった。日野川下流の車尾（くずも）地点の流量は、5月末時点で利水者への影響が出始める目安流量3㎥/sを下回る1㎥/sまで低下した。 （取水制限）5月31日～7月26日　※6月7日より制限一時解除、7月26日取水制限解除 ・5月31日より上水道・工業用水・農業用水において5%節水運用 ・6月6日より上水道・工業用水・農業用水において10%節水運用
令和元年8月 殿ダム渇水	（概要）殿ダムでは、令和元年8月、少雪や少雨の影響でダムの貯水率が低下し、貯水率が30%を下回るなど過去最低となった。平常時最高水位：182.80m（貯水率：100%）に対して、令和元年8月22日に最低水位：170.06m（貯水率27.6%）を記録した。 （取水制限）8月19日～10月1日（43日間） ・8月19日より農業用水20%節水運用（第1次渇水調整） ・8月21日からは農業用水30%節水運用（第2時渇水調整）
令和7年7月 日野川流域渇水	（概要）日野川流域では、7月の降水量が56.9mmと例年比の26%程度の降雨しか計測しておらず、菅沢ダムの貯水率は7月27日時点で37.1%まで低下した。 （取水制限）7月14日～8月12日　8月12日取水制限解除 ・7月14日より上水、工水、農水の取水制限開始（一律10%） ・7月18日より取水制限率引き上げ（一律15%） ・7月22日より菅沢ダム日野川第一発電所の放流を毎秒3.9トン10時間から毎秒3トン24時間に切り替え、流況が若干改善

(3)参考とする他県の大規模自然災害の事象

平成 28 年（2016 年）３月後に発生した県外の主な大規模自然災害を以下に示す。

大規模災害	災害名称	主な被害
地震	平成 28 年（2016 年）熊本地震 【前震】 4 月 14 日 21 時 26 分 【本震】 4 月 16 日 01 時 25 分	【概要】 平成 28 年熊本地震は、熊本県中央部の日奈久断層と布田川断層を震源として、二度の大きな地震を観測した。4 月 14 日 21 時 26 分に前震（マグニチュード 6.5）が発生、また 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に本震（マグニチュード 7.3）が発生し、益城町では震度 7 を 2 回観測し、熊本県内では各地で甚大な被害となった。また、余震も含め、震度 6 弱以上が 7 回、震度 1 以上の地震も 1500 回と、これまでにない地震の特徴を有している。 【前震】 （震源）熊本県熊本地方　　（地震規模）マグニチュード 6.5 （最大震度）震度 7 熊本県益城町 【本震】 （震源）熊本県熊本地方　　（地震規模）マグニチュード 7.3 （最大震度）震度 7 熊本県益城町、西原村 【主な被害】 人的被害：死者 273 名、重傷者 1,203 名、軽傷者 1,606 名 建物被害：住家全壊 8,667 棟､半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟　床上浸水 114 棟、床下浸水 156 棟 非住家 公共建物被害 467 棟､その他被害 12,918 棟、火災 15 件 ※総務省消防庁「熊本県熊本地方を震源とする地震（第 121 報）」参照 【被害の特徴】 ・住宅等倒壊による被害が多く発生し、死者 50 名のうち、住宅の倒壊による死者が 37 名と 7 割超となった。また、本震により山地の表層崩壊が発生し、土砂による団地を飲み込んで、多数の死傷者を出した。 ・災害対策本部が設置される市役所庁舎等が大きく損傷し、一部の自治体で機能不全となった。また、学校体育館などの施設においても、天井落下やガラス破損などの被害により、避難所等への利用が制限された施設もあった。 ・頻発する余震の影響等で、避難所には収容能力を超える住民が避難し、車中泊や避難所の廊下等で生活する者が多数あった。また、車中泊の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。 ・地震後、精神疾患による自殺や車中泊による急性心筋梗塞・心臓疾患などによる死亡など、地震関連死は直接死 50 名よりも多い 217 名を数えた。 ・多くのトラック往来で荷卸が間に合わなくなり、物資が滞留したため、救援物資が避難所へ届かない状況となった。 ・南阿蘇と熊本市内を結ぶ幹線ルートにある阿蘇大橋は、地震による大規模斜面崩落により、落橋したため、重要な交通ネットワークが分断され、救援活動に大きな支障となった。 ・地震により、熊本城全域が甚大な被害を受けた。倒壊・崩落・一部損壊等を含め重要文化財建造物 13 棟及び再建・復元 建造 物 20 棟のすべてが被災した。石垣は全体の約 3 割に当たる約 23,600 ㎡に崩落や膨らみ・緩みなどが発生し、修復が必要な状態となった。

豪雨 ・ 暴風雨	平成 28 年（2016 年）6 月 20 日からの梅雨前線による大雨	【概要】 西日本から関東の南にかけて停滞する梅雨前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、西日本を中心に大雨となった。 【主な被害】 人的被害：死者７名　重傷者４名、軽傷者８名 建物被害：全壊 37 棟、半壊 165 棟、一部破損 189 棟、 床上浸水 520 棟、床下浸水 2,015 棟 ※総務省消防庁「平成 28 年 6 月 20 日からの梅雨前線に伴う大雨による被害状況等について（第 16 報）」参照
豪雨 ・ 暴風雨	平成 28 年（2016 年） 台風第 10 号	【概要】 平成 28 年 8 月 19 日に発生した台風 10 号は 8 月 30 日に暴風域を伴ったまま岩手県に上陸し、東北地方を通過して日本海に抜けた。 台風第 10 号の影響で岩手県宮古市、久慈市で 1 時間に 80 ミリの猛烈な雨となったほか、北海道士幌町で平年の８月一か月に降る雨量を超える 329 ミリを観測し記録的な大雨となった。また、最大瞬間風速が岩手県宮古市で 37.7 メートル、北海道せたな町で 36.5 メートルなど東日本から北日本では暴風となり、海は猛烈なしけとなったところがあった 【主な被害】 人的被害：死者 26 名、行方不明者 3 名、重傷者 5 名、軽傷者 9 名 建物被害：住家全壊 518 棟､半壊 2,281 棟､一部破損 1,174 棟、 床上浸水 279 棟、床下浸水 1,752 棟 ※総務省消防庁「平成 28 年台風第 10 号による被害状況等について（第 43 報）」参照 【被害の特徴】 ・岩手県では小本川の増水・氾濫により、高齢者グループホーム施設内で入居者 9 名の死亡が確認された。入居者は要配慮者であり、避難準備情報の発令時に避難すべき段階であることが伝達できていなかった。 ・地形特性上、谷底平野に集落が点在する山間部では、中小規模な土石流による家屋被害の発生や、道路寸断や生活橋の流失により孤立集落が多数発生した。 【国の対応】 国では「平成 28 年台風第 10 号被害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」より、避難に関連する取組及び避難準備情報の名称変更を実施した。 「避難準備情報」の名称変更（平成 28 年 12 月 26 日公表） [変更前]　[変更後] 避難準備情報　避難準備･高齢者等避難開始 避難勧告　避難勧告 避難指示　避難指示（緊急）

豪雨 ・ 暴風雨	平成 29 年（2017 年） 7 月九州北部豪雨 （7 月 6 日～9 日）	【概要】 梅雨前線が 6 月 30 日から 7 月 4 日にかけて北陸地方に停滞した。 7 月 2 日 9 時に沖縄の南で発生した台風第 3 号は、東シナ海を北上し、7 月 4 日 8 時頃に長崎市に上陸した後、東に進み、5 日 9 時に日本の東で温帯低気圧に変わった。 梅雨前線や台風第 3 号の影響により、西日本から東日本を中心に 局地的に猛烈な雨が降り、大雨となった。特に 7 月 5 日から 6 日にかけて、島根県浜田市波左、福岡県朝倉市朝倉、大分県日田市日田などで、最大 24 時間降水量が統計開始以来の 1 位の値を更新する記録的な大雨となった。この大雨について、島根県、福岡県、大分県に特別警報が発表された。 7 月 5 日から 6 日に九州北部地方で発生した豪雨については、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」と命名（7 月 19 日） 【主な被害】 人的被害：死者 42 名、行方不明者 2 名、 重症者 14 名、軽傷者 25 名 建物被害：住家全壊 338 棟、半壊 1,101 棟、一部損壊 89 棟、 床上浸水 223 棟、床下浸水 2,113 棟 ※総務省消防庁「平成 29 年 6 月 30 日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 3 号の被害状況及び消防機関対応状況について（第 77 報）」参照 【被害の特徴】 ・記録的な豪雨により多数の斜面崩壊が発生し、土砂とともに大量の流木が下流へと流れ出た。そのため、河道・道路の閉塞、河道閉塞による土砂ダムの形成、河川・ため池の浸食や崩壊などによる下流集落への被害が発生した。 ・道路や鉄道等の交通インフラは、流木の滞留に起因する橋脚の転倒や橋梁の流失など、機能不全となる被害が発生し、道路の寸断に伴い、山間地では多くの孤立集落が発生した。 ・家屋の倒壊・流出や浸水被害による災害廃棄物だけではなく、多量の流木が廃棄物として発生した。また、下流の有明湾や周防灘にも大量の流木などが漂流し、回収作業が実施された。
豪雪	平成 30 年（2018 年）2 月 福井豪雪 （2 月 3 日～8 日）	【概要】 日本付近は、2 月 3 日から 8 日にかけて強い冬型の気圧配置が続き、上空 5000 メートル付近でマイナス 30 度以下の強い寒気に広く覆われた。 北日本から西日本にかけての日本海側を中心に断続的に雪が降り、福井県福井市では昭和 56 年（1981 年）の豪雪（196 センチ）以来 37 年ぶりに積雪が 140 センチを超えるなど大雪となった。 【主な被害】 人的被害：死者 22 名、重傷者 102 名、軽傷者 218 名 ※道路立ち往生中の緊急搬送含む。 建物被害：住家　全壊 2 棟、半壊 5 棟、一部損壊 32 棟、 床上浸水 1 棟、床下浸水 10 棟 非住家　半壊以上 80 棟 ※総務省消防庁「2 月 4 日からの大雪等による被害状況等について（第 15 報）」参照 【被害の特徴】

		・国道 8 号における車両の立ち往生（最大約 1,500 台）のほか、高速道路や国道、県市道等の通行止めが多数発生した。また、鉄道や路線バスも運休し、交通機能が麻痺した。 ・道路機能の麻痺により、スーパー・コンビニ等での食料品不足やガソリンスタンドの燃料不足が生じた。
地震	平成 30 年（2018 年） 大阪北部地震 6 月 18 日 7 時 58 分	【概要】 平成 30 年 6 月 18 日の朝、大阪府北部を震源とする地震が発生し、大阪市北区や高槻市などの大阪府北部地域では震度 6 弱を観測した。 （震源）大阪府北部（北緯 34.8 度、東経 135.6 度）　深さ：13km （地震規模）マグニチュード 6.1（暫定値） 【主な被害】（全国） 人的被害：死者 6 名、重傷者 62 名、軽傷者 400 名 建物被害：住家 全壊 21 棟、半壊 483 棟、一部破損 61,266 棟 床上浸水 3 棟、床下浸水 3 棟 ※総務省消防庁「大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 32 報）」参照 【被害の特徴】 ・控え壁の無いブロック塀の崩落に巻き込まれ、死亡事故が発生した。 ・ガス管の破損により、1 週間程度ガスの供給が断たれた地域があった他、老朽化した水道管が破損し、大規模な断水が発生した。 ・地震発生が通勤の時間帯であったため、大阪駅などでは電車の運行停止に伴う帰宅困難者が多く発生した。
豪雨 ・ 暴風雨	平成 30 年（2018 年） 7 月豪雨 （7 月 6 日～9 日）	【概要】 6 月 28 日以降日本付近に停滞した前線や 6 月 29 日に発生した台風 7 号の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。6 月 28 日～7 月 8 日までの総降水量が四国地方で 1800 ミリ、東海地方で 1200 ミリを超えるところがあるなど、7 月の月降水量平年値の 2～4 倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で 24、48、72 時間降水量の値が観測史上第 1 位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。 【主な被害】 人的被害：死者 263 名、行方不明者 8 名、負傷者 484 名 建物被害：住家全壊 6,767 棟、半壊 11,346 棟、一部損壊 4,362 棟 床上浸水 6,982 棟、床下浸水 21,637 棟 ※総務省消防庁「平成 30 年 7 月豪雨及び台風第 12 号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第 60 報)」参照 【被害の特徴】 ・長時間の豪雨による河川堤防の決壊や氾濫により、各地で大規模な浸水被害が発生し、多くの死傷者や建物の全壊・床上浸水等、甚大な被害となった。特に、「バックウォーター現象」に伴う河川の氾濫や堤防決壊が広範囲で発生し、浸水から逃げ遅れにより、多数の死者を出した。 ・豪雨に伴い、各地で土砂崩れや土石流が発生し、広島県を中心に多くの住民が死傷した。また、広島市安芸区では、団地の山側にある砂防ダムが崩壊し、団地内の住宅が倒壊、多くの死傷者を出した。

		・愛媛県西予市及び大洲市では、上流ダムの緊急放流に伴い、下流地区の大規模な浸水被害が発生し、多数の死傷者が発生した。特に、ダム放流前の住民への情報伝達や避難指示の不備等が問題とされた。 ・豪雨に伴う農業用ため池の決壊により、女児が流され犠牲となった。堤防の決壊や法面の崩壊は各地で多く見られ、それに伴い住民への避難指示が発令された。 ・土砂崩れなどにより、各地で道路や鉄道の交通機関が機能停止する被害が発生し、復旧の目処が立っていない区間も発生した。 ・浸水による上水道施設の冠水や、土砂崩れによる水道管の破損など、多くの地域で断水が発生した。 ・広域の浸水被害や土砂災害により、被災地では大量のがれき・ごみが発生し、学校の校庭などに積み上げられ、衛生環境の悪化が懸念された。 ・断水や浸水、停電の被害を受けた医療施設は 95 施設にのぼった。特に、地区の中心的な医療機関である「まび記念病院（倉敷市真備町）」では浸水高さが 3 メートルを超え、自家発電設備が水没した他、取り残された入院患者や医療関係者、避難してきた近隣住民等の救助活動が必要となった。 ・広範囲に浸水した倉敷市真備町では死者 51 人のうち約 8 割の 42 人が 1 階部分で発見されたが、その多くは避難に困難が伴う高齢者や身障者であった。国は名簿に基づき、一人一人の支援役や避難手段を決めておく「個別計画」の策定を促しているが、倉敷市では未策定であった。
地震	平成 30 年（2018 年） 北海道胆振東部地震 9 月 6 日 3 時 8 分	【概要】 9 月 6 日 03 時 07 分、北海道胆振地方中東部を震源とする M6.7 の地震が発生し、北海道厚真町（あつまちょう）で震度 7、北海道安平町（あびらちょう）で震度 6 強、北海道千歳市で震度 6 弱を観測した。 （震源）北海道胆振地方中東部　深さ 37km （地震規模）マグニチュード 6.7 （最大震度）震度 7　北海道厚真町 【主な被害】 人的被害：死者 43 名、重傷者 48 名、軽傷者 734 名 建物被害：住家 全壊 469 棟、住家半壊 1,660 棟、 一部破損 13,849 棟 ※総務省消防庁「平成 30 年北海道胆振東部地震による被害及び消防機関等の対応状況（第 35 報）」参照 【被害の特徴】 ・厚真町では広範囲の土砂崩れにより、多数の住宅が倒壊し、死者が多く発生した。 ・札幌市清田区では火山灰による埋立地での液状化により、地盤沈下や建物被害を受けた。 ・地震により苫東厚真発電所の運転が停止し、その影響で北海道全域で停電となる「ブラックアウト」状態となった。 ・災害拠点病院 11 施設を含め、376 病院で停電が発生し、自家発電機で対応したものの、一部の病院では救急の受入や外来診療の継続が困難となった。また、断水の影響で透析患者を移送したケースも見られた。 ・地震の影響により、新千歳空港の閉鎖やＪＲ運休、高速道路の閉鎖など、交通機能が麻痺状態となった。 ・北海道全域の停電により信号機が機能しないため、手信号による対応が各地で必要となった。

		・停電により情報収集手段である携帯電話の充電ができなくなり、携帯各社の充電サービスへ多数の人々が訪れた。 ・電力供給停止により、食品等工場での操業停止や流通停止などサプライチェーン寸断による経済への影響が甚大であった。 ・停電や断水による宿泊施設の営業停止や交通機関の麻痺により、行き場を失った外国人観光客等への避難対応などの課題があった。 ・地震後、風評被害により宿泊施設へのキャンセルが相次ぎ、観光客の激減による甚大な観光被害を受けた。
豪雨 ・ 暴風雨	平成 30 年（2018 年）９月 台風第 24 号	【概要】 台風第２４号は、沖縄の南を北西に進み、９月２８日から３０日明け方にかけて沖縄地方に接近した後、北東に向きを変え、急速に加速しながら、３０日２０時頃、大型で強い勢力を維持したまま和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、東日本から北日本を縦断し、１０月１日１２時に日本の東で温帯低気圧に変わった。 【被害状況】 （全国） 人的被害：死者 4 名、負傷者 231 名 住家被害：全壊 62 棟、半壊 404 棟、一部損壊 9,941 棟 床上浸水 326 棟、床下浸水 1,837 棟 ※総務省消防庁「平成 30 年台風 24 号による被害及び消防機関等の対応状況（第 11 報）」参照
豪雨 ・ 暴風雨	令和元年（2019 年）９月 台風第 15 号	【概要】 ９月 5 日に発生した台風第 15 号は、発達しながら北西に進み、暴風域を伴って 7 日 17 時頃に小笠原諸島に最も接近した後、勢力を維持しながら伊豆諸島近海を北上した。 強い台風第 15 号は、９日３時頃に三浦半島付近を通過した後、勢力を維持したまま同日５時前に千葉市付近に上陸した。 台風の接近・上陸により、関東地方では、９日朝にかけて猛烈な風が吹いて観測史上１位の最大風速や最大瞬間風速を観測したところがあった。また、東北地方でも９日夕方まで局地的に非常に激しい雨が降って大雨となった。 【被害状況】 （全国） 人的被害：死者 3 名（災害関連死含む）、負傷者 150 名 住家被害：全壊 391 棟、半壊 4,204 棟、一部損壊 72,279 棟 床上浸水 121 棟、床下浸水 1,660 棟 ※総務省消防庁「令和元年台風第 15 号等による被害及び消防機関等の対応状況（第 40 報）」参照
豪雨 ・ 暴風雨	令和元年（2019 年）10 月 台風第 19 号	【概要】 台風第 19 号は、12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。 台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10 日からの総雨量は、神奈川県箱根町で 1000 ミリに達し、関東甲信地方と静岡県の 17 地点で 500 ミリを超えた。この記録的な大雨により、12 日 15 時 30 分に、静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県の 17 都県に、12 日 19

		時 50 分に、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の 5 県に、13 日 0 時 40 分に岩手県に特別警報が発表された。 【被害状況】 （全国） 人的被害：死者 98 名、行方不明者 3 名、負傷者 481 名 住家被害：全壊 2,762 棟、半壊 17,395 棟、一部損壊 18,337 棟 床上浸水 19,969 棟、床下浸水 29,727 棟 ※総務省消防庁「令和元年台風第 19 号等による被害状況について（第 57 報）」参照
豪雨	令和２年７月豪雨 （梅雨前線による大雨） （7 月 3 日～31 日）	【概要】 7 月 3 日から 9 日にかけて、梅雨前線が同じような場所に停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に、7 月 4 日に大雨特別警報を熊本県、鹿児島県に、6 日に福岡県、佐賀県、長崎県に、8 日に岐阜県、長野県に発表するなど、これらの県では記録的な大雨となった。 九州では、3 日から 8 日かけて線状降水帯が多数発生し、総降水量に対する線状降水帯による降水量の割合が高く、70%を超えた所もある。 その後も前線は本州付近に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多く、特に 13 日から 14 日にかけて中国地方を中心に、26 日から 29 日にかけて東北地方を中心に大雨となった。 これらの大雨により、大分県日田市で 24 時間雨量が 500 ミリ、48 時間雨量が 800 ミリに迫るなど、九州北部地方、東海地方、東北地方を中心に、多くの地点で観測史上 1 位となる雨量を観測した。 【主な被害】 人的被害：死者 82 名、行方不明者 4 人、 重傷者 7 名、軽傷者 21 名 建物の被害：住家…全壊 272 棟、半壊 579 棟、一部損壊 914 棟、 床上浸水 7,756 棟、床下浸水 8,377 棟 その他：土砂災害の発生、河川越水被害、停電(医療機関含)、断水、通 信停止、浸水による孤立の発生、鉄道路線への土砂流入・橋梁流出・電気設備損傷、ＬＰガスボンベの喪失・流出、下水処理場の浸水、ポンプ場の浸水、管渠・マンホールポンプの被災、ごみ処理施設・し尿施設の稼働停止 【被害の特徴】 ①防災行政無線の停止 熊本県の一部で、浸水等による故障のため、防災行政無線が停止中である。 ②危険物（ガス・農薬等）の流出 ・大分県日田市内で LP ガス容器 20kg（工事用）×２本が筑後川水系に流出した。 ・佐賀県藤津郡太良町の養鶏場が土砂で倒壊し、鶏暖房用の LP ガスの容器 50kg×72 本が埋没した。 ・４日午前中に天草市の LP ガス充填所において、崖崩れにより配管の一部が損傷し、ガスが漏えいした。 ・大分県日田市の JA 倉庫が損壊し、保管していた農薬 976 品目（計 674kg）が流出し、一部が玖珠川に流出した。県保健所と農協により関係機関への注意喚起等が実施中である（7 月 10 日）。そ

		の後、農薬について約 3 分の 2 の品目を回収済みで、周辺からの被害報告は無い（7 月 13 日）。 ③福祉施設・児童関係施設の浸水 ・熊本県球磨村の特別養護老人ホーム千寿園で、浸水被害があり、14 人が死亡、残り 51 名が救助され、病院に搬送された。 ・福岡県、熊本県、大分県、山形県の児童関係施設等で浸水被害が発生した（人的被害は無し）。 【被害の特徴：特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下での影響】 ①応援派遣従事者が新型コロナウイルスに感染 7 月 8 日から 12 日までの期間、熊本県に応援派遣されていた香川県高松市の職員が、派遣終了後に高松市が実施した PCR 検査で、新型コロナウイルスに感染していることが判明した。 ②避難所避難者への影響 ・避難所では、感染拡大防止のための「３密」（密閉、密集、密接）を 避けるのは難しい環境にある。また、1,500 人収容できる避難場所で は、最大 670 人と制限を設けたが、7 月６日時点で 638 人が避難するなど収容可能者数に余裕がない状況にある。通常より収容人数を制限し、ほかの避難所へ移動を促したケースもあった。 ・感染を心配し、車中泊を希望する人もいる。避難者の把握のため受け付けはしてもらい、エコノミークラス症候群に注意するようチラシも 配布した事例もある。 ・熊本県八代市の避難所では、世帯ごとに区切るパーテーションが設置され、避難してきた住民はマスクを着用し、手洗いや消毒を頻繁にしている。 ・熊本県人吉市の避難所では、新型コロナウイルス対策としてドアを開け放ち、換気の徹底がなされている。 ・避難所に駆け付けるはずの市職員が来なかった場所もあり、参集する職員の仕組みが十分に整っていなかった。 ・福田南中（同市福田町古新田）ではコロナ対策として、避難者一人一人に職員が非接触型の体温計で検温。熱がある人のために別室も確保した。 ・新型コロナウイルス感染症により高齢者は重症化しやすいことを考慮し、高齢者施設の避難所使用を施設側から断った場所がある。 ・避難所受付において、新たに問診票を作成し、「PCR 検査後、自宅で待機中または濃厚接触者で健康観察中だったか？」「発熱が現在あるか？」などの５項目を問い、検温なども実施した避難所があった。一方で、検温など必要な対策に手が回らなかった避難所もあった。 ③避難所と保健所の連携について 体調の悪い人は別室にするなどの対策がなされている。しかし、感染が疑わしい人が出れば保健所へ連絡する必要があるが、固定電話がつながらないなどの状況にある。 ④医療従事者の確保 感染症対策では経路の特定や感染者の隔離が重要となり、大規模災害では医療従事者の確保が行政だけでは困難だという意見が出た。 ⑤感染者の避難について 新型コロナウイルスの自宅療養者の災害時の避難について、具体的な場所や移動手段等の明確な対応指針がない。（指定避難所の利用は難しい） ⑥ボランティア活動について

		長野県災害時支援ネットワークは、ボランティア活動の「自粛」を要請した。
土砂災害	令和 3 年熱海市伊豆山地区土砂災害 （7 月 3 日）	【概要】 令和 3 年 7 月 3 日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約 2km 上流、標高約 390m地点）から逢初川に沿って流下した。 この土石流により被災した範囲は、延長約 1km、最大幅約 120 mにわたり、多くの人的・物的被害が発生した。 【主な被害】 人的被害：死 者：28 名 （うち、災害関連死：1 名） 中等症：3 名 ※重傷者 1 名、軽傷者 2 名 住宅被害：全壊：53 棟、半壊：11 棟、一部損壊：34 棟
地震	令和 6 年能登半島地震 （1 月 1 日）	【概要】 令和 6 年能登半島地震は、石川県能登地方において 1 月 1 日 16 時頃に発生した深さ 16km の北西―南東方向に圧力軸を持つ逆断層型の地震（マグニチュード 7.6）である。石川県輪島市、志賀町では震度 7 を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度 6～1 を観測した。 【本震】 （震源）石川県能登地方 （地震規模）マグニチュード 7.6 （最大震度）震度 7 石川県輪島市、志賀町 【主な被害】（R6.7.30 時点） 人的被害：死者 299 名(うち災害関連死 70 名)、重傷者 350 名、軽傷者 977 名 建物被害：住家全壊 6,227 棟､半壊 20,589 棟､ 一部破損 96,258 棟 非住家 公共建物被害 125 棟､その他被害 33,302 棟 【被害の特徴】 ・多数の住家被害が発生した。また、震源から離れた地域においても液状化による住家被害が多く発生した。 ・本地震発生直後に、輪島市朝市通り周辺において大規模な火災が発生し、焼損棟数約 240 棟、焼失面積約 49,000 ㎡に及ぶ被害が発生した。 ・大規模な土砂崩壊等により道路が寸断され、最大で約 3,300 名が孤立するなど、孤立地域が広範囲にわたり多数発生した。 ・能登半島北部 6 市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、発災前と比較して最大約 7 割～8 割のエリアで通信の支障が発生するなど、広範囲で通信が断絶した。 ・上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。これに伴い、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となった。
豪雨	令和 6 年奥能登豪雨 （9 月 21 日）	【概要】 令和 6 年 9 月 21 日線状降水帯の発生により、輪島市、能登町では、時間に 100mm 以上の大雨が降り、石川県で初めて大雨特別警報が発表された。 県内では、29 河川において、氾濫等による浸水被害が発生。町野川で 2 か所の堤防決壊、河原田川で海岸浸食を確認した。 また、62 箇所で土砂災害が発生した。 【主な被害】 人的被害：死者 19 名（うち災害関連死 3 名）

		負傷者 47 名（重傷 2 名、軽傷 45 名） 住家被害：全壊 82 棟、半壊 659 棟、一部損壊 159 等 床上浸水 74 棟、床下浸水 928 棟 【被害の特徴】 ・豪雨により、災害で 9 市町、108 箇所の避難所が開設され、約 1,500 人が避難した。 ・同年発生した能登半島地震の教訓を活かし、国、県、通信キャリア間で迅速に情報を共有することで、発災時の通信の確保に即応できた。 （その後、県と通信事業者との包括連携協定の締結につながる） ・ケーブルテレビについて、 ①被害状況の把握、復旧作業に時間を要した ②住民への情報提供手段として、防災行政無線ではなく、ケーブルテレビ網を利用した屋外拡声器の運用を想定していた為、停電や断線の影響で利用できなかった　等の課題があった。 ・臨時災害放送局については開局されなかった
林野 火災	令和 7 年岩手県大船渡市林野火災 （2 月 26 日）	【概要】 令和 7 年 2 月 26 日に大船渡市赤崎町地内で発生した火災は短時間に広範囲に延焼拡大し、約 3,370ha の範囲に延焼し、死者 1 名のほか 226 棟の建物に被害を生じた。 この火災の前、2 月 19 日には大船渡市三陸町綾里地内で林野火災が発生している（2 月 25 日 15 時 05 分鎮圧、4 月 7 日 17 時 30 分鎮火。焼損面積：約 324ha の範囲に焼損地点が点在）。 また、2 月 25 日には大船渡市に隣接する陸前高田市小友町地内でも林野火災が発生している（2 月 26 日 12 時 00 分鎮圧、3 月 11 日 10 時 30 分鎮火：焼損面積約８ha） 【主な被害】 延焼範囲(19 日からの火災の延焼範囲を除く。)：約 3,370 ha 人的被害：死者 1 人（男性 90 代） 住家・非住家被害：住家 87 棟（全壊 54 棟、全壊以外 33 棟） 非住家 135 棟（全壊 121 棟，全壊以外 14 棟） 【災害の特徴】 １気象、地形など複数の要因が重なり合った条件下での大規模林野火災 ２短時間で広範囲に拡大した大規模林野火災 ３多様な技術を活用した消火活動が求められた大規模林野火災
事故	令和 7 年埼玉県八潮市における道路陥没事故 （1 月 28 日）	【概要】 発生日時：令和 7 年 1 月 28 日（火）午前 10 時頃 発生場所：八潮市中央一丁目地内 県道松戸草加線（中央一丁目交差点内） 陥没規模：幅約 40 メートル、深さ最大約 15 メートル 事故原因：調査中（流域下水道管の破損に起因するもの） 下水道管：管径 4.75m、昭和 58 年整備（経過年数 42 年） 【事故の原因】 ・最初に発生した陥没穴は、下水道管の直上で発生した。 ・陥没深さより深い地下埋設物は下水道管のみであり、かつ土砂を引き込む可能性のあるほかの要因（他の地下工事、坑道跡、自然生成の水みち）は確認できない。 上記より、道路陥没は、埼玉県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると考えられる。 （八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会 中間取りまとめ）

(4)想定する大規模自然災害の特定

上記を踏まえ、鳥取県及び本市で想定される大規模自然災害を以下のとおりに特定する。

県内及び本市において想定する自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
① 地震	・住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 ・住宅密集市街地における火災の延焼 ・インフラ機能停止による避難、復旧の難航 ・文化財の被災、修復の難航	鳥取県地震防災調査研究委員会が設定した断層による最大規模の地震動 〇参考とする過去の事象 ・昭和18年鳥取地震 ・平成12年鳥取県西部地震 ・平成28年熊本地震 ・平成28年鳥取県中部地震 〇対応等 ・避難行動等による減災対策（ソフト） ・インフラ、防災拠点、住宅棟の耐震化による防災対策（ハード）
② 津波	・建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 ・広範囲な浸水による都市機能の停止 ・流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化	平成 30 年 3 月に鳥取県が公表した「津波浸水想定」の対象となる津波 〇参考とする過去の事象等 ・平成23年東日本大震災 ・平成26年国提示の津波断層モデルによる解析と被害想定 〇対応等 ・避難行動等による減災対策（ソフト） ・海岸施設整備等による防災対策（ハード） ※最大規模の津波より発生頻度が高く、津波高の低いもの
③ 豪雨・暴風雨	・豪雨による河川の氾濫による死傷者の発生 ・低平地の排水機能停止による長期間の冠水による経済活動の停滞 ・避難所における感染症のまん延防止	これまでの気象統計に基づいて想定し得る最大規模の豪雨、暴風 〇参考とする過去の事象 ・昭和62年台風第19号（県中部） ・平成23年台風第12号（県西部） ・平成28年台風第10号（岩手県） ・平成29年7月九州北部豪雨 ・平成30年7月豪雨（岡山県・愛媛県外） ・平成30年台風第24号（静岡県外） ・令和元年台風15号（令和元年房総半島台風） ・令和元年台風19号（令和元年東日本台風） ・令和2年7月豪雨（熊本県外） ・令和2年9月豪雨（県東部） ・令和3年7、8月豪雨（県東部） ・令和5年台風7号（県東中部） 〇対応等 ・ハザードマップや降雨、河川水位等に基づく避難行動等による減災対策（ソフト） ※河川整備の計画規模を超える豪雨 ・流域治水への転換を推進し、河川整備による

		氾濫防止等の防災対策（ハード） ※河川整備の計画規模の豪雨
④ 土砂災害	・土石流、がけ崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 ・交通物流の寸断による孤立集落の発生	時間80ミリ以上の『猛烈な雨』等を伴う短期的・局地的豪雨 〇参考とする過去の事象 ・昭和 62 年台風 19 号（県中部） ・平成 19 年豪雨（若桜町、琴浦町） ・平成 28 年台風 10 号豪雨（岩手県） ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨 ・平成 30 年 7 月豪雨（岡山県・愛媛県外） ・平成 30 年台風 24 号（静岡県外） ・令和元年台風 19 号（令和元年東日本台風） ・令和 2 年 9 月豪雨（熊本県外） ・令和 3 年 7、8 月豪雨（県東部） ・令和5年台風7号（県東中部） 〇対応等 ・ハザードマップや降雨等に基づく警戒避難行動、土砂災害防止法に基づく土地利用規制等による減災対策（ソフト） ・土砂災害防止施設整備による「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」の防止（ハード）
⑤ 豪雪・暴風雪	・なだれや建物倒壊による死傷者の発生 ・幹線の物流寸断による経済活動の停滞 ・積雪による迂回路がない集落の孤立化	〇参考とする過去の事象 ・昭和59年豪雪（県東部） ・平成23年豪雪（県中西部） ・平成29年豪雪（県全域） ・令和2年12月豪雪（県東部） ・令和5年1月豪雪（県西部） 〇対応等 ・積雪状況に応じた避難行動、倒木・電柱倒壊時における中電・NTT等の連携強化等（ソフト） ・交通・物流ネットワーク確保のための関係機関が連携した除雪（ハード）
⑥ 渇水	・渇水による用水供給の停止	〇参考とする過去の事象 ・平成17年～令和7年間の日野川流域渇水に伴う取水制限 ・令和元年8月殿ダム渇水に伴う取水制限 〇対応等 ・関係者による情報共有による取水制限、代替水源としての地下水活用等（ソフト） ・上水道、工業用水道の耐震化及び農業水利施設の保全整備等（ハード）
⑦ 林野火災	・林野火災による森林の荒廃 ・火災による周辺への被害	〇参考とする過去の事象 ・令和 7 年岩手県大船渡市林野火災（岩手県） 〇対応等 ・県ホームページや広報誌、ポスター等による林野火災防止に関する注意喚起等の啓発活動

		（ソフト） ・林野火災を想定した訓練の実施（ソフト） ・簡易水槽等の資機材整備の促進（ソフト）

県外における想定する自然災害リスク

大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
⑧ 南海トラフ地震	・西日本にわたる広域的な被害 ・多数の死傷者、建物の倒壊流出等、多大な経済損失 ・被災地への復旧支援の遅延 ・太平洋側の社会経済システムのバックアップ機能の喪失	令和7年3月に中央防災会議が最終報告した地震・津波規模（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

南海トラフ地震による災害

国の中央防災会議では、今後発生が予想される南海トラフ地震について、平成23年東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、被害想定を実施した。そこで示された想定断層及び地震動予測結果を以下に示す。

南海トラフ巨大地震の被害想定

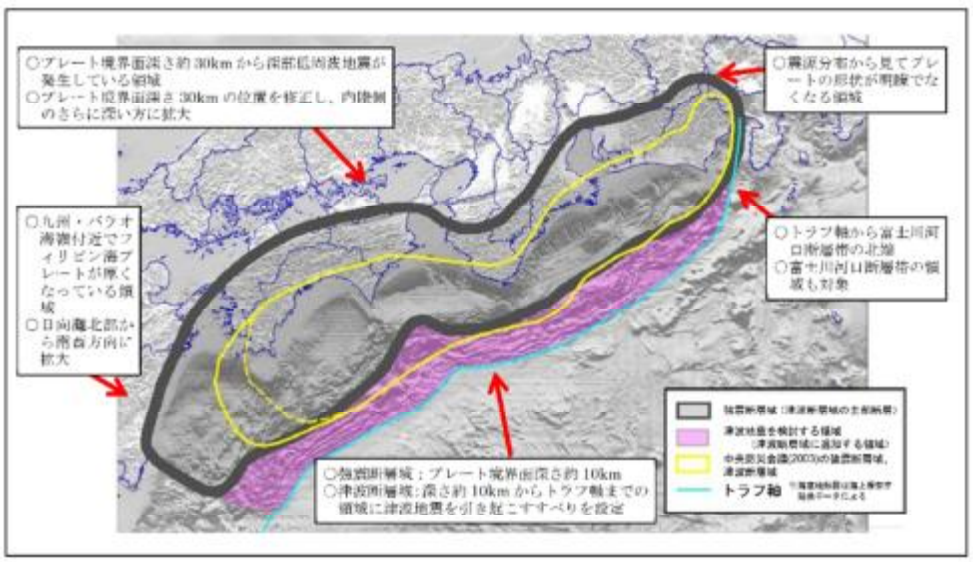


図１　南海トラフ巨大地震の想定震源断層域

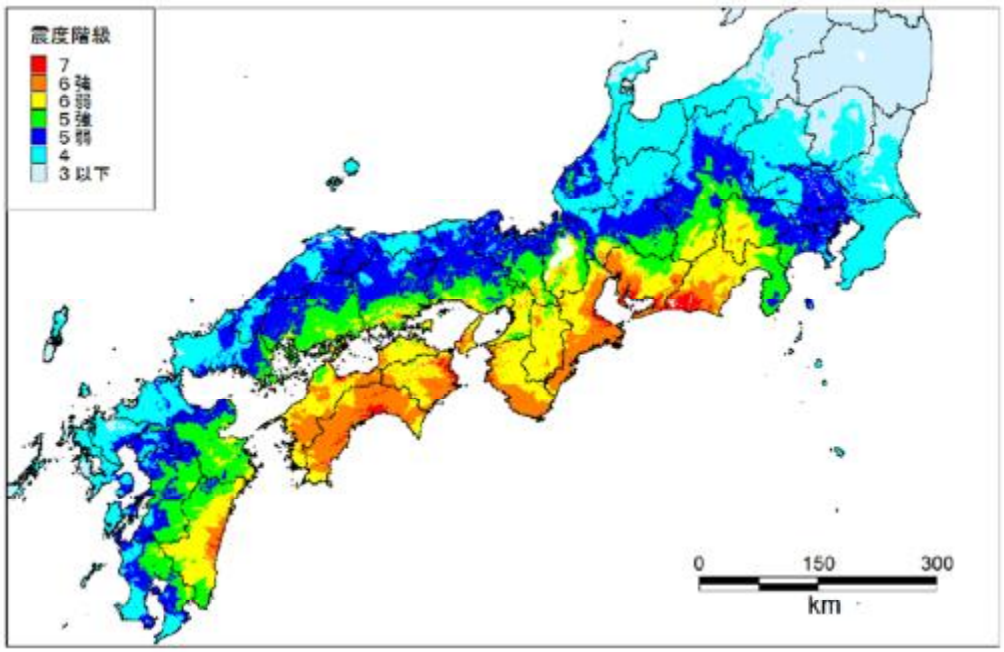


図５（下）　陸側ケースの震度分布

南海トラフ地震による被害想定結果は以下のとおりである。

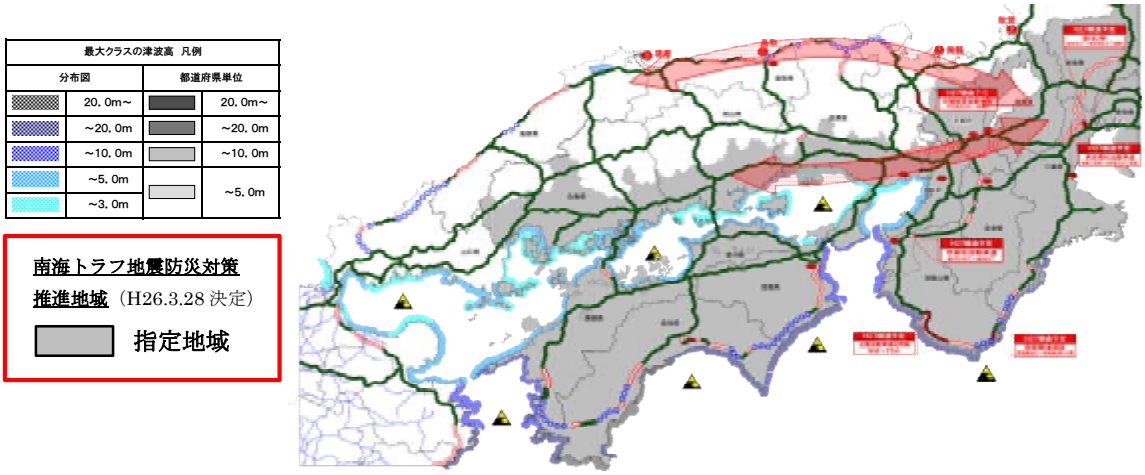
（鳥取県全域） 震度5強～5弱の揺れ

（全国の被害） 四国地方が大きく被災するケース

地震動ケース（陸側）　津波ケース（ケース④）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
揺れによる全壊		約 1,071,000 棟		
液状化による全壊		約 119,000 棟		
津波による全壊		約 144,000 棟		
急傾斜地崩壊による全壊		約 6,600 棟		
地震火災による焼失	平均風速	約 128,000 棟	約 153,000 棟	約 657,000 棟
	風速8m/s	約 161,000 棟	約 192,000 棟	約 728,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	平均風速	約 1,468,000 棟	約 1,493,000 棟	約 1,997,000 棟
	風速8m/s	約 1,501,000 棟	約 1,532,000 棟	約 2,069,000 棟
ブロック塀等転倒数		約 858,000 件		
自動販売機転倒数		約 16,000 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 701,000 棟		

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定について （建物被害・人的被害）（再計算） 内閣府政策統括官（防災担当）令和元年6月



南海トラフ地震防災対策推進指定地域及び津波高

（本計画で想定する大規模自然災害：南海トラフ地震）

南海トラフ地震は、H25 年 5 月に中央防災会議が最終報告した津波規模を基本に、令和元年 6 月に再計算された被害（施設等の被害・経済的な被害）を想定する。

西日本の太平洋側における被害が甚大であり、被災地への支援や太平洋側における社会経済システムのバックアップ機能としての役割が求められる。

2．リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

大規模自然災害に対して、8 つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。本計画では、国の基本計画で設定される 35 項目と県地域計画で設定される 32 項目の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性、災害履歴を踏まえ **30 項目の「起きてはならない最悪の事態」** を設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（30 項目）	
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる Ⅱ．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．迅速な復旧復興	1．直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）
		1-2	津波による死傷者の発生
		1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生
		1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害よる死傷者の発生
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
	2．救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）
		2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、ｴﾈﾙｷﾞｰ供給の途絶）
		2-4	保健・医療・福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、ｴﾈﾙｷﾞｰ供給の途絶）
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3．行政機能の確保	3-1	市町村等行政機関の機能不全
	4．情報通信機能の確保	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）
	5．地域経済活動の維持	5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（ｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝの寸断、ｴﾈﾙｷﾞｰ供給の停止、金融ｻｰﾋﾞｽ機能の停止、重要産業施設の損壊等）
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
		5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6．ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力供給ネットワーク等機能停止（発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）
		6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）
	7．二次災害の防止	7-1	大規模火災や広域複合災害の発生
		7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
	8．迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

30 項目の「起きてはならない最悪の事態」それぞれに対する「被害の様相」を以下に示す。

基本目標	事前に備えるべき目標	災害事象		被害の様相
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる Ⅱ. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ. 迅速な復旧復興	1. 直接死を最大限防ぐ（人命保護）	地震	1-1	地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集地市街地における火災の延焼
		津波	1-2	津波による死傷者の発生や建物の倒壊･流出
		豪雨	1-3	ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害
		土砂	1-4	土石流、崖くずれ、地すべりに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊
		豪雪	1-5	なだれや建物倒壊に伴う死傷者の発生 交通麻痺や孤立集落の発生
		全般	1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害よる死傷者の発生
		全般	1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
	2. 救助･救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康･避難生活環境の確保による関連死の防止	全般	2-1	物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止
		全般	2-2	道路寸断に伴う孤立集落の発生
		全般	2-3	救助･救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止
		全般	2-4	停電による保健･医療･福祉機関等の機能停止、災害関連死の増加
		全般	2-5	避難所における疫病･感染症の発生と拡大
	3. 行政機能の確保	全般	3-1	職員の参集困難に伴う初動対応の低下、市町村行政機能の停止
	4. 情報通信機能の確保	全般	4-1	停電や施設被害による情報通信機能の停止
	5. 地域経済活動の維持	全般	5-1	被災企業における業務の停止 サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難
		全般	5-2	交通インフラの被災による物流の途絶
		全般	5-3	物流の途絶による食料品等の供給不足
		全般	5-4	異常渇水による用水供給の停止
	6. ライフラインの確保及び早期復旧	全般	6-1	発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止
		全般	6-2	上水道施設の被災による用水供給の停止 下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化
		全般	6-3	交通関連施設被害による交通ネットワークの分断
	7. 二次災害の防止	地震	7-1	延燃拡大による市街地の大規模火災の発生 沿道建築物の倒壊による道路閉鎖とそれに伴う交通支障の発生
		地震 豪雨	7-2	ダム等の決壊による下流域への被害の発生 農地･森林等の荒廃による土砂災害発生リスクの増大
		全般	7-3	有害物質の拡散･流出による被害の発生
		全般	7-4	農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
	8. 迅速な復旧･従前より強靭な姿での復興	全般	8-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧･復興の遅れ
		全般	8-2	建設業関連等の人材不足、自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧･復興の遅れ
		全般	8-3	貴重な文化財等の喪失 長期避難生活による地域コミュニティの崩壊
		全般	8-4	緊急輸送道路の損壊等による復旧･復興活動の遅れ
		津波 豪雨	8-5	液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水

３．施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現、多面的な視点からのアプローチを図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせた「横断的分野」を設定する。

なお、横断的分野は、持続可能な地域づくりを念頭に「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示される「地方創生」と「災害等を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる市域の構築」に向け、新たに④人材育成、⑤官民連携、⑥デジタル活用を加えて設定した。

【個別施策分野】

① 行政機能分野（行政機能/警察・消防等）
② 住環境分野（住宅・都市、環境）
③ 保健医療・福祉分野
④ 産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）
⑤ 国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

【横断的分野】

① リスクコミュニケーション分野
② 老朽化対策分野
③ 人口減少対策分野
④ 人材育成分野
⑤ 官民連携分野
⑥ デジタル活用分野

Ⅴ　脆弱性評価

１．脆弱性評価の考え方

（１）脆弱性評価の意義

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、市の強靭化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセスである。

※基本法第九条第五項

「国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと」

市域の脆弱性を評価することにより、以下を把握することができる。

① 脆弱性を知る

脆弱性評価により、大規模自然災害に対して現状のどこに問題があるのか、どこが弱点となっているのかなど、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討することにより、国土強靭化地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等が明らかになり、地域の強靭化を推進すべき策定主体等との間で、危機感と取組の必要性を共有することができる。

② 重点化・優先順位を明らかにする

脆弱性評価の結果や第１期計画での取組成果を踏まえながら、地域特性に応じた影響の大きさや緊急度並びに現在有している資源等を考慮して、より客観的な形で施策の重点化・優先順位付けを行う。

③ 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識する

県と市町村、民間事業者、地域住民等も参画して計画を策定することにより、それぞれの主体が自助・共助・公助の適切な役割分担と連携の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組を一体的に推進できる。

（２）脆弱性評価の流れ

脆弱性評価は以下に示すフローにより実施する。なお、【STEP2】、【STEP3】は先述した「計画策定の流れ」で示したものである。

STEP2「最悪の事態」・施策分野の設定

１．想定する大規模自然災害の抽出
【県内】地震、津波、豪雨・暴風雨、土砂災害、豪雪・暴風雪
【県外】南海トラフ地震

２．「起きてはならない最悪の事態」の設定
8 つの「備えるべき目標」を損なう 30 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

３．施策分野の設定
「起きてはならない最悪の事態」に陥らないための取組分野として、「個別施策分野」と「横断的分野」を設定する。

●個別施策分野	●横断的分野
①行政機能分野	①リスクコミュニケーション分野
②住環境分野	②老朽化対策分野
③保健医療・福祉分野	③人口減少対策分野
④産業分野	④人材育成分野
⑤国土保全・交通分野	⑤官民連携分野
	⑥デジタル活用分野

STEP3　脆弱性の評価、課題検討

４．現行施策の評価と課題の抽出

現状調査
「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、倉吉市等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標を選定する。

現状分析
市等の取組について、現状の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

脆弱性評価まとめ
30 の「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題の取りまとめを行い、重要業績指標の現況値を把握する。

２．現行施策の評価

施策の評価は、前述した【STEPⅠ　目標の明確化】（頁Ⅰ-3）の基本目標を実現するための社会経済システムを構築する上で必要となる要件としての８つの事前に備えるべき目標と、【STEP2「最悪の事態」・施策分野の設定】（頁Ⅳ-26）の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本市の脆弱性を評価するものであり、「起きてはならない最悪の事態」に対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出するものである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要がある。

前章で設定した 30 の「起きてはならない最悪の事態」毎に、事態回避に資する現行施策を抽出し、その対応について、脆弱性評価を実施した。その結果を［別紙Ⅰ　脆弱性評価結果］に示す。災害が発生した場合、災害発生時、発生直後、復旧、復興の時間的な流れを持っており、８つの「事前に備えるべき目標」は以下のような時間軸に該当する。

災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1.直接死を最大限防ぐ（人命の保護）			
	2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止		
	3. 行政機能の確保		
	4. 情報通信機能の確保		
	5. 地域経済活動の維持		
	6. ライフラインの確保及び早期復旧		
		7. 二次災害の防止	
		8. 迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	

現状の調査、分析として、第Ⅰ期計画における「8つの事前に備えるべき目標」毎の進捗状況（令和7年3月時点）について、主な重要業績指標（KPI）の達成度に基づき評価分析した結果を以下にまとめる。

（1）主な重要業績指標（KPI）の状況

1. 直接死を最大限防ぐ（人命の保護）

施策: 地震、津波、洪水、土砂災害等の自然災害での直接死を防ぐ対策

地震対策:

・市庁舎耐震化率：進捗状況66.7%、目標100%（遅延中）

・住宅耐震化率：進捗状況78.3%、目標89.2%（進行中）

洪水・浸水対策:

・洪水ハザードマップ作成率：100%（達成済）

・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定率：100%（達成済）

土砂災害対策:

・集落単位の防災マップ作成率：99.1%（進行中）

・土砂災害ハザードマップの作成率：100%（達成済）

・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定率：100%（達成済）

2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止

施策: 災害医療、救援体制、避難所機能を強化する

救助・救援活動体制:

・消防団員充足率：現状84.6%、目標90%（進行中）

・自主防災組織の組織率：現状91.3%、目標94%（進行中）

健康・避難生活環境の確保:

・マンホールトイレ整備：5箇所設置済（目標13箇所、進行中）

・災害時協力井戸登録数：進捗状況4箇所、目標10箇所（進行中）

3. 行政機能の確保

施策: 災害時の行政機能を維持するための体制整備

・市庁舎耐震化: 進捗状況66.7%、目標100%（遅延中）

・市庁舎非常用発電機: 整備済（達成済）

・市BCP（業務継続計画）策定: 継続更新中（取組中）

4. 情報通信機能の確保

施策: 災害時の情報通信手段を維持し、住民に重要情報を確実に伝達

情報伝達体制:

・戸別受信機（文字放送含む）：設置済（達成済）

・緊急速報（エリアメール等）：配信体制継続（取組継続）

・防災情報システム：整備完了（運用継続）

通信インフラ整備:

・超高速情報通信網（光ファイバー網）：整備済（達成済）

5. 地域経済活動の維持

施策: 災害による経済的停滞を防ぎ、重要産業施設の事業継続を支援

災害時の協力体制:

・倉吉市建設協議会等との防災協定：締結済（取組継続）

交通インフラの機能強化:

・緊急輸送道路とネットワークを形成する市管理道の整備：取組継続

物資供給体制:

・食料等の備蓄量確保：取組継続（支援体制強化中）

6. ライフラインの確保及び早期復旧

施策: 上下水道、電力供給等の耐久性向上と災害後の早期復旧体制整備

・上水道耐震化率: 現状15.6%、目標24%（進行中）

・下水道耐震化率: 現状1.3%、目標11%（遅延中）

・災害時協力井戸の登録: 現状4箇所、目標10箇所（進行中）

・LPガス供給協定: 締結済（達成済）

7. 二次災害の防止

施策: 災害発生後の損害拡大を防ぐための根本対策

・ため池耐震化: 重点ため池改修進行中（10箇所改修済、継続中）

・重要ため池ハザードマップ作成: 100%（達成済）

8. 迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興

施策: 復旧・復興計画を促進し、災害に強い地域構築を目指す

・災害廃棄物処理計画: 広域連携体制で策定済（達成済）

・地籍調査進捗率: 現状19.8%、目標21.7%（進行中）

・浸水想定の道路、河川の監視カメラ設置数: 現状65.0%、目標100%（進行中）

総体的な評価

倉吉市の国土強靭化地域計画（第1期計画）は、災害リスク軽減と地域の安全性向上を目的に、地震や洪水、津波、土砂災害などを対象とした広範な施策を展開し、多くの分野で一定の成果を収めている。耐震化や情報伝達体制の構築、防災訓練の実施などを通じ、住民の安全性を向上させる基盤が整備されつつある。

（２）主な成果

地震や豪雨などの直接的な災害リスクに関する主要な防災指標は、達成率が高い状況。

洪水ハザードマップ（100%）や集落単位の防災マップ（99.1%）などの作成・配布が順調に進捗。

自主防災組織の組織率が91.3%に到達し、地域コミュニティの防災意識向上が進む。

上水道の耐震化、マンホールトイレ整備など、ライフライン確保への取組が進行中。

しかし、一部の分野では進捗が遅れている箇所や取り組みの見直しが必要な課題が顕在化している。これらの課題は第2期計画では優先的に取組を推進する必要がある。

（３）第２期計画に向けての課題

課題1: 建築物の耐震化率向上の遅延

・市庁舎（本庁舎・第2庁舎以外）や住宅、コミュニティセンターなどの施設耐震化の進捗が停滞している。

・財源や技術者不足により、計画目標達成の見込みに影響。

課題2: 洪水・浸水対策の強化

・内水浸水想定区域図や浸水監視設備の整備が未完成のため、対策不安が残存。

・内水浸水対策施設の整備が未完成であり、住民への不安感が残存。

課題3: 災害に強いライフライン設備整備の遅延

・上下水道の耐震化率が低く、災害時の供給不安が残存。

・災害時協力井戸が十分に登録されていない。

課題4: 地域防災人材の育成不足

・地区防災リーダーや防災士の数が目標値に届いていない。

・災害に備えた住民の実地訓練が限定的。

課題5: 二次災害への対応力の向上

・老朽化したため池や施設の耐震対策が不十分な箇所がある。

・風評被害が発生した場合の対応手順等が定められていない。

（４）第２期計画における必要な取組施策

1. 緊急的対応の強化
 ・市庁舎や公共施設の耐震化を第2期計画の最優先事項として推進。
 ・住宅耐震化を促進する補助金などの支援制度の充実。

2. 洪水・浸水対策の強化
 ・内水浸水区域図の早期完成と住民への周知。
 ・浸水監視カメラや水位計の設置を拡充し、リアルタイム管理を実現。
 ・内水浸水対策施設の整備を継続的に取組推進。

3. ライフライン設備の耐久性向上
 ・上下水道管路の計画的な改修を実施し、耐震化を図る。
 ・災害時協力井戸を地域内全域に拡大登録。

4. 地域防災人材育成の推進
 ・地区防災リーダー（防災士）育成プログラムを拡充。
 ・自主防災組織の支援を強化し、地域全体で災害対応力を高める。

5. 二次災害の防止
 ・重要ため池や老朽化施設の耐震改修を計画通り着手。
 ・風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練。

6. 防災DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
 ・防災情報システムの機能向上と住民向け情報提供手段の多様化。
 ・GIS（地理情報システム）を活用した防災データ活用の拡充。

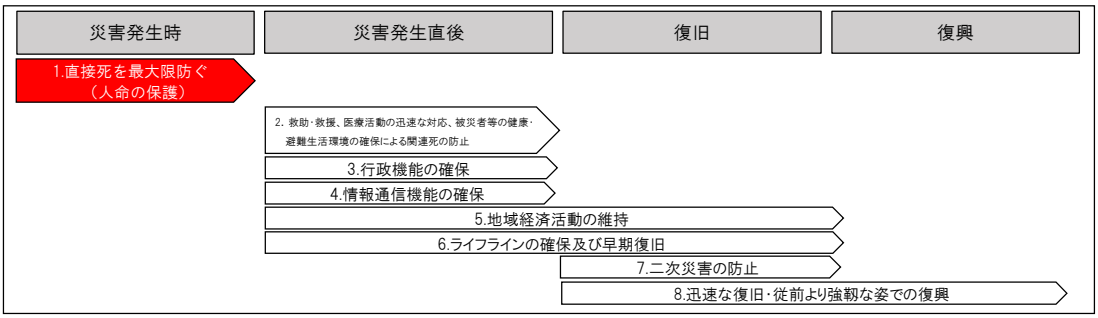
総合的な展望

第2期計画では、災害対応の遅延箇所への迅速な対応を軸に、計画目標達成に向けた要素を強化するとととともに、多部門、地域住民との連携を深め、より強靭な地域構築を目指していく。

３．脆弱性評価の総括

前述の第１期計画での進捗状況の評価分析を踏まえ、８つの「事前に備えるべき目標」毎に脆弱性評価結果の総括を以下にまとめる。

（１）直接死を最大限防ぐ（人命の保護）



起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
1-1 地震による住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生、住宅密集市街地における火災の延焼	・耐震基準を満たさない建物や施設等の存在
1-2 津波による死傷者の発生や建物の倒壊・流出	・避難経路の寸断　・避難行動の遅れ
1-3 ゲリラ豪雨等による河川氾濫や排水機能停止による浸水被害	・河川等のハード整備の遅れ ・避難行動の遅れ
1-4 土石流・崖くずれ・地すべりに伴う死傷者の発生、住宅の倒壊	・施設整備の遅れ　・避難行動の遅れ
1-5 なだれや建物倒壊に伴う死傷者の発生、交通麻痺や孤立集落の発生	・情報提供や初動体制の遅れ ・倒木等による道路啓開の遅れ
1-6 林野火災の延焼による周辺住家の被害等で死傷者の発生	・消火活動の難航 ・林野火災時の水利不足
1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	・情報提供や初動体制の遅れ ・分かりにくい防災情報

（脆弱性評価の総括）

○住宅や不特定多数が利用する社会福祉施設（公立保育所・児童館含む）、社会教育施設（コミュニティセンター等）、大規模建築物等で耐震化・安全対策を総合的に進めるとともに、住宅密集市街地での感震ブレーカーの設置や家具固定等を促進する必要がある。

○交通施設の倒壊等による通行不能を避けるため、倉吉市の各インフラ長寿命化計画（個別計画）に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化を進める必要がある。

○気候変動による豪雨・災害の激甚化に備え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水対策」を推進する必要がある。また、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直し、要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練等により、避難体制を構築する必要がある。

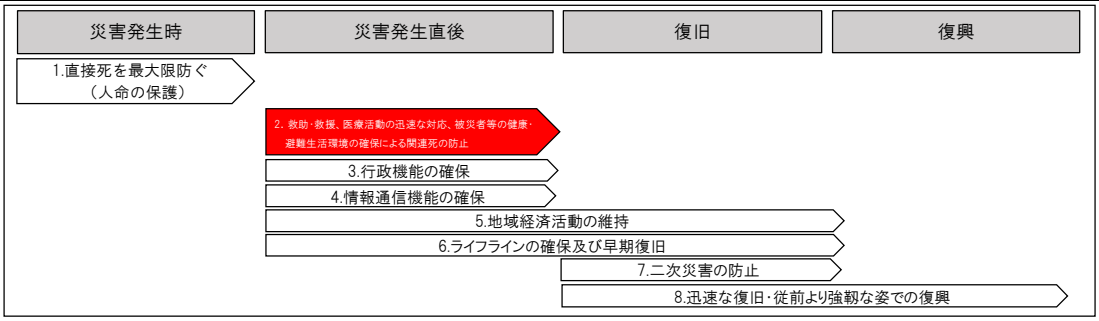
○土砂災害による被害を防止・軽減するため、広域的なリスク調査を行うとともに、防災教育や裏山診断等の実施による住民の防災意識向上や、要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練等により、避難体制を構築する必要がある。

○除雪体制の強化のため、県・事業者等と連携した危険木の事前伐採や除雪機械の充実等が必要である。

○林野火災の発生抑制と被害軽減のため、関係機関と連携した初動対応力を強化、背負式消火水のう等の資機材整備を促進する必要がある。

○災害情報の確実かつ迅速な情報発信や多様化を図り、住民のみならず障がい者や外国人等へも配慮した情報伝達・避難誘導が必要である。また、新たなシステムを導入するなど、効果的な情報集約ができる体制を構築する必要がある。

（２）救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保



起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
2-1 物資供給ルートの途絶による支援物資の供給停止	・被害者の増大による相対的供給不足 ・救助、救援要員、支援物資の不足
2-2 道路寸断に伴う孤立集落の発生	・道路ネットワーク等の寸断 ・エネルギー供給の途絶 ・救助、救援要員、支援物資の不足
2-3 救助・救援車両への燃料供給の途絶に伴う活動停止	
2-4 停電による保健・医療・福祉機関等の機能停止	・エネルギー供給の途絶
2-5 避難所における疫病・感染症の発生と拡大	・劣悪な避難所環境　・不十分な健康管理

（脆弱性評価の総括）

○長期的な物資供給の停止に対応するため、スフィア基準を考慮した避難所を設置するために必要な物資の調達体制の機能強化やラストマイルを含む円滑な支援物資輸送に必要な情報共有等の体制を整備する必要がある。

○緊急輸送道路のリダンダンシー確保のため、道路の防災・耐震対策を進め、中山間地域における代替性確保のための道路整備を推進する必要がある。また、県や事業者等と連携して危険木の事前伐採を推進する等、道路啓開体制を確保する必要がある。

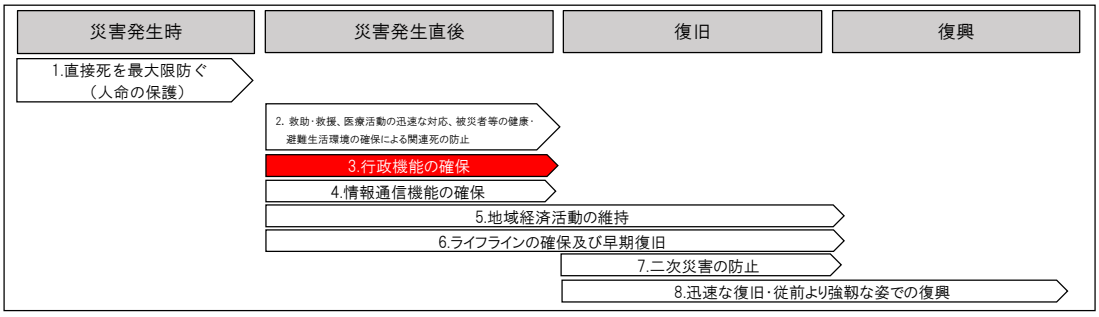
○孤立集落の発生防止と早期解消を図るため、消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備による救助体制を図り、関係機関と連携した事前対策や孤立可能性集落ごとの対応方針を整理しておく必要がある。

○消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成（特に、防災士をはじめとする地域防災リーダーや避難所サポーター）を図り、支え愛マップづくりや要配慮者利用施設への避難の支援等、地域防災力を強化する必要がある。

○医療機能を維持するため、医療施設とライフラインの強靭化、医薬品備蓄と輸送体制の充実、DMAT（災害派遣医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の各種災害派遣チームの体制構築、感染症対策や広域的な受援体制を一体的に整備する必要がある。

○避難所における生活環境の整備のため、感染症防止対策としてDICT(災害時感染制御支援チーム）の受入れ体制の構築や、飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行う必要がある。

（３）行政機能の確保



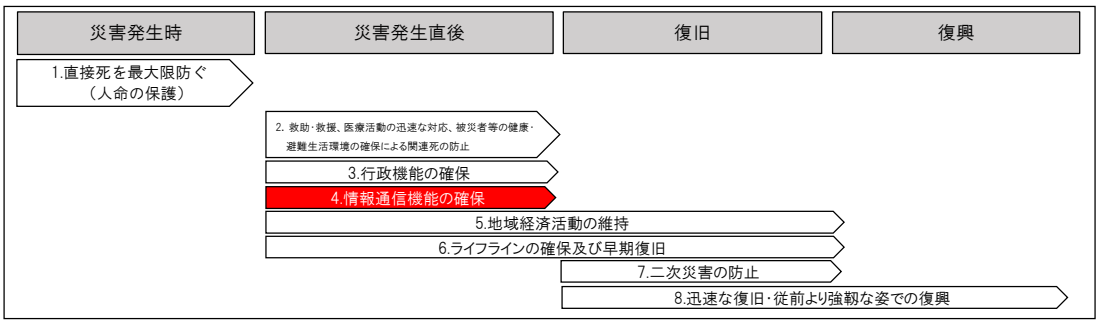
起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
3-1 職員の参集困難に伴う初動対応の低下、行政機能の停止	・庁舎や防災拠点等の被災 ・災害時に最低限必要な人員の参集不能

（脆弱性評価の総括）

○市庁舎機能（本庁舎・第2庁舎等）を維持するため、災害対策本部拠点の耐震化や浸水対策、機能移転体制の整備、電力・給水等の確保を推進する必要がある。

○災害発生時の行政機能維持や防災拠点としての機能確保のため、庁舎等の対災害性強化とBCPの実効性向上、デジタル技術を活用した情報通信基盤、運用体制を強化する必要がある。

（４）情報通信機能の確保

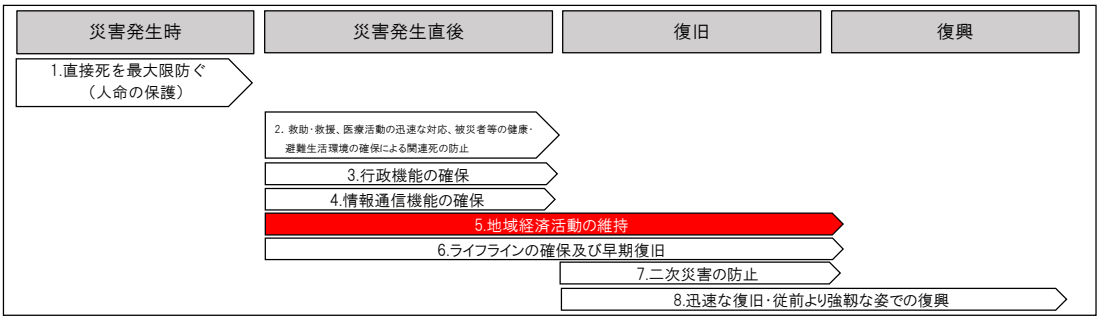


起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
4-1 停電や施設被害による情報通信機能の停止	・電力供給の途絶　　・通信設備の被災

（脆弱性評価の総括）

○スマートフォンの充電用の電源確保を含め、長期間の停電が発生した際でも、避難所機能や生活環境に支障が出ないよう電源対策が必要である。

（５）地域経済活動の維持



起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
5-1 被災企業における業務の停止、サプライチェーンの構成企業間における業務継続困難	・サプライチェーンの一極集中による寸断 ・エネルギー供給の停止 ・産業施設の損壊
5-2 交通インフラの被災による物流の途絶	・物流ルートの寸断 ・交通の代替性機能の不足
5-3 物流の途絶による食料品等の供給不足	・物資輸送ルートの途絶
5-4 異常渇水等による用水供給の停止	・供給可能用水の不足 ・上下水道、農業・工業用水施設等の被災

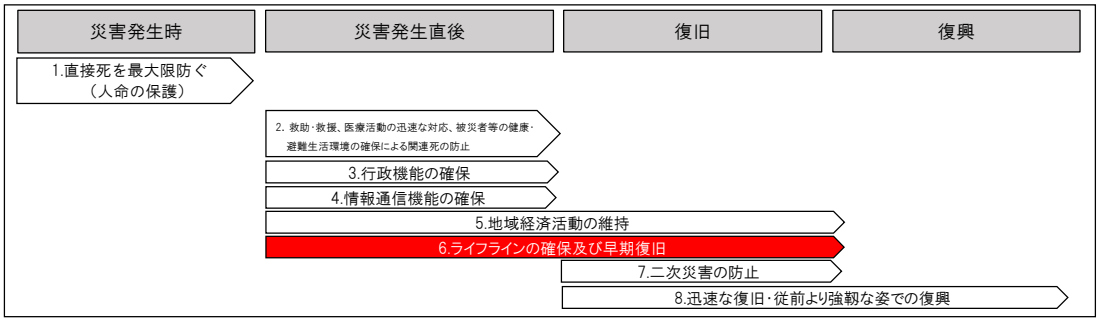
（脆弱性評価の総括）

○インフラの被災により、物流ルートが途絶する可能性があるため、緊急輸送道路の予防保全型メンテナンスによる耐力低下の防止や機能強化によるリダンダンシー確保、河川改修並びに治山・砂防施設等の整備による交通ネットワークの保全を図る必要がある。

○災害発生直後から交通ネットワークが機能するよう、監視カメラの活用等による監視体制の強化、道路啓開や航路啓開による早期回復を図るとともに、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

○災害時における渇水被害の抑制や用水供給を確保するため、管路の老朽化対策や耐震化、長寿命化を含めた維持管理と機能強化を図る必要がある。併せて、代替水源として災害時協力井戸等防災井戸の地下水を活用する等、事前に渇水・高温対策計画を検討する必要がある。

（６）ライフラインの確保及び早期復旧



起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
6-1 発電所の被災や送電線の分断などによる電力供給の停止	・電力、石油・ＬＰガス供給施設等の被災
6-2 上水道施設の被災による用水供給の停止、下水道施設の被災によるトイレ使用不可、衛生環境の悪化	・上下水道施設等の被災 ・耐震改修の遅れ
6-3 交通関連施設被害による交通ネットワークの分断	・道路ネットワークの寸断 ・豪雪による道路機能マヒ

（脆弱性評価の総括）

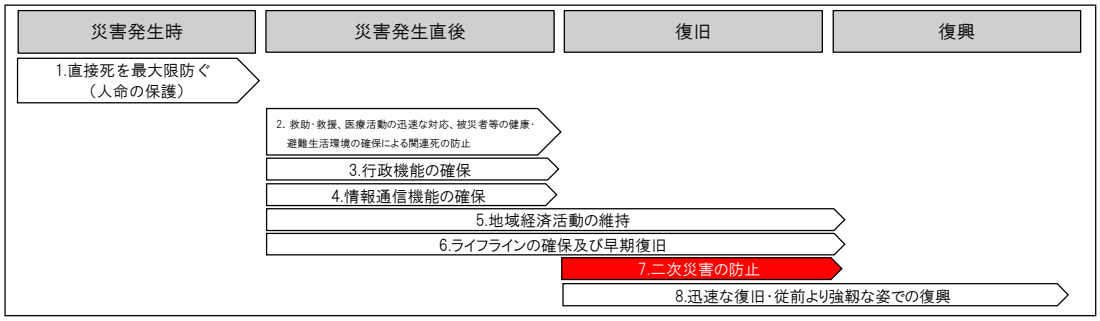
○大規模地震により電気やガスの供給が途絶する可能性があるため、各発電所や送電設備の耐震化等を推進し、短期間で供給再開できるようにする必要がある。また、エネルギーインフラが途絶しても、機能が維持できるように自家発電設備等の自立分散型エネルギーの導入が必要である。

○上下水道施設の耐震化を推進するとともに、応急給水拠点体制の整備や社会的影響が大きい管路については、メンテナビリティ及びリダンダンシーの確保が必要である。また、被災した場合の下水道機能のバックアップ対策や、避難住民等に対するマンホールトイレや仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄が必要である。

○復旧・復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われており、特に災害発生後は確実かつ円滑な救援、救助活動、支援物資の輸送に不可欠であるため、ミッシングリンクの早期解消とリダンダンシー確保の観点からダブルネットワーク効果のある道路網を構築する取り組みが必要である。併せて、減災・防災に資する地域交通ネットワークが維持されるよう車線数が多いほど交通機能の全損失には至りにくい傾向にあることから、北条湯原道路の４車線化や付加車線の整備などの機能強化を図る必要がある。

○豪雪による道路機能マヒにより長時間車両の立ち往生が発生するため、ライブカメラによる道路状況の監視や、運転者への降雪時チェーン早期装着の啓発活動等の取組を推進する必要がある。

（７）二次災害の防止



起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
7-1 延焼拡大による市街地の大規模火災の発生、沿道建築物の倒壊による道路閉塞とそれに伴う交通支障の発生	・地域防災力、救出救助体制の不足 ・耐震基準を満たさない建物や施設等の存在
7-2 ため池等の決壊による下流域への被害の発生	・ダムやため池の劣化、地震耐性の不足 ・農地や森林が有する国土保全機能の低下
7-3 有害物質の拡散・流出による被害の発生	・事故対応力の不足
7-4 農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生	

（脆弱性評価の総括）

○市街地での大規模火災の発生に備え、初期消火活動等で有効な消防団や自主防災組織を充実強化することが必要である。また、地震等に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化、関係団体との協定による水利確保の取組が必要となる。

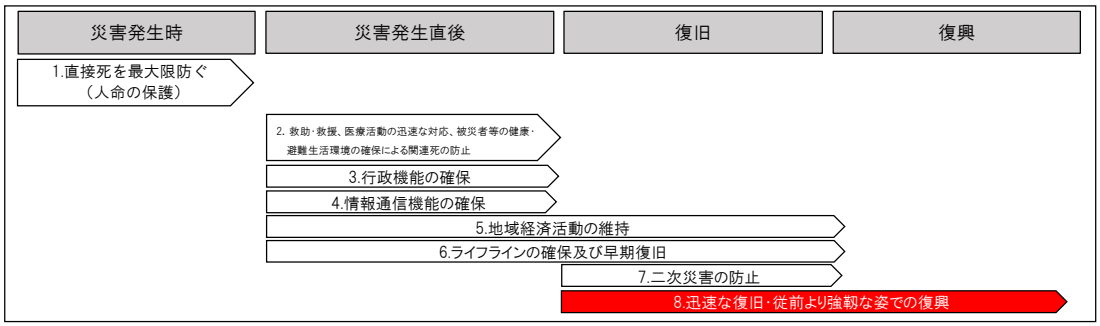
○複合災害の発生により応急対策が混乱し、応急対応箇所のスクリーニングができず、適切な人員や資機材配置ができなくなることを避けるため、あらかじめ様々な災害パターンを見据えた人員・資機材の配置計画を作成しておく必要がある。

○大規模地震の際、施設管理者へため池本体が決壊等の大きな被害を受けないよう、適切な維持管理の啓発を行うとともに、設備等の耐震化を進める必要がある。さらに、ため池決壊の恐れがある場合等に、下流地域への避難指示等を迅速かつ確実に行えるよう、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

○汚染･有害物質の流出事故等に対応するため、種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講じ、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。

○風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

（８）迅速な復旧・復興



起きてはならない被害様相	事態が発生する主な要因
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ	・災害時の対応力の不足
8-2 建設業関連など人材の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興の遅れ	・技術者、技能労働者等の担い手不足 ・事前復興ビジョンや地域合意の欠如
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、長期避難生活による地域コミュニティの崩壊	・修復技術の伝承が困難 ・地域コミュニティの低下
8-4 緊急輸送道路の損壊等による復旧・復興活動の遅れ	・道路ネットワークの寸断
8-5 液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水	・海岸堤防等のハード整備の遅れ

（脆弱性評価の総括）

○災害廃棄物を処理する市町村において、災害の種類、廃棄物の種類と量を想定し、処理が円滑に進むよう、災害廃棄物処理計画の改定や計画の実効性高めるための検討を進める必要がある。また、災害廃棄物の種類や量に応じ、広域処理のため他都道府県自治体の受入協力に関して検討する必要がある。

○地震、津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図るとともに、派遣要員の活用による人的資源の代替性の確保が必要である。

○大規模災害発生後に復興計画を策定していては、復興に時間を要し、人口減少や経済の衰退を招きかねないことから、あらかじめ事前復興まちづくり計画を策定しておく必要がある。

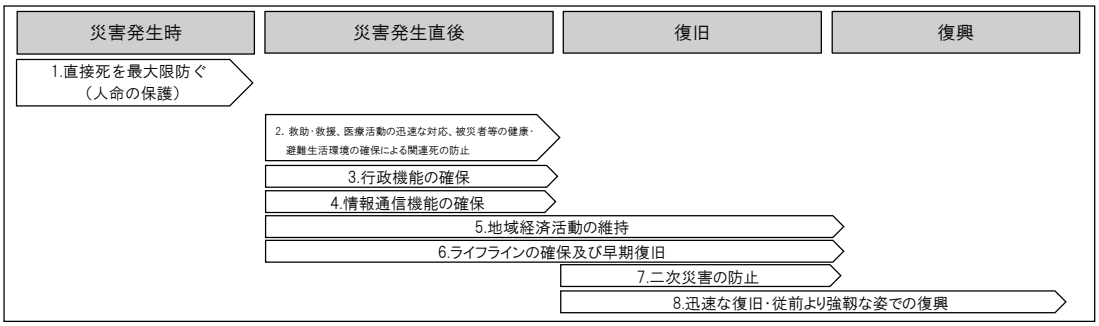
○災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、災害中間支援組織（災害支援団体の活動支援及び活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る必要がある。

○災害が起きたときの対応力を向上するため、ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域のコミュニティ力を強化する必要がある。

○物的・人的資源の迅速な輸送のため、道路の機能向上及びリダンダンシーの確保、輸送手段相互間の連携に向けた取組を強化する必要がある。

○発生頻度が高く、浸水被害発生までの時間が比較的短い内水氾濫被害について、ハザードマップ作成や浸水対策を推進する必要がある。

（９）横断的分野



（脆弱性評価）

○中山間地域では過疎化・高齢化が進んでおり、災害時の避難誘導の困難化や孤立集落の発生、森林の荒廃や耕作放棄地の増加等、被災ポテンシャルが高まっていることから、これら住民への対応が必要である。

○土木インフラの老朽化に対して機能の健全化を持続するため、定期点検等の実施や、長寿命化計画に基づく施設の計画的な修繕・更新、機能強化等を行う必要がある。

○人口減少や高齢化の進行による人手不足が助長する中、インフラ設備の維持管理の効率化・省力化を図る必要がある。

○迅速な復旧・復興のため、インフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能を習得した労働者等、民間事業者の人材の確保・育成が必要である。

○災害対応において、民間事業者やボランティア団体、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や人材、組織体制等の活用に向け、中間支援組織の整備等、官民連携体制の構築の強化が必要である。

○地域防災力向上に向けた、より効率的な災害情報の収集・伝達や、効果的な訓練を実施するため、ＩｏＴセンサーやVR等を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する必要がある。

Ⅵ　強靭化のための取組

１．国土強靭化に向けた方向性

施策プログラムは、本市の強靭化に向け、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」毎に、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、以下の事項に留意して、施策の方向性を設定する。

① 強くしなやかなまちづくりによる「第３期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携

国土強靭化は、いかなる自然災害が起こっても機能不全に陥ることが避けられる「強さ」と「しなやかさ」を備えた持続可能な地域づくりを目指すものであり、これは、平時から SDGs（持続可能な開発目標）の理念を基盤とし、将来にわたって持続的に発展していける揺るぎない地域力を育み、安全・安心を前提とした魅力ある地域を創出する「倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と目標を同じくするものである。

今改定においては、県地域計画（第３期）の「地方創生等との融合」の考え方に準じ、これらと相乗効果を発揮しながら施策を推進する。具体的には、公共施設の再編やインフラ更新において、平時の利便性向上と災害時の機能維持を両立させる「フェーズフリー」の概念を導入するとともに、デジタル技術の活用による地域課題の解決を図る。

こうした強靭化の取組を通じて、市民の安全な暮らしを支えるだけでなく、本市が掲げる「選ばれるまち・住み続けられるまち」の実現に寄与し、人口減少対策と地域強靭化を両輪で進めていく。

② デジタル・トランスフォーメーション（DX）の活用と人材育成

本市は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等に起因する様々な地域課題を抱える中、県内産業の生産性向上や高付加価値化、市民の利便性向上を目指すうえで、デジタル技術の活用は極めて効果的である。「倉吉市 DX 推進計画」に基づき、産業・医療・福祉等の様々な分野において、AI や IoT 等の新技術導入を含めた有効な取組を推進し、持続可能な地域社会を構築する必要がある。

一方で、激甚化・頻発化する地震や豪雨等の大規模自然災害に対し、インフラ・防災・減災分野においてもデジタルトランスフォーメーション(DX)を加速させる必要がある。具体的には、先端技術や IoT ネットワークを活用した迅速な被害情報の収集、被災者支援システムの運用による罹災証明書発行等の事務迅速化、さらにはデータに基づく的確な意思決定支援など、災害対応能力の高度化を図る。

また、これらのデジタル技術を適時適切に活用できる職員の育成とともに、地域社会のデジタル化を牽引する専門人材の確保、さらには国の「自治体ＤＸ推進計画」の基本方針である「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の基、デジタルデバイドに配慮しつつ、全ての市民がデジタル技術の恩恵を受益し、安全に避難行動がとれるよう、地域全体のリテラシー向上を図る必要がある。

③ 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化への対応

災害に強いまちづくりを進めていくため、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや治水計画の見直しを進めるとともに、河川・海岸・砂防のハード整備やハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要がある。

また、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供や地域水防力の強化を推進し、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。

さらに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化、海面水位の上昇を踏まえ、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して行う治水対策「流域治水」の推進を図り、「田んぼダム」等の取組を促進させる必要がある。

加えて、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に老朽化する中、対応が追い付かず災害耐力の低下を招く事態に陥っているため、予防保全型メンテナンスを一層推進し、長寿命化対策と併せて機能強化を図る必要がある。

④ 交通ネットワーク、行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

市内外で発生する大規模災害時においては、救助・救援・医療活動等の迅速な対応のため、公有建築物の耐震化や自家発電施設の設置、情報通信機能のリダンダンシー（多重性・代替性）を確保する必要がある。

特に、災害発生後は、交通ネットワークの機能確保が重要となるため、倉吉市の各インフラ長寿命化計画（個別計画）に基づいた道路施設（橋梁含む）の老朽化対策と機能強化を推進するとともに、複合災害や過酷な災害状況下を想定した道路啓開等の体制を強化する必要がある。

また、復旧・復興は、災害に強い高規格道路や拠点となる港湾・漁港を起点に行われることから、ミッシングリンクの早期解消、４車線化や付加車線の整備とともに、物流拠点としての機能強化を図る必要がある。

⑤ 近年の社会情勢の変化、大規模災害で得られた教訓の反映

能登半島地震を起因とした地震、津波、火災、土砂・洪水氾濫といった複合災害、大船渡市で発生した林野火災から得られた教訓を踏まえ、新たなリスクシナリオの追加や施策プログラムの見直し等を計画に反映させる。

その他、下水道の老朽化等に起因する大規模な道路陥没事故を受け、インフラメンテナンスの重要性を再認識し、上・下水道それぞれの老朽化対策を推進するとともに、災害時の機能を確保するリダンダンシー（多重性・代替性）の向上を図る必要がある。

また、点検・調査の DX（デジタルトランスフォーメーション）による効率化や見える化を図り、インフラメンテナンスを着実に推進する必要がある。

⑥ 強靭化に向けた継続した取組の推進

これまで進めてきた土木インフラの整備や老朽化対策、建築物の耐震化、地域防災力向上に資する支え愛マップづくりや防災教育等の施策については、第２期計画において

も継続させる。

また、強靭化を支える持続可能なインフラメンテナンスサイクルのため、自治体間のインフラを広域・他分野で束ねて効率的に維持管理する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組や、PFI 法や地方自治法等に基づき上下水道一体での施設の維持管理・更新を民間に長期一括で委託し、民間の資金や経営能力を活用して効率化を図る「水の官民連携（ウォーターPPP）」の取組を推進する。

行政のみならず、自助・共助に係る事業者や住民主体の取組について、一層促進させる必要がある。

２．施策プログラムの設定

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本市の強靭化に向け、30の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。

また、ここで設定した重要業績指標（ＫＰＩ）の現況値と目標値を**「別紙２」**に示す。

（１）直接死を最大限防ぐ（人命保護）

（多重防御）

・大規模自然災害の発生直後における人命保護の観点から、その被災原因の除去と被災範囲の最小化を図るため、被災リスクの評価と共有を図りながら、ハードとソフト対策を効果的に組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

また、地域の防災力強化のため各地区での地区防災計画の作成を推進する。

（地震）

1-1-1 居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設の耐震化とともに、天井等の非構造部材の落下防止、ブロック塀の倒壊防止や家具類転倒防止等の対策を促進する。併せて、住宅密集地での感震ブレーカー設置、耐震性貯水槽の設置等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。

1-1-2 住宅の耐震化については、県及び建築士事務所協会等と連携し、古い木造住宅が密集するエリアや高齢化率の高い地域等を対象とした戸別訪問等による耐震化の促進やフォローアップ（耐震ケースマネジメント）を実施する。さらに、自治公民館等と連携した勉強会を実施するなど、官民連携を図り、耐震対策の低コスト化及び普及啓発を図る。また、高齢者等により耐震改修が困難な住宅所有者が個々の事情に合わせて耐震対策の方法が選択できるよう、補助制度の充実や安価な改修工法の普及を図る。

1-1-3 避難所に指定されている倉吉市立の小中学校施設について、耐震化済の施設を含め、避難時の環境改善に必要な施設整備を促進する。また、保育施設についても耐震化を促進する。

1-1-4 「倉吉市公共施設等総合管理計画」や「倉吉市橋梁長寿命化修繕計画」、「倉吉市大型構造物長寿命化計画」等に基づき、防災拠点施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた老朽化対策と機能強化（耐震化等）を推進する。

1-1-5 震源毎の地震動予測や液状化危険度予測、建物被害予測等、地盤等の危険情報の共有・周知を推進する。

1-1-6 倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。また、空き家による災害発生時のリスクを啓発する観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や、所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる「鳥取県空き

家対策協議会」や、市が有識者や地域の代表者等と話し合う場（倉吉市空き家対策協議会等）で必要に応じて検討する。

1-1-7 安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難場所、避難路等の指定・整備を促進する。

1-1-8 自治公民館を単位とした自主防災組織の結成及び訓練実施を促進し、自助・共助体制の強化による迅速な警戒・避難行動の確保等、地域が一体となった対応力の向上を図っていく。

1-1-9 地震時の自主的かつ的確な避難行動のため、防災マップ、支え愛マップの作成支援等住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。

1-1-10 これらの取組により、人命保護を最優先に、避難体制の整備等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による地震防災地域づくりを推進する。

（津波）

1-2-1 本市に津波想定はないため直接的な浸水想定はないものの、被災した沿岸自治体を支える後方支援として避難者受入れや物資供給の体制を想定するとともに、沿岸部の交通寸断に備えた代替輸送路の確保や広域的な応援体制の構築により、地域全体の早期復旧に寄与する。

（豪雨・水害）

1-3-1 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。

1-3-2 局地的豪雨等の激甚化・頻発化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直しを検討する。また、浸水常襲地域においては、国・県等の関係機関と連携して、下水道や排水機場の整備等、内水対策を併せて推進する。

1-3-3 自然環境の持つ防災・減災機能等を活用したグリーンインフラを推進する。

1-3-4 防災重点農業用ため池について、ハザードマップ作成により下流域のリスク周知を図るとともに、点検・診断結果を踏まえた防災・減災対策を推進し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を講じる。

1-3-5 再掲 「倉吉市公共施設等総合管理計画」や「倉吉市橋梁長寿命化修繕計画」、「倉吉市大型構造物長寿命化計画」等に基づき、防災拠点施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた老朽化対策と機能強化を推進する。

1-3-6 他機関連携タイムラインの拡充や水害タイムラインの作成と確認、建設業協会と連携した水防体制の構築等により水防体制の強化を図る。

1-3-7 浸水想定区域における洪水ハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ

迅速に行うため、降雨状況、河川水位等の洪水危険情報に対応した警戒避難体制の構築と、住民への分かり易く的確な情報伝達・提供を行う。

1-3-8 洪水時のリアルタイムな河川情報を得るため、水位計や河川監視カメラ等の設置・機能強化を推進する。

1-3-9 住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーンの設定等を踏まえ、立ち退き避難と次善の策である２階以上への垂直避難等の的確な行動判断の構築に向けた取組を推進する。

1-3-10 想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図の作成及びこれに対応した各種ハザードマップの作成、周知等のソフト対策を推進する。

1-3-11 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。

1-3-12 水害時の自主的かつ的確な避難行動のため、防災マップ、支え愛マップ、マイ・タイムライン（個人や家族がとる防災行動を時系列的に整理した計画をいう。以下同じ。）の作成支援等住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。

1-3-13 土砂崩れに伴う流木流出による河川の閉塞被害が懸念されるトラブルスポットについて、下流域への被害軽減対策を推進する。

1-3-14 他機関連携タイムラインの拡充、建設協議会と連携した水防体制の継続等により、水防体制の強化を図る。

1-3-15 橋梁等の専門性が高い業界と新たに協定を締結するなど、災害発生時の緊急対応を強化する。

1-3-16 洪水時にマンホール蓋が飛散すると安全な避難の妨げになるため、下水道施設の老朽化対策と併せて飛散防止対策を含めた機能強化を推進する。

（土砂災害）

1-4-1 土砂災害のハード対策として、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点及び避難所、社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に推進する。また、ハード対策においては、流木対策や土砂・洪水氾濫対策を考慮する。

1-4-2 土砂災害時の避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る。

1-4-3 災害発生の危険性等の的確な情報伝達による早期避難のため、土砂災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定に基づいて土砂災害ハザードマップ作成、周知等を促進する。

1-4-4 降雨状況、レベル４土砂災害危険警報等の時間経過に伴う危険度情報を、住民等へ分かり易く的確に情報発信し、早期の避難行動に繋がるよう支援を行う。

1-4-5 土砂災害の種類や危険性等を知り、自らが命を守る意識を醸成するため、地域や企業等への出前講座、裏山診断、小中学生への防災教育等を推進する。

1-4-6 土砂災害警戒区域等の指定や居住地の状況、レベル４土砂災害危険警報等を踏まえた、立ち退き避難、次善の策である２階以上への垂直避難等の自主的かつ的確な

避難行動のため、防災マップ・支え愛マップ、マイ・タイムラインの作成支援等の住民自らが防災対策を実践する取組を推進する。

1-4-7 土砂法に基づく要配慮者利用施設の所有者・管理者による避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。

（豪雪）

1-5-1 豪雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、道路管理体制の強化を図る。

1-5-2 地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の構築により、幹線道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。

1-5-3 倒木や電柱等の倒壊による孤立集落の早期解消を図るため、道路啓開体制の確保や危険木の事前伐採、災害時における県や中国電力及びNTT等との連携を強化する。

1-5-4 除雪を確実に行うための除雪機械の充実や整備、市職員及び建設業者等のオペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化、雪寒事業対策必要箇所の整備を推進する。

（林野火災）

1-6-1 県及び消防局とともに、森林所有（管理）者に対し、防火帯や標識等の整備・維持管理を支援する。

1-6-2 県や消防局と連携して、屋外焼却（野焼き）は農作業等のやむを得ない場合を除き原則禁止されていることなどの広報を行う。併せて、例外的に認められている屋外焼却を行う場合は、消防局への届出や延焼防止に努めるよう周知を図る。

1-6-3 情報伝達手段の不感地帯を極力無くすため、衛星通信機器の導入を推進する。

（情報伝達等）

1-7-1 河川水位の上昇や豪雨の発生状況等を的確に把握するため、鳥取県防災情報システムや鳥取県土砂災害警戒情報システム等を活用し、災害情報に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供、適切な避難情報の発出を図る。

1-7-2 災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、災害に係る避難情報の発令基準の明確化や手順確認を推進する。

1-7-3 防災行政無線戸別受信機等の情報伝達体制の整備や、テレビのデータ放送、インターネット及び報道機関と連携した迅速な情報提供等、多様な手段による情報伝達の強化を図る。

1-7-4 住民が所有するスマートフォン等で災害情報・避難情報が容易に確認できるよう、アプリや市のウェブサイトの機能向上によるアクセシビリティの向上を図る。

1-7-5 地方創生総合戦略の観光入込客数や外国人宿泊客数の目標等を踏まえ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード、ソ

フト両面からの防災対策等、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

I-7-6 高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインやヨメテル（AI 音声認識により通話相手の音声をリアルタイムに文字にして伝えるアプリ）の活用等、多様な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。

I-7-7 大規模自然災害に対して、官民連携の防災体制を確保するため、危険情報を収集発信する施設整備のほか、自主防災組織による共助の活動や、避難行動要支援者を含めた円滑な避難誘導に向けた訓練を実施していく。

1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生 （住宅密集地、不特定多数施設含む）

（拠点施設、学校等の耐震化等）

・市庁舎の耐震化の推進（行政／市）

・公立小中学校の耐震化の推進（行政／市）

・社会教育施設の耐震化の推進（行政／県・市）

（道路・鉄道インフラ耐震化等）

・市管理道路橋りょう長寿命化計画の推進（補修対策を含む）（国土保全／市）

・市道橋りょうの補修対策の実施（国土保全／市）

（建築物の耐震化）

・住宅の耐震化の推進（住環境／市）

・多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化の推進（住環境／県・市・その他）

・社会福祉施設（公立保育所、公立児童館含む）の耐震化の推進（保健医療／県・市・その他）

・避難路や不特定の者が通行する道路に面した安全性に問題のあるブロック塀等の解消の推進（住環境／県・市）

・簡易耐震診断の実施推進（住環境／市）

・耐震改修等の推進（住環境／市）

1-2	津波による死傷者の発生

本市に津波想定がないため重要業績指標（KPI）の設定なし

1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	【重点化】

（河川整備の推進と浸水危険情報の周知）

・新たな浸水想定に対応した洪水ハザードマップの作成及び配布（行政／市）

・重要ため池のハザードマップ作成推進（産業／市）

・浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の策定推進（保健医療／その他）

・集落単位の防災マップ作成推進（住環境／市・その他）

・内水浸水想定区域図作成（行政／市）

・内水浸水対策施設の整備推進（行政・住環境・保健医療・産業・国土保全／市）

・天神川水系流域治水プロジェクトに基づく流域治水やグリーンインフラの推進
（国土保全・交通/県・市）

1-4	土砂災害等による死傷者の発生、住宅の倒壊	【重点化】

（土砂災害危険情報の周知）
・集落単位の防災マップ作成推進（住環境／市・その他）再掲
・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定推進（保健医療／その他）
・土砂災害ハザードマップの作成推進（住環境／市）

1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	【重点化】

（道路除雪の確保）
・関係機関と連携した道路除雪の実施、除雪体制確保（国土保全／県・市・その他）
・小型除雪機械購入事業費補助金制度の推進（住環境・国土保全／県・市）

1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害よる死傷者の発生

（啓発活動、訓練の実施）
重要業績指標（ＫＰＩ）の設定なし

1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

（住民・来訪者への確実な情報伝達）
・戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備【(１)～(８)が内訳】
　(１)戸別受信機（文字放送器を含む）の設置（行政／市）
　(２)屋外拡声子局の設置（行政／市）
　(３)テレビ、ラジオへの情報配信依頼（行政／県・市）
　(４)市登録メール、あんしんトリピーメールによる情報配信（行政／県・市）
　(５)緊急速報（エリアメール）（行政／県・市）
　(６)Yahoo!防災速報（行政／県・市）
　(７)ホームページによる情報配信（行政／県・市）
　(８)防災アプリ、市公式 SNS による情報配信（行政／県・市）
・市ホームページの利用満足度の向上推進（行政／市）
（災害情報配信の体制強化）
・避難行動要支援者個別避難計画の策定推進（保健医療／県・市・その他）
・避難行動要支援者名簿の作成（行政／市）
・主要観光施設（赤瓦周辺）の無料公衆無線 LAN 整備（行政／県・市）
（避難誘導訓練の実施）
・自然災害等に対処する関係機関との訓練実施（行政／県・市・その他）
・要配慮者利用施設の避難訓練実施率（行政／県・市）

（２）救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保
（物資供給等）

2-1-1 防災拠点への物資輸送や救助・救援、その後の復旧活動のため、「命の道」となる山陰道、北条湯原道路等の整備促進よるミッシングリンクの解消と高規格道路の付加車線整備や４車線化による機能強化の促進にあたり、国・県と協力して取組む。

2-1-2 トラック、バス、鉄道事業者等との連携等により、複数輸送ルートの確保を図る。

2-1-3 道路が被災した場合においても被害を最小限にとどめ、早期の復旧を図るための減災・防災対策や道路拡幅等の機能強化、物資供給や救助・救援車両の移動ルートが複数選択できる道路ネットワークのリダンダンシー（多重性・代替性）を確保する。

2-1-4 民間事業者の施設、設備、ノウハウ等を活用することにより、災害時におけるラストマイルを含む円滑な物資輸配送体制の強化を図る。

2-1-5 災害発生直後からの道路の被災・寸断状況の情報収集を行い、物資輸送、救助・救援ルートの確保を最優先課題として、一刻も早く緊急車両を通行させる活動（道路啓開）の実効性を高める取組を推進する。

2-1-6 災害発生区域及び周辺の活動基盤を確保するため、上・下水道施設、電気やガスの耐震化や老朽化対策による機能強化を促進するとともに、業務継続計画（BCP）の策定等による災害対応力の充実を図る。

2-1-7 災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、飲料水等の生活関連物資の確保に必要な関係団体との協定を締結するなど、関連機関が連携して流通備蓄を含めた非常用物資の備蓄量を確保するとともに、外国人を含む観光客等の帰宅困難者への対応を含めて、民間との物資供給に関する調整を推進する。また、家庭や企業等における「自助」、「共助」の取組として、ローリングストックの普及啓発を通じ、必要量（最低３日分（推奨１週間））を確保するなど、各当事者の自発的な取組を促進する。

2-1-8 道路啓開や救出活動、支援物資の輸送を迅速に行うため、建設業協会等と災害時応援協定を締結すると共に、民間団体との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行う。

2-1-9 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。

（孤立集落）

2-2-1 迂回路のない孤立集落の発生に備えた既往道路の減災・防災対策、道路拡幅等の機能強化、道路ネットワークの確保に必要な土砂災害・山地災害対策を推進する。また、県や中国電力及びNTT等との連携を強化し、降雪による倒木や電柱等の倒壊時における道路啓開体制の確保や危険木の事前伐採により、孤立状態の早期解消を図る。

2-2-2 道路の寸断等により孤立した場合に備え、消防防災ヘリコプター等による物資供給の確保、及び携帯電話の不感地区解消や衛星通信設備の整備による情報通信機能

の確保を推進する。また、孤立の長期化に備え、孤立が予想される集落の住民に対して食料等備蓄の推奨や備蓄に係る住民の取組等を支援する。

2-2-3 孤立集落の解消に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図るとともに、地理空間情報やドローン等の活用による情報収集・提供を進める。

2-2-4 孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路等）を把握し、孤立可能性集落ごとの対応方針を事前に定める。

2-2-5 再掲 除雪を確実に行うための除雪機械の充実や整備、市職員及び建設業者等のオペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化、雪寒事業対策必要箇所の整備を推進する。

（救助・救援活動等）

2-3-1 正常性バイアスによる逃げ遅れ防止や高齢者・障がい者等の要配慮者の避難を確保するため、地域における防災士等の防災リーダーの確保・育成や支え愛マップづくり等の支え愛活動を促進する。

2-3-2 一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、福祉避難所を確保する。

2-3-3 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。

2-3-4 消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域住民全体の取組による活動人員の確保・育成を図るとともに、必要な車両・資機材等の充実を図る。

2-3-5 大規模地震で電気やガスが長期に途絶しないよう、施設の耐震化の推進と併せて、各エネルギー事業者と供給体制の構築を図る。

2-3-6 防災拠点にあっては、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入を検討するなど、電力確保対策とバックアップ機能の強化を図る。

2-3-7 救助・救援、医療活動に支障が出ないよう、緊急通行車輌や災害拠点病院、避難所等への燃料供給体制の確保を推進する。

2-3-8 災害時の支援等にかかる協定の締結、関係機関との合同訓練を通じた連携強化、市内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組を推進する。

（医療機能の確保）

2-4-1 災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を推進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を確保するとともに、必要なハード・ソフト対策の充実を図る。なお、福祉施設の避難対策では、人の避難だけでなく、入所者の常備薬等の必要な物資の確保についても留

意する。

2-4-2 人工透析を受けている者及び人工呼吸器を必要とする者への医療を継続するため、上下水道等の関連するライフラインについて耐災害性の強化を図る。また災害による施設損壊や大規模浸水等により医療継続に支障がある場合には、周辺の医療施設への迅速な受入れ要請や避難の実施等、関係機関が連携した体制の支援を行う。

2-4-3 要配慮者、傷病者へのきめ細かい対応を行うため、地域の医療人材に関する官民の連携を図りながら、災害医療の活動体制の支援を行う。

（避難生活環境）

2-5-1 住民の積極的な避難を促進するとともに、災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設や避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備、適切な食事の提供、入浴機能を持つコンテナの活用、空調設備の設置等）を図る。

2-5-2 避難所におけるインフルエンザ等の感染拡大防止対策を促進する。特に、災害時における新興感染症に関しては、避難所における飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等の感染症対策に必要な物資の備蓄等に関するガイドラインを作成するなどの取組を推進するとともに、避難所以外の親類宅への分散避難等、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、住民への周知、啓発を行う。

（避難所備蓄）

2-5-3 避難生活に必要な物資等は、輸送道路が寸断されることを想定し、可能な範囲で指定避難所の中や地域の中に備蓄場所を確保することを検討する。

2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止 （避難所の運営、帰宅困難者対策含む）

（物資の備蓄・調達に係る関係者連携）

・県と市町村との適正な備蓄量確保と連携体制の整備
（飲料水、食料、生活関連物資）（行政／県・市）

・民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進
（産業／県・市）

・各種協定の締結、各機関・団体等との連絡調整の実施
（保健医療・産業・国土保全／県・市・その他）

（生活基盤の機能強化）

・上水道基幹管路の耐震化推進（住環境／市）
・上水道 BCP 策定（行政／市）
・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化推進（住環境／市）
・下水道 BCP 策定（行政／市）
・上下水道管路等の耐震性能確保済みの施設の整備（行政／市）
・マンホールトイレシステムの整備（住環境／市）

2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む） 【重点化】

（既存路線機能の強化）
・関係機関と連携した道路除雪の実施、除雪体制確保（国土保全／県・市・その他）再掲
（孤立集落発生時の支援等）
・孤立する恐れのある集落における携帯電話不感地区の解消（住環境／市・その他）
・市消防団に対する非常用発電機の整備（行政／市）

2-3	救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)

（救助・救援体制の強化）
・集落単位での支え愛マップの作成推進（住環境／市・その他）
・地区防災計画の作成推進（住環境／市・その他）
（活動人員の確保等）
・消防団員の充足（行政／市）
・防災士の認証登録を有する消防団員の増加（行政／市・その他）
・自主防災組織の結成推進（行政／その他）
・地区防災リーダー（防災士）の育成推進（行政／市・その他）
・自主防災組織防災資機材整備の推進（団体への補助金交付）（行政／市・その他）

2-4	保健・医療・福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）

（予防医療の推進）
・定期接種による麻しん・風しんワクチン等各種予防接種の推進　（保健医療／市）
（ライフラインの確保）
・上水道基幹管路の耐震化推進（住環境／市）再掲
・上水道 BCP 策定（行政／市）再掲
・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化推進（住環境／市）再掲
・下水道 BCP 策定（行政／市）再掲
・上下水道管路等の耐震性能確保済みの施設の割合（行政／市）再掲

2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	【重点化】

（避難所における感染症対策）
・マンホールトイレシステムの整備（住環境/市）

（３）行政機能の確保
（防災活動拠点の機能強化）
3-1-1 行政機関は災害発生直後から、災害対策本部を設置し、救助・救援活動や医療活動の迅速な対応、その後の経済活動、復旧・復興に向けた活動の基幹となるため、

防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保・複数化とともに、物資の備蓄等を推進する。

3-1-2 各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性を高める訓練等の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・養成、データのバックアップ等により、業務体制の継続・強化を図る。

3-1-3 災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、「被災者支援システム」を活用したマイナンバーカードによる避難所受付や罹災証明書の早期発行などの円滑な運用等、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進する。

3-1-4 デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の強化・高度化により、その機能維持と持続的な向上を図る。

3-1-5 デジタル技術を適時適切に活用できる市職員の育成や、地域社会のデジタル化を牽引する専門人材の確保を推進する。

3-1	市町村等行政機関の機能不全

（防災活動拠点の機能強化）

・市庁舎の耐震化の推進（行政／市）再掲
・市 BCP 策定（行政／市）
・市庁舎の非常用発電機の配備（行政／市）
・公立小中学校の耐震化推進（行政／市）再掲
・社会教育施設の耐震化推進（行政／県・市）再掲
・鳥取県石油協同組合中部支部との災害時協力協定の締結（行政・産業／市・その他）

（情報通信機能の強化）

・ICT-BCP（情報システム部門の業務継続計画）策定（行政／市）
・IT システムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、データのバックアップ、セキュリティ強化の推進（クラウド化）（行政／市）
・市防災情報システムの構築（行政／市）
・被災者支援システムの導入（行政／県・市）
・マイナンバーカード保有枚数の増加（行政／市）

（４）情報通信機能の確保

（情報通信機能）

4-1-1 情報通信においては、災害直後から地域の被災状況、交通・物流等の情報を広域的、継続的に配信する必要があり、情報収集と配信を行う行政・情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化や、自家発電施設の設置による電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。

4-1-2 住民、外国人観光客を含む来訪者等の迅速な避難行動を促すため、多言語を含めた災害及び避難情報の提供や、テレビ、ラジオ等が中断した場合であっても、多様な情報伝達手段によって情報提供を可能とする体制の強化を図る。

4-1-3 長期間の停電が発生した際においても、指定避難所の機能や生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策に関する取組を推進する。

4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止 （電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）	【重点化】

（情報通信機能の強化）
- 超高速情報通信網整備（光ファイバー網）（産業／県・市）
- 市庁舎の非常用発電機の配備（行政／市）再掲

（情報伝達手段の多様化）
- 戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備【(１)～(８)が内訳】再掲
 - (１)戸別受信機（文字放送器を含む）の設置（行政／市）
 - (２)屋外拡声子局の設置（行政／市）
 - (３)テレビ、ラジオへの情報配信依頼（行政／県・市）
 - (４)市登録メール、あんしんトリピーメールによる情報配信（行政／県・市）
 - (５)緊急速報（エリアメール）（行政／県・市）
 - (６)Yahoo!防災速報（行政／県・市）
 - (７)ホームページによる情報配信（行政／県・市）
 - (８)防災アプリ、市公式 SNS による情報配信（行政／県・市）
- 市ホームページの利用満足度の向上推進（行政／市）
- 衛星携帯電話の整備（行政／市）
- NTT との特設緊急電話協定の締結推進（行政／市）

（５）地域経済活動の維持

（経済活動、サプライチェーンの維持）

5-1-1 大規模自然災害時や新興感染症等の新たなリスクにおける事業活動の早期再開を図るため、個別企業の業務継続計画（BCP）策定を促進する。

5-1-2 災害発生時における観光産業の停滞を最小限に抑えるため、主要観光拠点へのアクセス道路やライフラインの早期復旧を推進するとともに、観光関連事業者等における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

5-1-3 金融機関、商工会議所、物流事業者について、同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。

5-1-4 災害発生時において、工業用水関係施設が甚大な被害を受けないように、管路の老朽化対策や耐震化等の施設整備を推進する。

5-1-5 山林の荒廃を抑制するため、指定管理鳥獣の適正な管理による植生の食害等を防止するとともに、路網整備や機械導入等、林業の生産力強化に向けた取組を推進する。

5-1-6 災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

（交通インフラネットワーク整備）

5-2-1 東日本大震災では、太平洋側の交通ネットワークに機能不全が生じ、日本海側の道路・鉄道・港湾等が、救助・救援やその後の復旧活動等に全面的に活用されたことから、南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化による交通ネットワークのリダンダンシー（多重性・代替性）確保に向け、国・県と協力して取組む。

5-2-2 国土の強靭化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、国・県が実施する山陰道の北条道路の整備、北条湯原道路の倉吉関金道路、及び未事業化区間の整備等の交通・物流のミッシングリンクの解消と、これら高規格道路等の付加車線整備や４車線化による機能強化の促進を図る。

5-2-3 分散型国土を形成するうえで基軸となる高速鉄道化については、全国の高速鉄道ネットワークとのアクセス改善等、そのあり方を検討していく。

5-2-4 国土の基軸となる高規格道路網、鉄道網等における交通の結節点は、物流・人流が集中することから、その安全で円滑な移動のための機能強化を図る。

5-2-5 物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策、機能向上とともに、交通ネットワークのリダンダンシーを確保するため、緊急輸送道路と防災拠点とのネットワークを形成する市管理道の整備を促進する。

5-2-6 道路ストック点検と倉吉市のインフラ長寿命化計画（個別計画）に基づき、道路施設の老朽化対策や道路斜面等の防災対策、緊急輸送等に重要な市管理道（橋梁含む）の耐震化と機能強化の着実な推進等、道路施設の適切な維持管理を推進する。

（鉄道機能の強化）

5-2-7 大規模地震時の交通機関被害予測を踏まえ、鳥取県と県内市町村のJR西日本との相互協定の活用と運送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築等、交通・物流のリダンダンシー（多重化・代替性）の確保を図る。

（食料等の安定供給）

5-3-1 豊かな森林資源の活用、評価の高い農畜産物の安定的な供給による競争力の確保等、農林水産業の活力増進を図る。

5-3-2 地震や豪雪・台風などによる農畜産物被害の防止・軽減を図るため、被害の未然防止に向けた農業技術対策や農業用施設の点検・補強等を推進する。

5-3-3 地震等の災害発生時に、老朽化により農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある土地改良施設（排水機場、頭首工等）について、必要な機能保全対策等を推進する。

5-3-4 災害時における長期間の学校給食の停止を防ぐため、倉吉市立の学校給食センターの耐震化に続き、早期復旧及び安定供給に必要な施設整備や対策、体制の整備を促進する。

（用水の安定供給）

5-4-1 災害時における渇水被害の抑制や影響を最小化できるよう、事業者と連携のうえ、農業水利施設の耐震化及び長寿命化を図り、維持管理と機能強化を促進する。

5-4-2 施設の老朽化や気候変動への対策として、上水道・工業水道・農業水利施設について、長寿命化を含めた戦略的な維持管理と機能強化を促進する。

5-4-3 渇水対策及び災害時の代替水源として、災害時協力井戸等防災井戸の地下水活用に取り組むなど、事前に渇水・高温対策の検討を推進する。

5-4-4 天神川水系で渇水が想定される際の時系列的な事前行動や体制について、「渇水調整協議会（河川管理者（国・県・市町村）や利水者（上水道事業者・農業団体等）で構成）」が運用する「天神川水系渇水対応タイムライン」に基づき、取水制限や節水目標提示などの措置を迅速、且つ効果的に実行できる体制の強化を推進する。

5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）

（関係者連携）

・各種協定の締結、各機関・団体等との連絡調整の実施
（保健医療・産業・国土保全／県・市・その他）再掲

5-2	交通インフラネットワークの機能停止 【重点化】

（橋梁耐震化等による機能強化）

・市管理道路橋りょう長寿命化計画の推進（補修対策を含む）（国土保全／市）再掲
・市道橋りょうの補修対策の実施（国土保全／市）
・緊急輸送道路とネットワークを形成する市管理道の整備（国土保全／市）
・関係機関と連携した道路除雪の実施、除雪体制確保（国土保全／県・市・その他）再掲

5-3	食料等の安定供給の停滞

（関係者の協力連携）

・県と市町村との適正な備蓄量確保と連携体制の整備
（飲料水、食料、生活関連物資）（行政／県・市）再掲
・各種協定の締結、各機関・団体等との連絡調整の実施
（保健医療・産業・国土保全／県・市・その他）再掲
・学校給食センターの耐震化（行政／市）

5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（耐震化等による機能維持）

・対策が必要と判明した基幹的農業水利施設のうち、頭首工における保全対策着手、または健全度評価等による対策時期の見直し施設数（産業／県・市・その他）
・上水道基幹管路の耐震化推進（住環境／市）再掲
・災害時協力井戸の登録数（住環境／県・市）

（６）ライフラインの確保及び早期復旧

（エネルギー供給ネットワークの維持）

6-1-1 大規模自然災害が発生した際、ライフラインの確保は経済社会システムの機能継続に必須であるため、ライフライン被害予測等を踏まえた防災・減災対策やリダンダンシー（多重性・代替性）の確保の取組を促進する。

6-1-2 電力の長期供給停止や大規模停電（ブラックアウト）を回避するため、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務体制の継続・強化を図る。

6-1-3 ガスや石油等の燃料は、地域の産業を支えるエネルギーであり、災害対応力の強化とサプライチェーン確保は不可欠であるため、災害時協力協定の締結等により官民連携による石油供給ルートの維持を図る。

6-1-4 災害発生時の電力需要の逼迫に備え、官民が連携し、自家発電設備や蓄電池で給電する無停電電源装置の導入拡大を促進する。

6-1-5 地域に存する資源を有効に活用し、木質バイオマスや小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

6-1-6 再掲 災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、地域新電力を通じて地産電力を調達・供給するなど、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進する。

（上下水道等の供給）

6-2-1 地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、基幹管路やポンプ場・終末処理場等の耐震化・耐水化、老朽化対策、業務継続計画（BCP）による機能継続を図る。特に、埼玉県八潮市で発生した下水管渠を起因とする道路陥没事故と同様の事例が発生しないよう、全国特別重点調査で対策が必要とされた管渠の老朽化対策工事を速やかに実施する。また、国において議論されている下水管渠の今後の点検・調査・診断のあり方に係る検討状況を踏まえ、DX 化による点検等の方法や頻度の見直しを行う。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時協力井戸の普及を図る。

6-2-2 避難所の生活環境を向上させるため、仮設トイレの供給体制の構築、簡易トイレの備蓄、マンホールトイレシステムの整備、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化を推進する。

6-2-3 組立式給水タンクの備蓄や既存受水槽の活用等により、給水車による応急給水効率の向上を図る。また、早急な施設復旧を行うため、被災自治体による初動対応を確認・整理し、広域支援体制へスムーズに移行させる。

6-2-4 「倉吉市上下水道耐震化計画」に基づき、避難所等の重要施設へ通じる主要管路の耐震化を優先的に推進し、災害発生時の上下水道機能を確保する。

（地域交通ネットワークの維持）

6-3-1 輸送ルートの確実な確保や地域間の交通ネットワークのリダンダンシー（多重性・代替性）確保のため、高規格道路「北条湯原道路」のミッシングリンクの早期解消、幹線道路ネットワークの整備を推進するとともに、国・県・市町村の各道路管理者間で連携した維持管理体制の取組を推進する。

6-3-2 橋梁を含めた道路インフラの老朽化については、予防保全型の維持管理を推進する。

6-3-3 地域交通の維持のため、緊急輸送に重要となる市管理道等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策の計画的な実施、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。

6-3-4 液状化危険度予測や路面下空洞調査を踏まえた対策を実施するほか、豪雪（倒木等を含む）による分断を防ぐための道路除雪・啓開体制を整備し、地域交通ネットワークの早期復旧の取組を推進する。

6-3-5 中山間地域等における多様な主体が管理する道路を把握し、避難路や代替輸送路の確保のため、災害時の迂回路となる農道や林道の必要な整備を推進する。

6-3-6 道路啓開体制の構築等早期復旧の実効性の確保のため、災害発生直後から道路の被災・寸断状況の道路交通情報を的確に把握するとともに、災害応援協定を締結している建設業協会等と連携した取組を進める。

6-3-7 再掲 物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策、機能向上とともに、交通ネットワークのリダンダンシーを確保するため、緊急輸送道路と防災拠点とのネットワークを形成する市管理道の整備を促進する。

6-3-8 再掲 除雪を確実に行うための除雪機械の充実や整備、市職員及び建設業者等のオペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化、雪寒事業対策必要箇所の整備を推進する。

6-1	電力供給ネットワーク等機能停止 （発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）	【重点化】

（エネルギー供給企業との協力連携）

・鳥取県石油協同組合中部支部との災害時協力協定の締結（行政・産業／市・その他）再掲
・中国電力ネットワーク(株)との連携体制の確保（産業／市・その他）
・LP ガス協会との災害時応援協定の締結（行政・産業／市・その他）

6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 （用水供給の途絶、汚水流出対策含む）	【重点化】

（上下水道の耐震化と BCP 策定運用）

・上水道基幹管路の耐震化推進（住環境／市）再掲
・上水道 BCP 策定（行政／市）再掲
・地震対策上重要な下水道管渠の耐震化推進（住環境／市）再掲
・下水道 BCP 策定（行政／市）再掲

・上下水道管路等の耐震性能確保済みの施設の割合（行政／市）再掲
・マンホールトイレシステムの整備（住環境/市）
・浄化槽に占める合併処理浄化槽の設置推進（住環境／市・その他）
・農業集落排水施設の機能診断実施推進（住環境／市）
・災害時協力井戸の登録推進（住環境／県・市）
・県と県内市町村による「災害時の相互応援に関する協定」の締結（行政／県・市）
・県外自治体との災害時応援協定の締結（行政／市）

6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）	【重点化】

（地域交通ネットワークの確保）
・市管理道路橋りょう長寿命化計画の推進（補修対策を含む）（国土保全／市）再掲
・市道橋りょうの補修対策の実施（国土保全／市）
・緊急輸送道路とネットワークを形成する市管理道の整備（国土保全／市）再掲
・関係機関と連携した道路除雪の実施、除雪体制確保（国土保全／県・市・その他）再掲
・個別施設計画（道路）の策定（国土保全／市）

（７）二次災害の防止

（大規模火災、広域複合火災）

7-1-1 地震後の火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。また、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の活用により、倒壊の恐れのある家屋等での二次災害の防止を図る。

7-1-2 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化や耐震性貯水槽の整備等を促進する。

7-1-3 工業用地等での火災、煙、有害物質等の流出を伴う広域複合火災により、周辺生活環境や経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう関係機関による対策の促進及び災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組を推進する。

7-1-4 地震災害等の過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防団、自主防災組織等の充実強化等、初動対応力の向上と救助・救急体制及び受援体制の充実・強化を図る。

7-1-5 自らの命は自ら守るという意識を浸透させるため、住民への継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。

7-1-6 大規模火災の発生に備え、初期消火活動等で有効な消防団や自主防災組織の充実・強化を図る。また、関係団体と協定を締結するなど、水利確保に努める。

7-1-7 大規模災害による建物の倒壊等で幹線道路が閉塞した場合、代替輸送として迂回道路を指定することや、陸路以外での輸送手段を検討するとともに、公共交通事業者等と協力を強化するなど、複数の輸送手段の確保やリダンダンシーの確保に向けた取組を推進する。

7-1-8 倒壊による交通麻痺を回避するため、輸送事業者、道路管理者（国・県・市町村）及び警察等の関係機関で回避手段を検討し、連携体制を構築する。

7-1-9 複合災害の発生等による混乱期においても、限られた人員・資機材等を効率的・効果的に配置できるよう、被災シナリオの見直しを含め、業務継続計画（BCP）の策定、見直しを図る。

（ため池、ダム、農地・森林等）

7-2-1 ため池決壊による下流地域の浸水被害等を防止するため、防災・減災対策やハザードマップの整備等、総合的な対策を推進する。

7-2-2 農地が持つ洪水防止・土砂崩壊防止・土壌侵食防止等の多面的機能を維持するため、田んぼダムの取組や継続的な営農活動を行う組織等を支援するとともに、外部団体との連携等による組織の体制強化を促すことにより、農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組を推進する。

7-2-3 森林の荒廃防止及び国土保全機能の発揮のため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、造林、間伐等の適正な森林整備や林道等の路網整備等を計画的に推進する。また、野生鳥獣による農地・森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

7-2-4 再掲 山林の荒廃を抑制するため、指定管理鳥獣の適正な管理による植生の食害等を防止するとともに、路網整備や機械導入等、林業の生産力強化に向けた取組を推進する。

（有害物質）

7-3-1 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を抑制するため、PCB 廃棄物の保管事業者に対して PCB 汚染処理機器の適正保管や早期処理を指導する等、取組を推進する。

7-3-2 河川等の水域における有害物質の流出拡散による地域住民や利用者、環境への影響を抑制するため、各管理者を含めた関係者が連携し、応急処置、水質分析監視、原因者への指導等の取組を推進する。

（風評被害）

7-4-1 大規模自然災害の長期化による風評被害に対応するため、正確な情報収集を踏まえた県内外への的確な情報発信のための体制を強化する。

7-4-2 観光需要の早期回復、及び風評被害の抑制に向けた情報発信を推進する。

7-1	大規模火災や広域複合災害の発生

（活動人員の確保）

・自主防災組織の結成推進（住環境／その他）再掲
・消防団員の充足（行政／市）再掲
・被災建築物応急危険度判定士の充足（住環境／市）
・被災宅地危険度判定士の充足（住環境／市）

7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生 （農地・森林等の荒廃による被害を含む）	【重点化】

（ため池、ダム等施設の耐震化等（横断的分野（老朽化対策）と連携）
・重要ため池で整備優先度が高いものから耐震化対策の実施（産業・国土保全／市・その他）
（危険情報の周知）
・重要ため池のハザードマップ作成推進（産業／市）再掲

7-3	有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の拡散・流出の防止）
・天神川水質汚濁防止連絡協議会への参画（国土保全／県・市）

7-4	風評被害等による県内経済等への甚大な影響

（正しい情報の提供）
・記者クラブとの連携強化と情報提供体制の構築（行政／市・その他）
・戸別受信機等による避難情報等伝達体制の整備【(１)～(８)が内訳】再掲
　(１)戸別受信機（文字放送器を含む）の設置（行政／市）
　(２)屋外拡声子局の設置（行政／市）
　(３)テレビ、ラジオへの情報配信依頼（行政／県・市）
　(４)市登録メール、あんしんトリピーメールによる情報配信（行政／県・市）
　(５)緊急速報（エリアメール）（行政／県・市）
　(６)Yahoo!防災速報（行政／県・市）
　(７)ホームページによる情報配信（行政／県・市）
　(８)防災アプリ、市公式 SNS による情報配信（行政／県・市）
・市ホームページの利用満足度の向上推進（行政／市）

（８）迅速な復旧・復興

（大量の災害廃棄物）

8-1-1 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、倉吉市の災害廃棄物処理計画を基に、ごみ焼却施設の耐震化や老朽化対策、非常用電源の確保、仮置き場の確保等の検討を図る。

8-1-2 市の災害廃棄物処理計画について、状況の変化や近年の災害で判明した課題を踏まえて見直しを行う。

8-1-3 市災害廃棄物処理計画の訓練の支援により、計画の実効性を高める。

（人材等の不足）

8-2-1 災害発生時の障害物の除去、緊急輸送道路や地域交通等の確保のための道路啓開活動、河川増水に伴う水防活動、雪害時の除雪作業等を迅速かつ効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通した建設業者の協力・支援を受けるとともに、災害時の地域住民、行政機関、建設業者等との連携体制の強化を図る。

8-2-2 建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請・下請関係の適正化、及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者や女性のキャリアアップ・活躍に向けた取組を推進する。

8-2-3 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、災害時応援協定に基づく初動調査を迅速に実施できる体制を構築する。必要に応じて技術的支援を行う TEC-FORCE の派遣等、国、県との連携や市町村同士の相互応援体制を強化する。インフラ維持管理や災害復旧を担う技術職員、地域事情に精通した建設業の技能労働者等の確保・育成や、職員が不足している市町村に対する技術的支援を推進する。

8-2-4 復旧・復興に必要な職員の中長期派遣要員を確保する。

8-2-5 持続可能なインフラメンテナンスサイクルのため、自治体間のインフラを広域・他分野で束ねて効率的に維持管理する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組や、PFI 法や地方自治法等に基づき上下水道一体での施設の維持管理・更新を民間に長期一括で委託し、民間の資金や経営能力を活用して効率化を図る「水の官民連携（ウォーターPPP）」の取組を推進する。

8-2-6 被災家屋周辺の土砂撤去や除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害直後から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるよう、人材育成や体制づくりを図る。

8-2-7 被災住宅の早期復旧・復興を図るため、迅速な罹災証明発行等の体制を構築するとともに、住宅修繕工事の人材確保に向けた対策を推進する。

（文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等）

8-3-1 災害による文化財の被害防止・軽減のため、施設等の耐震対策・防火対策等を推進するとともに、保全体制の強化を図る。

8-3-2 災害により文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や文化財ハザードマップを作成し、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。

8-3-3 地域の災害対応力の向上のため、自治公民館の加入推進による地域づくりの基盤強化や、自主防災組織等による防災マップ・支え愛マップの作成・訓練・防災教育の実施、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくりとともに、地区防災計画の策定、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組推進と関係機関等が連携した支援の充実を図る。

8-3-4 地域コミュニティの充実・強化のため、高齢化が進む中山間地域の移住促進やボランティア等の受入れ、高齢者・障がい者等の要配慮者のサポートを含む自主防災組織の活動を推進する。

（基幹インフラの損壊）

8-4-1 輸送モード相互の連携やリダンダンシー（多重性・代替性）の確保による交通ネットワークの形成を図るため、山陰道の北条道路、北条湯原道路をはじめとする高規格道路ネットワークの着実な整備が計画的に推進するため、国・県等と連携、支援す

る。

8-4-2 再掲 「倉吉市公共施設等総合管理計画」や「倉吉市橋梁長寿命化修繕計画」、「倉吉市大型構造物長寿命化計画」等に基づき、防災拠点施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた老朽化対策と機能強化を推進する。

8-4-3 再掲 物流等の途絶を防止し、迅速な輸送を果たすため、緊急輸送道路を含む交通・物流に資するインフラの防災・減災対策、機能向上とともに、交通ネットワークのリダンダンシーを確保するため、緊急輸送道路と防災拠点とのネットワークを形成する市管理道の整備を促進する。

8-4-4 基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

8-4-5 再掲 被災家屋周辺の土砂撤去や除雪、その他の生活支援等について、災害ボランティアが災害直後から効果的に機能するよう、円滑な受入れと適切な運営ができるよう、人材育成や体制づくりを図る。

8-4-6 再掲 持続可能なインフラメンテナンスサイクルのため、自治体間のインフラを広域・他分野で束ねて効率的に維持管理する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組や、PFI 法や地方自治法等に基づき上下水道一体での施設の維持管理・更新を民間に長期一括で委託し、民間の資金や経営能力を活用して効率化を図る「水の官民連携（ウォーターPPP）」の取組を推進する。

（長期にわたる浸水被害）

8-5-1 再掲 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。

8-5-2 再掲 局地的豪雨等の激甚化・頻発化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直しを検討する。また、浸水常襲地域においては、国・県等の関係機関と連携して、下水道や排水機場の整備等、内水対策を併せて推進する。

8-5-3 再掲 浸水想定区域における洪水ハザードマップの公表・周知とともに、水防訓練や水害版図上訓練等の実施により地域防災力の向上を図る。また、避難行動を円滑かつ迅速に行うため、降雨状況、河川水位等の洪水危険情報に対応した警戒避難体制の構築と、住民への分かり易く的確な情報伝達・提供を行う。

8-5-4 再掲 洪水時のリアルタイムな河川情報を得るため、水位計や河川監視カメラ等の設置・機能強化を推進する。

8-5-5 想定し得る最大規模の降雨、及び中小河川も含めた洪水・内水の浸水想定区域図に対応した各種ハザードマップの作成、浸水表示板設置による住民への周知等のソフト対策を推進する。

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物対策の推進）
・災害廃棄物処理計画策定（市）（行政・産業・国土保全／市）
・災害廃棄物対応訓練の実施（住環境／市）

8-2	復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（人材の確保・育成（横断的分野（人口減少対策）との連携））
・倉吉市建設協議会等との防災協定の締結（住環境・国土保全／市）
・公共工事の週休２日工事導入率（産業／県・市）

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（文化財の保存）
・文化財防災対策マニュアルの策定（住環境／県・市）
・指定文化財のリスト作成（住環境／市）

（地域コミュニティの構築（横断的分野（リスクコミュニケーション）と連携））
・自治公民館への加入推進（住環境／市・その他）再掲
・自主防災組織の結成推進（住環境／その他）再掲
・スーパーボランティアによる土木インフラ管理及び地域づくりの推進
（国土保全／県・市・その他）
・市 BCP 策定（行政／市）再掲

8-4	基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（基幹インフラの代替性・冗長性の確保のための整備促進）
・地籍調査の推進（行政・国土保全／市）

8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（洪水対策の推進）
・内水浸水対策施設の整備推進（行政・住環境・保健医療・産業・国土保全／市）再掲

（浸水危険区域の周知、広域的な避難体制の構築）
・広域的な避難を想定した県内自治体及び県外自治体との相互応援協定の締結
（行政・国土保全／県・市・その他）
・浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の策定推進
（保健医療／市・その他）再掲
・集落単位の防災マップ作成推進（住環境／市・その他）再掲
・内水浸水想定区域図作成（行政／市）再掲
・浸水想定の道路、河川の監視カメラ設置数（住環境・国土保全／市）
・浸水想定の河川水位計の設置基数（住環境・国土保全／市）
・農業用施設（ため池、用水路等）の監視カメラ、水位計の設置基数
（住環境・国土保全／市）

（９）横断的分野

大規模自然災害に対する強靭化は、人口減少が進む現状に立ち向かい、本地域の強みと特性を活かして、持続的な地域社会を構築しながら進めていく必要があるが、これをより効率的、効果的に促進する上で、６項目の横断的分野を設定し、施策分野横断間の連携、さらには「第３期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との相乗効果を高めていくこととする。

①リスクコミュニケーション分野

少子高齢化が進展する中、地域防災力を強化するためには、防災教育により自ら考え行動する自助の啓発と避難行動要支援者を地域住民でサポートする共助の体制づくりが必要である。このためには、自治公民館の加入推進による地域基盤の強化をはじめ、子どもから高齢者を含め、ボランティア協力を活用した地域コミュニティの再構築が不可欠である。また、地域住民と行政の情報連絡体制を確保するための地域コミュニティ構築が課題となっている。

このことから、地域住民や外国人観光客を含めた来訪者に向けた防災情報の提供や地域コミュニティ構築に向け、リスクコミュニケーション分野を設定する。

① リスクコミュニケーション

（警戒避難情報の伝達）

・超高速情報通信網整備（光ファイバー網）（産業／県・市）再掲
・主要観光施設（赤瓦周辺）の無料公衆無線 LAN 整備（行政／県・市）再掲
・孤立する恐れのある集落における携帯電話不感地区の解消（住環境／市・その他）再掲

（地域コミュニティ構築）

・自治公民館への加入推進（住環境／市・その他）再掲
・集落単位での支え愛マップの作成推進（住環境／市・その他）再掲
・自主防災組織の結成推進（住環境／その他）再掲
・災害時協力井戸の登録推進（住環境／市）再掲

②老朽化対策分野

激甚化・頻発化する気象災害の中、建設後 50 年以上を経過するインフラが急増しており、老朽化も加速していることから、適切な機能強化、補修、更新が急務となっている。また、少子高齢化が進展するうえで、行政庁舎等の防災拠点となる建物についても、その利用形態の変化に対応するとともに、国、県等の関係機関との連携を図りながら、統廃合を含めた適切な維持管理が必要となっている。

インフラの機能維持は、持続的な社会経済システムの発展を支える基盤として不可欠であり、国土強靭化を図るための「事前に備えるべき８つの目標」を達成する上で共通の課題となることから、老朽化対策分野を設定する。

② 老朽化対策

（「公共施設等総合管理計画」に基づく市有建物・インフラの機能維持・維持管理）

・公共施設等総合管理計画の策定（行政／市）
・公共施設等個別施設計画の策定（行政／市）
・市管理道路橋りょう長寿命化計画の推進（補修対策を含む）（国土保全／市）再掲
・市道橋りょうの補修対策の実施（国土保全／市）
・個別施設計画（道路）の策定（国土保全／市）再掲
・対策が必要と判明した基幹的農業水利施設のうち、頭首工における保全対策着手、または健全度評価等による対策時期の見直し施設数（産業／県・市・その他）再掲
・老朽化した公営住宅団地の老朽化対策のための改修の完了率（国土保全／県・市）

③人口減少対策分野

国土強靭化における取組は、人口減少下での持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、この成果は「第３期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも資することとなるため、この戦略と連携し相乗効果を高めていく必要があることから人口減少対策分野を設定する。

なお、人口減少対策分野における重要業績指標は、第３期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められていることから、本計画においては個別指標の設定は行わないこととする。

③　人口減少対策

※重要業績指標なし（第３期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略による）

④人材育成分野

国土強靭化に向けた持続的な取組は、地方公共団体のみならず、民間事業者、大学・研究機関、NPO、住民等の様々な主体の参画の下に行われるべきものである。しかし、本県の人口は高齢化の進展と生産年齢人口の減少の傾向は今後も継続するとみられ、避難誘導の困難化や医療サービスの低下、復旧・復興に係る対応の遅れ等、様々な分野で人材確保・育成は課題となることから、人材育成分野を設定する。

④　人材育成

（災害対応に係る人材の確保と育成）

・地区防災リーダー（防災士）の育成推進（住環境／市・その他）再掲
・被災建築物応急危険度判定士の充足（住環境／市）再掲
・被災宅地危険度判定士の充足（住環境／市）再掲
・自主防災組織の結成推進（住環境／その他）再掲
・公共工事の週休２日工事導入率（産業／県・市）再掲

⑤官民連携分野

第１期計画において進捗が遅れていた住民や民間事業者の取組について、一層促進する必要がある。このため、県をはじめ国、各市町村等との連携を強化することでさらなる取組の加速化を図るべく、官民連携分野を設定する。

⑤　官民連携

（民間との連携強化の推進）

・住宅の耐震化の推進（住環境／市）再掲
・多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化の推進（住環境／県・市・その他）再掲
・民間企業、団体等との飲料、食料、生活関連物資の調達に係る連携の推進（産業／県・市）再掲
・倉吉市建設協議会等との防災協定の締結（住環境・国土保全／市）再掲

⑥デジタル活用分野

少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化している。このような社会情勢において、人手不足の解消や、作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AI や IoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靭化施策の高度化が急務となっている。

このため、防災・減災分野においても、頻発する大規模自然災害等に対応し、安全・安心な地域づくりのために、防災 DX の推進による災害対応の高度化と効率化や、災害情報の的確な収集・共有の推進に向け、デジタル活用分野を設定する。

⑥　デジタル活用

（防災 DX の推進による災害対応の効率化）

・マイナンバーカード保有枚数の増加（行政／市）再掲
・ICT-BCP（情報システム部門の業務継続計画）策定（行政／市）再掲
・IT システムの外部ネット環境の構築による資産有効活用、データのバックアップ、セキュリティ強化の推進（クラウド化）（行政／市）再掲
・超高速情報通信網整備（光ファイバー網）（産業／県・市）再掲
・市防災情報システムの構築（行政／市）再掲
・被災者支援システムの導入（行政／県・市）再掲

３．個別施策分野の役割

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組の集合体であるが、これら個々の取組は、「Ⅳ３.施策分野の設定」で定義したとおり、５つの個別施策分野に属するものである。脆弱性評価に基づく国土強靭化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国、県、市町村、民間等との連携等に留意して施策の推進を図る。

（１）行政機能分野（行政機能／警察・消防等）

・災害情報等に関する関係機関の情報共有と、住民への迅速な情報提供や適切な避難情報の発出を図る。その際、外国人観光客を含む来県者等の迅速な避難行動を促すため、多様な情報伝達手段による情報提供の体制強化を図る。
・災害発生直後からの被災地での食料、飲料水等の物資供給の長期停止に備え、飲料水等の生活関連物資の確保に必要な関係団体との協定を締結するなど、関係機関が連携して流通備蓄を含めた非常用物資の備蓄量を確保する。また、長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能や生活環境が維持できるよう、指定避難所の電源対策に関する取組を推進する。
・消防団員数の増加、自主防災組織の拡充を含めた地域全体の取組による活動人員の確保・育成を図る。
・復旧・復興に向けた防災拠点となる官庁等の耐震化・耐水化等の耐災害性の向上、電力や情報通信回線の確保・複数化等の機能強化により、災害対応力の向上を図る。
・各行政機関における業務継続計画（BCP）の検証と見直し、実効性を高めるための訓練等の促進、災害時の応援協定の締結、各分野における人材の確保・育成、データのバックアップ等により、業務体制の継続・強化を図る。
・県内外の大規模災害時の広域応援体制の強化に向け、中国地方や関西広域連合との広域的な連携を図るとともに、同時被災の可能性が低い徳島県とのカウンターパートの取組について一層の促進を図り、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する。
・災害等発生時における被災者支援の円滑化、迅速化を図るため、「被災者支援システム」の円滑な運用やマイナンバーカードの活用等、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進するとともに、情報通信基盤の機能強化・維持を図る。
・停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を推進し、災害時の交通の円滑化を図る。

（２）住環境分野（住宅・都市、環境）

・居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設の耐震化とともに、天井等の非構造部材の落下防止、ブロック塀の倒壊防止や家具類転倒防止等の対策を促進す

る。併せて、住宅密集地での感震ブレーカー設置、耐震性貯水槽の設置等の火災延焼等の防火・消火対策を促進する。
・倒壊により住民への被害はもとより、道路を遮断し緊急時の避難等の妨げとなる空き家、空き施設の実態調査及び除却を促進する。
・住民等の適切な避難行動のため、洪水ハザードマップ等の浸水深や洪水時の家屋倒壊危険ゾーン等を踏まえ、的確な行動判断の構築に向けた取組を促進する。さらに、想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図に対応した各種ハザードマップの作成等による住民への周知等を推進する。
・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、施設の耐震化・耐水化、老朽化対策、業務継続計画（BCP）による機能継続を図る。さらに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や災害時のリダンダンシーの確保のため、災害時協力井戸の普及を図る。
・早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、市の災害廃棄物処理計画について、状況の変化や近年の災害で判明した課題を踏まえて見直しを行う。
・災害による文化財の喪失を防止するため、文化財防災対策マニュアルの策定や文化財ハザードマップ作成の支援、指定・未指定文化財の抽出やリスト化を推進する。

（３）保健医療・福祉分野
・高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、手話を通じた防災サインやヨメテル（AI音声認識により通話相手の音声をリアルタイムに文字にして伝えるアプリ）の活用等、多様な情報伝達や避難体制の構築、平常時の見守り体制づくり等を推進する。
・災害直後からの医療機関、福祉施設の業務継続を図るため、業務継続計画（BCP）の策定を促進し、関係機関と連携した避難訓練等の実施と検証により、その実効性を高める。特に災害拠点病院では、他の医療機関への支援と医療機能の継続のため、施設の耐震化や耐水化に加え、自家発電機・給水設備による稼働体制の維持を促進する。
・災害現場での迅速・的確な活動の確保を図るため、災害派遣チーム（DMATやDWAT等）の派遣体制を確保する。また、新興感染症の発生・蔓延時の対応チーム（DICT）の受入れ体制を構築するなど、有事に備えた医療提供体制確保に取り組む。
・住民の積極的な避難を促進するとともに、災害関連死を防止するため、指定避難所の迅速な開設や、スフィア基準を考慮した避難所の生活環境の向上（プライバシーの確保、良好な就寝環境・清潔なトイレ環境の整備、適切な食事の提供、入浴機能を持つコンテナの活用、空調設備の設置等）を図る。
・避難所の運営体制の構築や、運営支援を担う地域における避難所サポーターの養成を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所の確保を図る。
・災害時の支援等にかかる協定の締結、県内外からの災害ボランティアや救援物資等の受入れ体制の整備等の取組を推進する。

・地域の災害対応力の向上のため、自主防災組織等による防災士等の防災リーダーの確保・育成、支え愛マップづくりや訓練や防災教育の実施等の支え愛活動を通じた地域づくりの促進に加え、事例や研究成果等の共有による地域の防災体制強化等の取組や関係機関等が連携した支援の充実を図る。

（４）産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）

・大規模地震で電気やガスが長期に途絶しないよう、施設の耐震化の推進と併せて、各エネルギー事業者と供給体制の構築を図る。
・輸送基盤の防災・減災対策を進め、燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持する。また、サプライチェーンリスクに対応するため、国内回帰・多元化等により一極集中の是正を図る。
・金融機関・県内商工団体・物流事業者について、同時被災の可能性が低い地域間の連携等による経済活動の継続に向けた取組を促進するとともに、地域経済を牽引する企業の育成を図る。
・電力の長期供給停止や大規模停電（ブラックアウト）を回避するため、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備等）の防災・減災対策や災害発生時の早期復旧及び電力会社の業務体制の継続・強化を図る。また、災害時のエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備整備等の支援を図る。
・農地が持つ洪水防止・土砂崩壊防止・土壌侵食防止等の多面的機能を維持するため、田んぼダムの取組や継続的な営農活動を行う活動組織等を支援するとともに、外部団体との連携等による活動組織の体制強化を促すことにより、農地・農業水利施設等の適切な保全管理の取組を促進する。
・少子高齢化や生産年齢人口の減少等を背景として、多くの業界・業種で人手不足が深刻化しているため、人手不足の解消や作業の効率化、生産性の向上を図る上で、AIやIoT、5G、ドローン等のデジタル技術を活用した幅広い分野での国土強靭化施策の高度化と効率化を図る。

（５）国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

・「倉吉市公共施設等総合管理計画」や「インフラ長寿命化計画（個別計画）」に基づき、予防保全型の維持管理を推進し、防災拠点施設や土木インフラの点検、インフラ長寿命化計画に基づいた道路施設等の老朽化対策と機能強化を推進する。
・大規模地震等による被害を最小限に留めるため、河川堤防、水門・樋門等の耐震化や老朽化対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化・無電力化について推進していく。
・気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に備え、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。
・局地的豪雨等の激甚化・頻発化する水害に対して、河川整備や堤防機能強化等のハード対策を着実に推進し、被害の最小化を図るとともに、計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直し、浸水常襲地域における内水対

策等を検討する。
・土砂災害に対して、ハード対策として土砂災害防止施設等の整備を着実に推進する。特に、要配慮者利用施設や防災拠点、及び避難所、社会経済活動を支える重要交通網の保全対策を重点的に推進する。
・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制の構築により、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。
・道路が被災した場合においても、早期の復旧を図るための減災・防災対策や道路ネットワークのみならず、港湾・漁港を含めたネットワークの多重化により、物資供給や救助・救援車両の移動ルートを複数選択可能とする交通ネットワークのリダンダンシー（多重性・代替性）を確保する。
・南海トラフ地震を念頭に、日本海側と太平洋側の連携強化による交通ネットワークのリダンタンシー（多重性・代替性）の確保に取り組む。国土の強靭化を進めていく上では、諸機能が集中する太平洋側のバックアップ機能を確保する日本海国土軸の形成が不可欠であり、交通・物流のミッシングリンクの解消、付加車線整備や4車線化による機能強化を推進する。
・地域交通の維持のため、緊急輸送に重要となる市管理道等の耐震化や老朽化対策、道路斜面等の防災対策の計画的な実施、鉄道事業者等の交通関係機関との連携による輸送ルートの確保等、ハード・ソフト両面からの取組を推進する。
・建設業の担い手確保・育成のため、建設工事の生産性向上や元請・下請関係の適正化、及び技能労働者を含めた建設従事者の就労環境の改善を図るとともに、若年者や女性のキャリアアップ・活躍に向けた取組を推進する。
・基幹インフラ等の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の着実な進捗を図る。

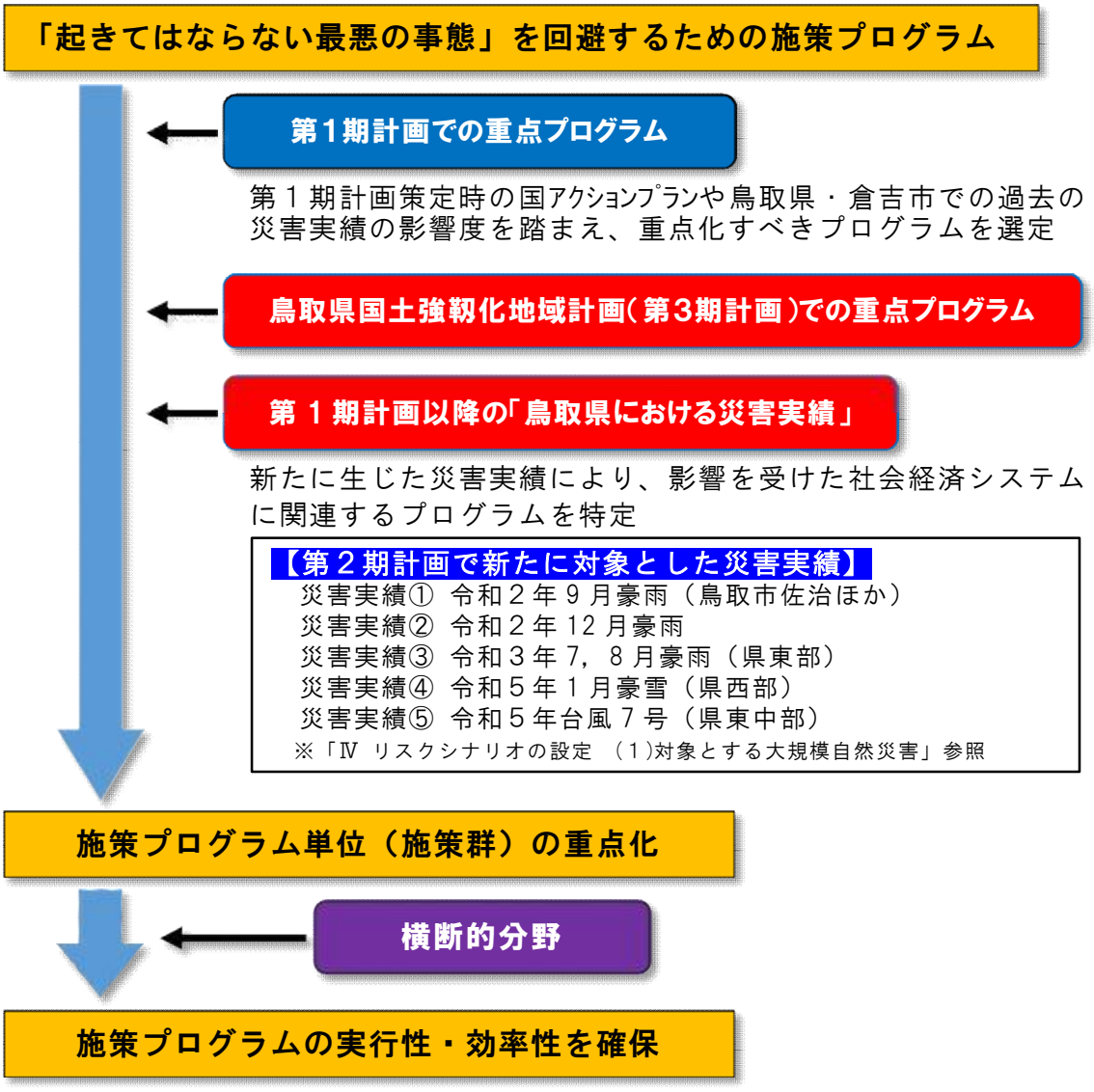
４．施策の重点化

限られた財源の中、計画の実効性を確保するためには、選択と集中の観点に立ち、計画に掲げる施策の重点化を図っていくことが必要である。このため、以下の観点から施策の重点化を行う。

【施策重点化のプロセス及び視点】

・30 の「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき「最悪の事態」を絞り込み、プログラムを重点化
　　重点化の視点⇒ 重要性（当該プログラムにおける施策の重要度）
　　緊急性（他の施策に優先して行う必要性）
　　波及性（他の政策目的への波及効果）　等
・重点化したプログラムの充実ため、横断的部分野からの施策を上乗せし、実行性と効率性を確保する。

施策プログラムの重点化は、以下のフローで実施する。



施策プログラムの重点化

第１期計画までの取組と国の基本計画、県地域計画（第３期計画）、及び過去に発生した各種自然災害による社会経済システムへの影響を踏まえ、第２期計画で重点化すべき施策プログラムを下表のとおり選定した。

プログラム重点化は、他地域で今後発生した災害事象や最新の知見による形態等を踏まえ、適宜見直しながら柔軟に対応していくこととする。

【重点化する施策プログラム】

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（30項目）	1期計画の重点化ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	県地域計画(3期)の重点化ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	R2 豪雨	R3 豪雨	R5 豪雪	R5 台風7号	2期計画のﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ重点化
Ⅰ.人命の保護が最大限に図られる Ⅱ.市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ.市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ.迅速な復旧復興	1．直接死を最大限防ぐ（人命保護）	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）	◎						
		1-2	津波による死傷者の発生							
		1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	◎	◎	●	●		●	●
		1-4	土砂災害等による死傷の発生、住宅の倒壊	◎	◎	●	●		●	●
		1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	◎	◎			●		●
		1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害よる死傷者の発生							
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生	◎						
	2.救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営、帰宅困難者対策含む)	◎						
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)		◎	○		●	●	●
		2-3	救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)	◎						
		2-4	保健・医療・福祉機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)	◎						
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		◎	●	●			●
	3.行政機能の確保	3-1	市町村等行政機関の機能不全	◎						
	4.情報通信機能の確保	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止(電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	◎	◎		●	●	●	●
	5.地域経済活動の維持	5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)	◎						
		5-2	交通インフラネットワークの機能停止	◎	◎		○		●	●
		5-3	食料等の安定供給の停滞							
		5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響							
	6.ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力供給ネットワーク等機能停止(発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)	◎	◎			●	●	●
		6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(用水供給の途絶、汚水流出対策含む)	◎			●	●	●	●
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)	◎	◎	●	●	●	●	●
	7.二次災害の防止	7-1	大規模火災や広域複合災害の発生							
		7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	◎	◎		●		●	●
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出							
		7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響							
	8.迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
		8-2	復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
		8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態							

［凡例］●：事態が生じた項目、○：極めて軽微な事態が生じた項目

※ ●が１つ以上ある事項を重点化。　1－2 は倉吉市に津波想定がないため重点化しない。

Ⅶ　計画の推進に向けて

１．計画推進

倉吉市の国土強靭化に向けては、地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、その実施には、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が求められる。

本計画の推進に当たっては、パブリックコメント等から得られた意見を反映するとともに、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、市域の国土強靭化システムとして、新たな施策展開を図っていくという PDCA サイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

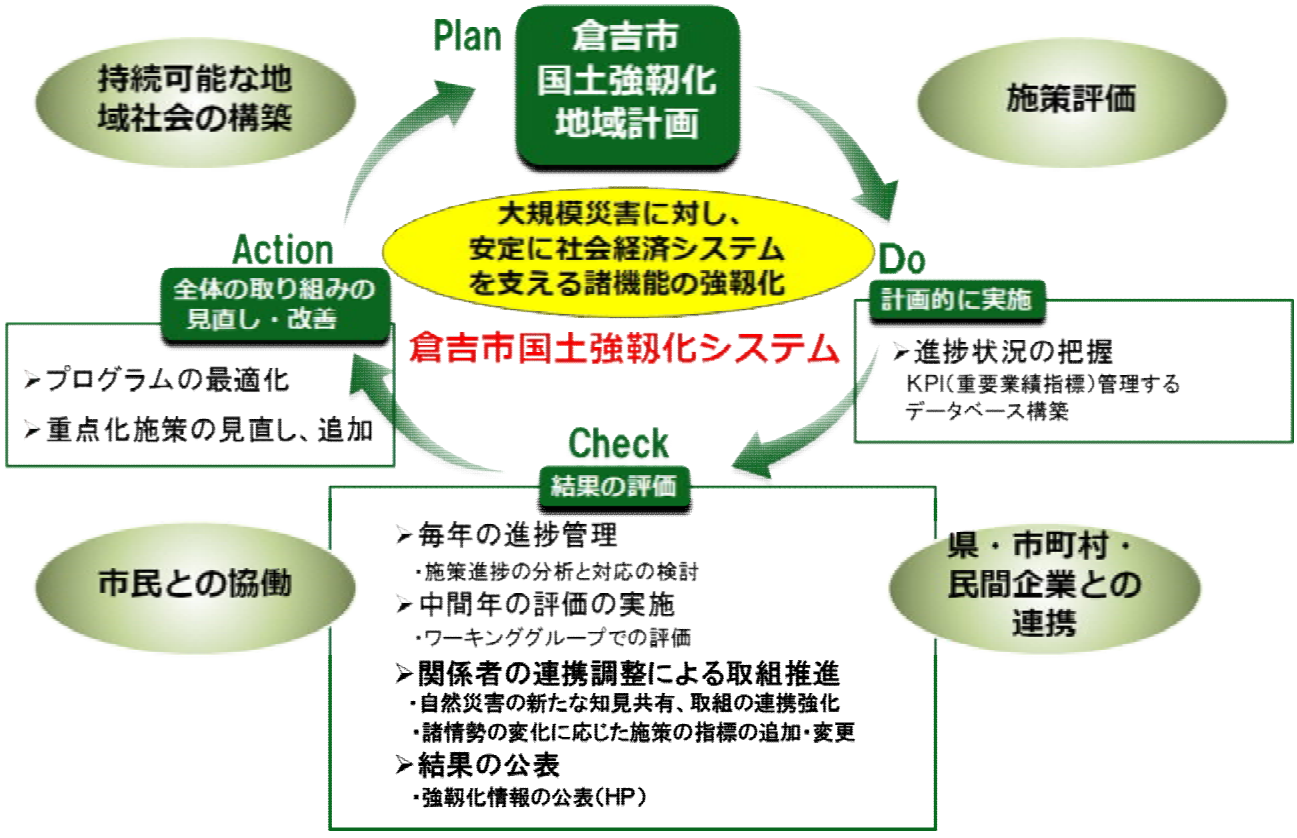
PDCA サイクルによる強靭化システム

【Plan】　先述した【STEP1】～【STEP5】を実施し、本市の国土強靭化システムの指針となる本計画を策定する。

【Do】　本計画に基づき、各部局に設定した施策を確実に実行する。

【Check】　「政策評価」となる重要業績指標（KPI）（別紙２）、事業一覧（別冊）等の達成状況を評価する。

【Action】　現在の社会経済情勢や国土強靭化施策の進捗状況などを考慮して、本計画の見直しを行う。



２．計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、重要業績指標（ＫＰＩ）（別紙２）及び事業一覧（別冊）を確認して、施策プログラムの達成状況を評価する。

また、効率的かつ確実に進捗管理を実施できる体制づくりを進める。

① 毎年の進捗管理

② 中間評価の実施（ワーキンググループ）

③ 結果の公表

また、全庁横断的な体制のもと、関係市町村・県・民間との連携を図り、住民とも協働して強靭化を図る。

① PDCA サイクルの構築

・国土強靭化ワーキンググループ（企画審議会）の適時開催

・諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更

・民間取組情報の収集

② 県・他市町村との連携

・各施策における県・他市町村の取組の把握

・県が追加修正する県地域計画との調整

３．計画の見直し等

（１）計画の推進期間

本計画においては、社会経済情勢の変化や国及び県を通じた国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、概ね５年を推進期間とする。

社会経済情勢の変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画の修正を要する場合には、適宜見直すものとする。

（２）他の計画等の見直し

本計画は、本市の国土強靭化に関する他の計画の指針として位置付けられるものであることから、「倉吉市地域防災計画」をはじめとする国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や本計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図っていくものとする。

倉吉市国土強靭化地域計画（2026 版）

令和８年 12 月

倉吉市

倉吉市建設部管理計画課
〒682-8611　倉吉市葵町 722
TEL　0858-22-8174
FAX　0858-22-8179
E-mail　kanri@city.kurayoshi.lg.jp

